

令和2年 第3回定例会

南種子町議会会議録

令和2年 9月 9日 開会

令和2年 9月 18日 閉会

南種子町議会

令和2年第3回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（9月9日）（水曜日）

1. 開 会	5
1. 開 議	5
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
1. 日程第2 会期の決定	5
1. 日程第3 議長諸報告	5
1. 日程第4 町長行政報告	6
1. 日程第5 提案理由の説明	10
町長説明	10
1. 日程第6 一般質問	13
7番 大崎照男君	13
1. 新型コロナウイルス関連事業対策について	
2. 町発注土木関連事業について	
3. 宇宙開発推進協力に関連する事項について	
4. 生活保護の見直しについて	
5. 非正規職員の給料アップについて	
1. 休 憩	22
1番 濱田一徳君	22
1. 農家支援施策について	
2. 自然環境保護について	
1. 休 憩	34
2番 福島照男君	34
1. もうかる農業政策の確立について	
2. ふるさと納税対策について	
1. 休 憩	49
9番 塩釜俊朗君	49
1. 防災・災害対策について	
2. 税収について	
3. 時刻サイレンについて	
1. 休 憩	65
1. 日程第7 承認第9号 専決処分した事件の承認について【令和	

	2年度南種町一般会計補正予算（第6号）】	65
総務課長説明		65
質疑		67
2番 福島照男君		67
6番 柳田 博君		70
1番 濱田一徳君		71
5番 名越多喜子さん		72
3番 廣濱正治君		73
8番 小園實重君		74
6番 柳田 博君		77
討論		77
採決		77
1. 日程第8 承認第10号 専決処分した事件の承認について【令和		
	2年度南種町水道事業会計補正予算（第	
	2号）】	77
水道課長説明		77
質疑		78
5番 名越多喜子さん		78
2番 福島照男君		78
8番 小園實重君		80
討論		80
採決		81
1. 日程第9 承認第11号 専決処分した事件の承認について【令和		
	2年度南種町一般会計補正予算（第7号）】	81
総務課長説明		81
質疑		82
8番 小園實重君		82
9番 塩釜俊朗君		83
2番 福島照男君		84
討論		85
採決		85
1. 散 会		85

第2号（9月10日）（木曜日）

1. 開 議	88
1. 日程第1 報告第2号 令和元年度 南種子町継続費精算報告書	88
総務課長説明	88
質疑	88
1. 日程第2 議案第33号 南種子町職員の育児休業等に関する条例 の一部を改正する条例制定について	88
総務課長説明	88
質疑	89
討論	89
採決	89
1. 日程第3 議案第34号 南種子町固定資産評価審査委員会条例の 一部を改正する条例制定について	90
総務課長説明	90
質疑	90
討論	90
採決	90
1. 日程第4 議案第35号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正す る条例制定について	91
総務課長説明	91
質疑	91
討論	91
採決	91
1. 日程第5 議案第36号 南種子町奨学資金貸与条例の一部を改正 する条例制定について	91
教育委員会管理課長説明	92
質疑	93
9番 塩釜俊朗君	93
2番 福島照男君	94
討論	94
採決	94
1. 日程第6 議案第37号 南種子町過疎地域自立促進計画の変更に ついて	95
総務課長説明	95
質疑	95

8番 小園實重君	95
討論	96
採決	96
1. 日程第7 議案第38号 工事請負契約の締結について【令和2年 度 南種子町清掃センター補修工事】	96
保健福祉課長説明	96
質疑	97
1番 濱田一徳君	97
2番 福島照男君	97
8番 小園實重君	98
討論	98
採決	98
1. 日程第8 議案第39号 町道路線の認定について	98
建設課長説明	98
質疑	99
討論	99
採決	99
1. 日程第9 議案第40号 令和2年度南種子町一般会計補正予算 (第8号)	99
総務課長説明	99
質疑	101
2番 福島照男君	101
8番 小園實重君	102
6番 柳田 博君	102
2番 福島照男君	104
6番 柳田 博君	107
討論	108
採決	108
1. 休 憩	108
1. 日程第10 議案第41号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第2号)	109
保健福祉課長説明	109
質疑	110
討論	110

採決	110
1. 日程第11 議案第42号 令和2年度南種子町介護保険特別会計補 正予算(第2号)	110
保健福祉課長説明	110
質疑	111
8番 小園實重君	111
2番 福島照男君	111
討論	112
採決	112
1. 日程第12 議案第43号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第2号)	112
保健福祉課長説明	112
質疑	113
討論	113
採決	113
1. 日程第13 議案第44号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予 算(第3号)	113
水道課長説明	113
質疑	114
8番 小園實重君	114
2番 福島照男君	115
討論	116
採決	116
1. 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める ことについて	116
町長説明	116
質疑	117
討論	117
採決	117
1. 散 会	117
第3号(9月18日)(金曜日)	
1. 開 議	120
1. 日程第1 認定第1号 令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決	

	算認定について……………	120
1. 日程第2	認定第2号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計歳入歳出決算認定について……………	120
1. 日程第3	認定第3号 令和元年度南種子町介護保険特別会計歳 入歳出決算認定について……………	120
1. 日程第4	認定第4号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計歳入歳出決算認定について……………	120
1. 日程第5	認定第5号 令和元年度南種子町水道事業会計歳入歳 出決算認定について……………	120
	総務課長説明……………	120
	保健福祉課長説明……………	123
	保健福祉課長説明……………	124
	保健福祉課長説明……………	124
	水道課長説明……………	125
	質疑……………	126
1. 休 憩……………		127
1. 日程第6	発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 地方財政の急激な悪化に対し地方税財源 の確保を求める意見書の提出について……………	128
	議会運営委員長説明……………	128
	質疑……………	129
	討論……………	129
	採決……………	129
1. 日程第7	閉会中の継続調査申し出……………	129
1. 閉 会……………		130

令和2年第3回南種子町議会定例会会期日程

9月9日開会～9月18日閉会 会期10日間

月	日	曜	日 程	備 考
9	9	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 町長行政報告 3. 提案理由の説明 4. 一般質問（4名） 5. 議案審議 (1)承認 3件（承認第9号～第11号） 全員協議会
	10	木	本 会 議	1. 議案審議 (1)報告 1件（報告第2号） (2)条例 4件（議案第33号～第36号） (3)事件 3件（議案第37号～第39号） (4)予算 5件（議案第40号～第44号） (5)人事 1件（諮問第1号） 総務文教委員会 産業厚生委員会
	11	金	休 会	
	12	⊕	休 会	
	13	⊕	休 会	

14	月	委 員 会	総務文教委員会
15	火	休 会	
16	水	休 会	
17	木	休 会	
18	金	本 会 議 (閉 会)	1. 議案審議 (1) 決算 5件 (認定第1号～第5号) 2. 発議 (意見書) 3. 閉会中の所管事務調査 全員協議会

令和2年第3回南種子町議会定例会

第 1 日

令和2年9月9日

令和2年第3回南種子町議会定例会会議録
令和2年9月9日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 町長行政報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 承認第9号 専決処分した事件の承認について【令和2年度南種子町一般会計補正予算（第6号）】
- 日程第8 承認第10号 専決処分した事件の承認について【令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）】
- 日程第9 承認第11号 専決処分した事件の承認について【令和2年度南種子町一般会計補正予算（第7号）】

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

- 4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	藺田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西嘉秋君	教育委員会 社会教育課長	松山砂夫君
農業委員会 農事局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから令和2年第3回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、9番、塩釜俊朗君、1番、濱田一徳君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月9日から9月18日までの10日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日9月9日から
18日までの10日間に決定しました。

日程第2 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。局
長。

○事務局長（島崎憲一郎君） 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和2年5月分から7月
分までを配付しております。

それから、令和元年度決算審査意見書・財政健全化判断比率に係る審査意見書を
配付しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、6月18日から9月8日までの分につ
いて列記してありますが、その主なものについて御報告いたします。

議長会関係であります。7月31日、種子島屋久島議会議員大会臨時会が開催され、第9回種子島屋久島議会議員大会を今年度中種子町で開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を図る必要があることから、今年度の議員大会については取りやめることが決定されました。

なお、大会採択事項実行運動の要望活動については、提出議題の取りまとめを行い実施することが確認されました。

また、同日に第1回熊毛郡議会議長会臨時総会が開催され、令和2年度熊毛郡町議会議長会行政視察について、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たないことから中止することが決定されました。

一部事務組合議会関係であります。7月10日、中南衛生管理組合議会臨時会が開催され、一般会計補正予算（第1号）と工事請負契約案件3件が提案され、原案可決されました。

8月7日には、中南広域斎苑火葬場増築他工事（1期工事）起工式及び安全祈願祭が執り行われました。

以上、報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、議長諸報告を終わります。

日程第4 町長行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告3件について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症予防対策について御報告いたします。

さきの6月定例会の行政報告で行いましたが、今回、それ以降の取組等についての御報告になります。

鹿児島県の感染状況については、6月9日時点で10名の感染者でございましたが、鹿児島市内での飲食店や与論町、指宿市での医療機関でのクラスター発生等に伴い、7月以降感染者が急激に増え、9月7日現在で371人の感染者が報告をされているところでございます。

幸い、現時点で種子島島内での感染者は確認されていない状況でございます。

7月31日金曜日、西之表市のあっぽうらんどにおいて、西之表保健所、熊毛地区消防組合、種子島医療センター、1市2町の担当者が参加をし、軽症者宿泊施設から医療機関への患者の救急搬送訓練が行われたところでございます。

また、後ほど御報告いたしますけれども、一般会計補正予算（第6号）、（第7号）において、臨時交付金を活用した給付金、慰労金、感染防止のための備品や

消毒薬等の消耗品購入の予算等を計上し、現在、それぞれ執行をいたしているところでございます。

こうした全国的に新型コロナウイルス感染が拡大していく中で、事実に基づかない誹謗中傷、差別や偏見などが大変大きな社会問題となっております。

本町においても、宇宙開発関係者等への差別・偏見や宇宙留学生をターゲットにした町へのメールでの批判、差別、偏見などの匿名での書き込み、教育委員会への文書でのコロナ差別・偏見による投書、そして町民の声として届けられる、一部のある方からの行政批判や人権に関わる危険な声などが見受けられたことから、9月の町広報紙へのチラシ折り込みや町施設への掲示、防災無線での呼びかけなど、感染予防対策の継続した取組のお願いと併せて、町民への協力依頼を行ったところでございます。一部自治体においてはコロナ差別禁止条例を制定するなど、人権問題として真剣に考えなければならない、そのような時期に来ておるのだというふうに感じております。

こうした中、8月25日には、文部科学大臣からのいじめや誹謗中傷に関する声明の中で、大変重要でまた大切なことについて述べられました。しっかりと取り組む必要があると感じておるところでございます。

また、本県与論町においては、全町民でこの大変な状況を乗り越え、手を取り合って温かい心で頑張っておるところでございます。

本町も、町民の皆さんが、誰もが感染する可能性があるということを理解をし、子供たちの手本となるよう、全町民が一丸となってこの危機を乗り越えていけるよう取り組んでいかなければならないと考えております。議員各位の御理解、御協力をお願いを申し上げます。

なお、現時点でのアルコール消毒液等に関する状況につきましては、1箱17リットルの手指用の消毒液を30箱、マスク3,000枚、防護服40着の備蓄を行っております。

今後も新しい生活様式の定着に向けた鹿児島県の取組を基本に、感染予防対策を継続し徹底するため、関係機関との連携を図ってまいります。

また、補正予算（第6号）及び（第7号）により、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、地方創生臨時交付金を活用して各地区避難所の備品等の環境整備を行い、今回の台風10号の襲来において各避難所に防災マット等を整備するとともに、2班体制で保健師が避難所を巡回をいたしました。避難者の健康チェックの初期対応を行い、その後、保健師1名を対策本部に常駐をさせ、健康管理にも対応いたしましたところ、「防災マットの整備が避難環境を快適なものにいただき、保健師の顔を見て安心して過ごせました」とのお声も頂いたところでございます。

今後も、町民ファーストを基本とした対応に努めてまいりたいと思います。

次に、医師確保対策について近況を報告いたします。

昨年度3月末で2名の内科医の退職により、年度当初から、体制を徳永院長に加え非常勤の三宅先生、上塘先生の支援と、鹿児島大学の小児外科、整形外科の両医局の支援を受けて、医療体制を維持継続をしております。

この状況を打破するために、7月8日に、病院副管理者である田淵川中種子町長と事務長の3人で鹿児島大学内の地域医療支援センターや鹿児島大学の8科医局に直接お伺いをいたしました。9人の教授に、地方創生の定住化促進の実績も踏まえ、病院の近況及び離島医療が逼迫した危機的状況にある旨の報告と、そして何としても常勤医師を公立病院に派遣していただくようお願いを申し上げたところでございますが、大学医局内も医師法が改正をされてから人的に余裕がなく、近々に派遣することは大変厳しく、地域枠の医師が養成機関を修了してからの配置状況の中で検討していかなければならないとのことで、今後の見通しも大変厳しいものでございました。

また、公立種子島病院自体でも、海外留学や大学院研修を目指す医師を受け入れた処遇等の環境づくりを含め、常勤医師を優位に確保するための新たな制度改善の検討など、医局側の意向も確認をいたしましたところでございます。こうした現状を地元選出の国会議員の先生にも先日御報告をいたしましたところであります。

8月5日には、鹿児島県離島行政懇談会において、本町より離島医療を担う機関として、公立種子島病院の機能強化について意見を提出する機会を得て、種子島南部医療圏で唯一の病院としての役割の重要性と併せて、医師法の改正が医療過疎地域発生に拍車をかける要因になったこと、そして地元大学による地域枠の制度設置はいたしたものの、運用面で医師のキャリア形成などの問題点等があり、地域の期待どおりに至っていないことなど、こうしたことを県内の医師確保対策は非常に厳しい状況であるということで、その旨を説明をいたしました。

さらには、医師のみならず、医療従事者の確保を含め、医療供給体制の整備の重要性についても説明をいたしましたところでございます。

また、本年6月の県議会定例会においては、連携をしておりました地元県議より、県立病院のない、この熊毛圏域、種子島屋久島地域における医療体制の整備の一般質問もされたところでございまして、町といたしましても、このようなことから、全ての県民が平等に、そして地域住民が安心して暮らせる地域環境づくりのために、国、県においてもこの問題に真剣に取り組んでいただき、御支援くださるよう要望をいたしましたところでございます。

なお、私が町政を担当いたしましてからこれまで1年4か月の間、町民の方を含

め、情報提供等、御紹介いただいた事案は1件でございましたけれども、医師確保までには至らなかったところでございます。

現時点においては、複数件、交渉段階の進行中の状況もございますけれども、このことについては、話がまとまり、契約成立となりましたら、御報告ができるものと考えております。

また、令和元年12月定例会の一般質問の中においても、議員の皆様方にもぜひ南種子町の医療行政の安定のため、常勤医師の確保、併せて医療従事者の確保に全力で御支援を賜りますようお願いを申し上げたところでございますけれども、議員各位におかれましても、引き続き、ぜひとも真剣に、そして積極的な情報提供も含め、一緒に医療確保に取り組んでいただければと願うところでございます。

次に、令和2年産早期水稲について御報告いたします。

自家食用を含む栽培戸数は429戸、栽培面積280ヘクタールで、水田の約40%に作付され、植え付けは平年並みの3月中旬から始まり、5月連休以降、天候に恵まれました。

しかし、6月に入り、梅雨前線の影響を受け、1976年の統計開始以来、1か月として最高となる948.5ミリメートルの降水量を記録をいたしまして、梅雨明けも7月28日と、平年より14日遅くなったところでございます。

これによる日照不足は収量に影響し、農林水産省九州農政局水稲の作柄概況では、熊毛・大島地区の作況指数は95のやや不良でございまして、10アール当たり収量は403キログラムとなったところでございます。

収穫は7月13日から始まり、7月23日から7月31日が最盛期となったところでございます。

米の検査結果は、1等米比率が8.3%と低く、出穂以降の天候不良で日照不足となり、充実度不足や心白粒が発生をしたことが格下げを招く結果となりました。

7月16日には、町内の小中学校で、南種子町産の新米と地元農産物の食材を使ったのっぺい汁やインギー地鶏の焼き鳥の献立で給食が振る舞われました。本年度は、島間小学校の多目的ホールにおいて新米給食試食会が開催をされ、生産農家の方より、丹精込めた育てた新米のことについて説明をいただき、地元食材の地産地消のPRを行ったところでございます。

水田農家にとっては、米価の低迷と品質低下により非常に厳しい状況が続いており、水田の有効活用等、国の事業を活用した支援を今後とも講じてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、行政報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、町長提出の承認第9号から承認第11号、報告第2号、議案第33号から議案第44号、諮問第1号、認定第1号から認定第5号の計22件を一括上程します。

提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、提案理由について御説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました案件は、承認案件3件、報告案件1件、条例案件4件、事件案件3件、予算案件5件、人事案件1件、決算案件5件の計22件でございます。

それでは、承認案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

承認第9号から承認第11号の3件は、令和2年度一般会計及び水道事業会計について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策及び7月梅雨前線豪雨により被害を受けた農地農業用施設等の災害復旧に要する費用等の補正を行ったものについて承認を求めます。

次に、報告案件について御説明を申し上げます。

報告第2号は、令和元年度南種子町継続費精算報告書でございまして、西野小学校校舎建設事業について、継続費の精算に伴う報告でございます。

次に、条例案件について御説明申し上げます。

議案第33号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、会計年度任用職員等の育児休業に係る規定の整備を行うものでございます。

議案第34号は、南種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名等について所用の規定の整理を行うものでございます。

議案第35号は、南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正により、通知カードが廃止されたことに伴い、所要の規定を改正するものでございます。

議案第36号は、南種子町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、病院等における医師、看護師などの人材育成及び確保のため、社会

人についても奨学資金貸与の対象とし、併せて奨学資金の額について改正をするものでございます。

次に、事件案件について御説明を申し上げます。

議案第37号は、南種子町過疎地域自立促進計画の変更についてでございまして、中南広域斎苑火葬場増改築事業について、新たに追加するものでございます。

議案第38号は、工事請負契約の締結についてでございまして、令和2年度南種子町清掃センター補修工事の契約についてでございます。

議案第39号は、町道路線の認定についてでございまして、銭亀田尾線を新たに認定するものでございます。

次に、予算案件について御説明を申し上げます。

議案第40号は、令和2年度南種子町一般会計補正予算（第8号）でございまして、1,931万4,000円を追加し、総額65億9,870万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容といたしましては、歳入については、普通交付税、臨時財政対策債が主なものでございます。

歳出については、コミュニティ助成事業、公営住宅の補修・解体工事、水道事業会計への補助金が主なものでございます。

議案第41号は、令和2年度南種子町健康保健事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございまして、一般被保険者保険税過年度還付金が主なもので、40万9,000円を追加し、9億997万円とするものでございます。

議案第42号は、令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、前年度地域支援事業国庫補助金精算返納金が主なもので、820万1,000円を追加し、7億401万8,000円とするものでございます。

議案第43号は、令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）でございまして、被保険者保険料納付金が主なもので、749万2,000円を追加し、9,453万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第44号は、令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）でございまして、水源地等動力費及び建設改良企業債償還金が主なもので、事業活動に伴う収益的収入で2,874万8,000円、支出で3,297万円をそれぞれ増額し、また資本的収入で420万3,000円を減額、支出で1,211万1,000円を増額するものでございます。

次に、人事案件について御説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございまして、法務大臣が委嘱する人権擁護委員の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。

次に、決算案件について御説明申し上げます。

認定第1号は、令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。歳入歳出決算書に監査委員の意見書及び当該決算における主要な施策の成果を説明する資料等を併せて認定に付するものでございます。

また、地方公共団体の財政の健全化判断比率についても、監査委員の意見を付して御報告をしております。

令和元年度の行政執行に当たりましては、長期振興計画を指針としながら各種施策の事業を積極的に推進し、限られた財源の重点配分とその効率化に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額57億5,716万5,502円、歳出総額56億9,594万9,656円となり、形式収支で6,121万5,846円の黒字となりました。

このうち、令和2年度へ繰り越すべき財源として繰り越した1,530万1,000円を差し引いた実質収支は4,591万4,846円の黒字となったところでございます。

また、2,500万円を地方自治法及び地方財政法に基づく剰余金積立金として財政調整基金に積み立てましたので、令和2年度への繰越額は2,091万2,846円となっております。

認定第2号は、令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、被保険者の健康保持増進と疾病の早期発見を重点課題として取り組み、特定健診の受診率向上と医療費の抑制を図り、国民健康保険事業の本旨を踏まえながら適正かつ健全な運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額9億3,667万9,682円、歳出総額9億2,933万5,882円となり、形式収支で734万3,800円の黒字となりました。

また、600万円を地方自治法に基づく剰余金積立金として国民健康保険基金に積み立てましたので、令和2年度への繰越額は134万3,800円となっております。

認定第3号は、令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、第7期介護保険事業計画に基づき各事業の充実を図り、健全運営に努めてきたところでございます。

その結果、歳入総額6億8,161万5,033円、歳出総額は6億8,109万5,493円となり、形式収支で51万9,540円の黒字となりましたので、全額を令和2年度への繰越額としたところでございます。

認定第4号は、令和元年度南種子町後期高齢者医療保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、後期高齢者の保険料の適正な賦課徴収、疾病の早期発見と早期治療の啓発を行い、医療費の抑制を図ってきたところでございます。

その結果、歳入総額8,514万9,939円、歳出総額は8,337万6,331円となり、形式収支で177万3,608円の黒字となりましたので、全額を令和2年度への繰越額といたしたところでございます。

認定第5号は、令和元年度南種子町水道事業会計決算認定についてでございます。

事業運営につきましては、安全で安定した水道水を供給するため、町内施設の維持管理と適切な管理運営の強化に努めてきたところでございます。

その結果、事業活動に伴う収益的収入2億9,635万8,839円、支出は3億2,103万5,835円、また資本的収入9,152万6,775円、支出は1億5,857万5,495円となり、不足する額については当該年度損益勘定留保資金で補填をいたしたところでございます。

以上、議案の説明を終わりますが、各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議方、お願いを申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、提案理由の説明を終わります。

日程第6 一般質問

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、一般質問を行います。

順番に質問を許します。初めに、大崎照男君。

[大崎照男君登壇]

○7番（大崎照男君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。

新型コロナウイルスが発症し、約1年近くになります。とどまる見通しがつかず、感染者、死亡者が続発。世界の人々が脅かされ、世界、日本、我が南種子町におきましても全てに近いイベントが中止となり、経済的損失は計り知れない莫大な割になりました。その経済は再び持ち直すときが来るのか、不安でなりません。学識専門者から、ワクチン、新薬ができて、終息は四、五年かあるいは10年以上になるのではないかと、そんな厳しい言葉を聞かされているところでございます。

質問に入ります。

新型コロナウイルス関連事業対策について。

南種子町は、新型コロナ対策支援事業として、令和2年7月30日付で専決処分をしました。町独自の支援策（第2弾）ほか、南種子町宇宙のまちお肉・お魚消費拡大クーポン券支給事業をはじめ、9件の支援事業を専決総額1億5,571万1,000円計上。

持続化支援金給付事業のこれまでの実績をお聞きいたします。件数と金額を含め、

お教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 大崎議員の御質問にお答えをいたします。

南種子町宇宙のまち持続化支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けました本町事業者の事業継続を支援するために実施をいたしております。

9月1日現在で、149件の1,980万円の支給を行っているところでございます。

財源につきましては、今年度は国から交付される地方創生臨時交付金を活用しているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） 今後、第3弾、4弾、5弾、限りはないかと思えます。支援金給付事業が今後も継続されるのか、お聞きいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま申し上げましたのは、この南種子町の宇宙のまち持続化支援金について実績を申し述べました。そして、また、財源についてもお話をいたしました。ただいま御質問がございましたとおり、新型コロナウイルスの感染症がこのまま長期化をいたしますと、次年度以降も継続的な支援が必要になることも予想がされます。その場合においては、町の財源だけで十分な対応ができるかという大変厳しいものもあると思えます。

そういうことから、国からの財政的な支援を要しますので、国、県に対して、そしてまた関係機関と連携を図りながら、このことについては財政措置を講じていただくように要望を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） 生活応援クーポン券支給事業についてお尋ねいたします。

これまでの実績をお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

この生活応援につきましては、南種子町宇宙のまち生活応援クーポン券支給事業についてということでございまして、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している町内の経済対策として、商店街などにおける販売促進など、地域における消費喚起、収入減による町民生活の支援を目的に実施をしたものでございます。

これについては、9月1日現在で1,737万円のクーポン券の活用実績となっているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） 財政的にかなり厳しいとは思いますが、今後も持続化支援金給付事業が継続されるのか、お聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この支援事業につきましてはただいま実績で報告したとおりでございますが、このクーポン券事業については、これとはまた別に、第2弾においてお肉・お魚の消費拡大事業を実施をしております、これについてはただいまスタートしたばかりでございますから、町民の皆様にも全て利用期間内において消費をしていただく、そしてまた地元の漁業をされている皆さん方にもそれが波及していくようなことをお願いをしたいなというふうに思っております。

ただいまありましたとおり、今後については、この事業の財源についても国から交付される地方創生臨時交付金を活用しておりますので、持続化支援金同様、長期化をすると町民生活にも大きなダメージがあるということは予想をされます。そういうことで、これも含めて、財政的な支援を、国、県に要望してまいりたいというふうに思っております。

この臨時交付金についても、今、残りの部分について、ただいま計画をまたいろいろ協議をしているところでございますが、他町においてもそれぞれ対応をされていくんだらうというふうに思います。

これについては、今後も国の支援も幾らかまた、第3次についても話はあるように聞いておりますが、ちょっとここについては正確なものではございませんので、私どもも、そういったものも含め、そしてまたできる限り、長期間になったときに町民の皆様方の不安を払拭するための対応というのは今後も考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） クーポン券のことで質問させていただきます。

これは、住民からの私に対する問合せでございます。

グルメクーポン券として、肉・魚のクーポン券が配布をされております。肉のクーポン券で魚が買えないのか、魚のクーポン券で肉が買えないのか、肉・魚のクーポン券ではほかの品物も買えないのか、そこをお聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この目的は、地元のお魚、そしてまた国産のお肉についても消費が非常に落ち込んでいるということで、子牛の販売価格も最近、競り価格が相当落ちております。そういった意味において、そういったものをやっぱり下から支えて応援をしていこうという趣旨で取り組んだものでございまして、ただいま議員

からあったような声というのは十分に私どもにも幾らか届いております。そういうことで、今回についてはお肉とお魚ということで、3,000円ずつのお肉・お魚券と、両方に使える共有券を4,000円ということで、職員もアイデアを出して、そういうことでスタートしたところでございますので、そういう声は幾らかは届いておりますが、そこについては御理解をいただきたいなというふうに思っております。

この件については12月末まででお願いをしてございますから、その後、これがまたどのようになっていくのか、それを見極めながらいろんなことは考えてまいりたいと思っておりますので、その中身について、そういう声があつて届いているのであれば、担当課長のほうから説明をさせたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ただいまありましたような声については何件かあるところでありまして、この目的としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により消費が低迷している精肉、鮮魚の地域における消費拡大を喚起するという目的でありますので、今、町長からもありましたとおり、お肉に利用できる部分が3,000円、お魚が3,000円、どちらにも使える共通券として4,000円としておりますので、その部分で利用していただければなというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） 分かりました。

次に入ります。

町発注土木関連事業についてお聞きします。

令和2年3月議会で、道路伐採等の単価についてお聞きしました。当時の業者の意見・要望から、単価が安すぎて工事が思うようにできない、単価アップができないかとの要望を一般質問にてお伺いをいたしました。

町長の答弁で、各業者が無理なく受注できるように、単価の見直しについては検討してまいりたいとのこと、その後、どのように見直しされたのか、数字でお教えください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

本町の発注いたします道路伐採事業につきましては、私が就任をいたしましてから、これまでも見直しを行ってまいりました。しかしながら、昨年、入札において不落等もございましたので、さらに検討を重ねてまいったところでございます。

協議・検討の結果、今年度4月以降の発注から抜本的な見直しを行いまして、今年度は熊毛支庁が発注する積算の同等単価を採用し、現在4件の伐採委託を完了しているところでございます。

数値的なものが必要であれば、建設課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） お答えいたします。

単価についてでございますが、昨年度、元年度の単価と比較しまして、今年度は約61%の増で発注しております。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） 業者にそういう61%アップしたということが届いているのかどうか分かりませんが、私は最近、何人かの業者と会って語ったことは、とても今の値段ではできないと。最近では機械化されて、その機械の燃料とか、いろいろ目に見えない経費が必要なわけです。そこで、どうしても単価をアップしてもらえないとその事業ができないという要望でございますので、少しでも高くアップをしてもらえるようお願いをいたします。

次に入ります。

工事入札時の予定価格の事前公表についてお聞きします。

このことについても、令和2年3月議会で質問をさせていただきました。当時の町長の答弁で、入札前に公表すると、適切な積算を行わずに入札参加者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力、経営力による競争を損ねる弊害が生じる可能性がある。だから、原則として事後公表をしているとのことでした。と言いながら、今後十分に調査研究をしてみたいとの答弁でございました。

その後、町長の調査研究の結果と考えをお教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 大崎議員の御質問にお答えをいたします。

12月議会、3月議会の一般質問におきまして、国の品確法に基づく運用指針の原則として事後公表とするとしていることから、本町においては事前公表を行わず、事後公表としてきているところでございますけれども、どのような形態が最も好ましいのか、今後十分に調査研究をしてみたいと考えておりますというふうに私は答弁してきたところであります。

また、これまで建設業組合などから私どものほうに直接、そしてまた正式な要望というのは届いておりませんが、今年度も事前公表を行わず、今のところ事後公表といたしておりますけれども、今議会の前に要望書の提出があったとのことでもあります。

しかしながら、西之表市においては、今年度4月より、国の運用指針に基づき事前公表をいたしておりましたが、事前公表から事後公表へと逆に改正をされたとは伺

っております。

県下のこの自治体による入札制度の取組、判断も様々でございますので、引き続きどのような形態が本当に望ましいのか、しっかりと研究して結論を出していきたいというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） この件についても、業者の要望でございます。なるべく前向きに研究・検討をしていただきたいと思います。

それでは、次に入りたいと思います。

宇宙開発推進協力関連事項について、お伺いをいたします。

俗称JAXA宇宙林道とお聞きいたします。JAXA宇宙林道造成工事が既に始まり、令和5年度の完成を目標にしているようでございます。このJAXA宇宙林道が何を目的に造成をされるのか、お聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 大崎議員の御質問にお答えをいたします。

JAXAの宇宙林道の整備につきましては、大型化する人工衛星探査機や、将来予想される、年間、多数機打ち上げによる複数の人工衛星探査機を同時に組立・整備ができるようにするため、新たな組立棟として第3衛星フェアリング組立棟（SFA3）を射点から3キロメートルの警戒区域外に建設することに伴い、道路の整備を行うものであるというふうに伺っております。

これにより、打ち上げ時の人工衛星探査機の組立等の作業が可能になります。また、この道路につきましては、今回整備されますSFA3及びその他のロケット衛星系エリア内で行われる各種作業や、当該作業に従事する作業者の車両通行用として整備をされるものであるということでございます。

現状において、射場への道路については、通学路や住宅密集地を含むことから、子供たちや沿線住民の安全確保のため、もう一つの道路を整備するというにもなるようでございます。

したがって、現段階では、JAXAといたしましてはロケットの搬送道路としては考えていないようでございます。この工事につきましては、昨年12月3日に地元住民や関係機関に対しましても説明会が開催をされ、今年度より敷地造成工事が開始をされているようでありまして、令和5年度に完成予定となっているようでございます。

しかしながら、本町といたしましては、既存のロケット輸送道路の災害発生時における予備道路としても活用できるものとして、宇宙林道に通ずる県道の整備と、そして島間から荃永までの国道・県道の3車線化について、国県として要望を行っ

ているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） 実はこの宇宙林道の説明を、私自身も議員としてJAXA管理課から説明を頂きました。なぜ私がここで、この席で一般質問をしたかというのと、私たちは議会だよりを町民に配付しているわけでございます。

その中で、私がどういう道路だよと、どんな目的で使う道路だよという説明をできるわけではございませんので、町長が答弁した中で報告ができますから、質問をさせていただいたわけでございます。どうもありがとうございます。

次に、生活保護支援の見直しについて、お伺いをいたします。

この件につきましては、令和元年12月議会で一般質問をいたしました。高齢化社会が進む中、また弱者においては生活保護支援制度は必ず必要であります。

しかしながら、余りにも矛盾した受給者が多いとの住民、町民からの批判の声でございます。令和2年1月後の見直しについてお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

このことについては、前町政の平成31年4月1日から、南種子町福祉事務所が開設をされたところでございますが、私が就任後においても、このことについては引き続き町民の一層の福祉向上を図っていくということで継続をしているところでございます。

御質問の本町の生活保護世帯数でございますけれども、8月末現在で48世帯の72人となっております。なお、令和2年1月以降の新規の保護者は4世帯11人でございます。

制度の見直しについての御質問でございますけれども、この生活保護制度は、国の制度に基づき実施をしているところでありまして、町独自で見直しをするということにはなっておりません。

令和2年1月以降の制度の見直しについては、国において、4月1日と7月1日に加算額の変更がされております。具体的な内容については、保健福祉課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 令和2年1月以降の主な改正点でございますが、4月1日の主な改正点として、障害者加算、他人介護料が7万300円から7万360円に。放射線障害者加算、原爆症の方が4万3,630円から4万3,830円に。放射線障害者加算、かつて原爆症の方が2万1,820円から2万1,920円になったところでございます。

また、7月1日の主な改正点として、障害者加算、重度障害が1万4,790円から

1万4,880円に。障害者加算の家族介護が1万2,410円から1万2,470円に改正されたところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） この生活保護支援については、保護支援を受給しないと生活できない人、保護支援を受けたくても受けられない人、保護支援を受けられても他人にお世話になりたくない人、プライドで受給していない人、保護支援を受けなくても、受けられなくても生活できる人、誠に言葉は悪いですけども、若くて元気で仕事ができながら、生活保護支援を受けている人、特にそういう方が公民館活動をしなない、館費は納めない。このような多くの批判が住民から、町民から寄せられるところでございます。どうか行政としても大変だとは分かっておりますけれども、今後のこの生活保護支援の見直しをよろしくお願いをいたします。このことについては、答えは要りません。

最後でございますけれども、非正規職員給料アップについて、お伺いをいたします。

この件につきましても、令和元年6月議会で一般質問をいたしました。令和2年4月1日から、契約職員、パート等につき、会計年度任用職員、フルタイムの会計年度任用職員、パートタイム任用職員と規定され、今後、報酬を含め、給料、費用弁償等、正規職員とほぼ同等の改善が必要となる。その当時の総務課長からの答弁を頂きました。その後の改善を数字を含めお教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 大崎議員の御質問にお答えをいたします。

令和2年4月1日から施行をしております会計年度任用職員制度につきましては、令和元年9月議会において、関係条例の提案時に御説明をいたしたところでございますが、この制度は地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、地方公務員の臨時・非常勤職員について、任用等に関する制度の明確化と給付に関する規定を整備をしたものでございます。

改正法の適用に伴い、ほとんどの職種で給料が増額となっている状況でありまして、そのほか身分保障や手当の支給、休暇制度の見直しなど、地方公務員として処遇改善がなされたところであります。

詳細については総務課長より答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

会計年度任用職員に対する給与・報酬水準の決定については、地方公務員法第24

条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づきまして、従事する職種の内容や責任の程度等に十分留意をしつつ、地域の実情等を踏まえて適切に決定するということが必要になってきております。

したがいまして、フルタイムの会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員第24条に規定する均衡の原則が適用されることから、当該会計年度任用職員の職務と、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めております。

同様にパートタイムの会計年度任用職員の報酬水準については、当該会計年度任用職員と同種の職務に従事するフルタイムの会計年度任用職員に係る給料決定の考え方との均衡等に留意の上、職務の内容や責任等の要素を考慮し、職務に対する反対給付という報酬の性格を踏まえて定めております。

議員の御質問の会計年度任用職員の給与比較等についてであります。まずフルタイムの会計年度任用職員の給料水準の決定については、条例で定めているところでありまして、常勤職員と比較しても、全く同じ給料表を適用しているということでもあります。

ただし、常勤職員においては、昇格制度があるために、主事、主査、主任、係長などの昇格に伴いまして、給料水準が増加していくこととなりますが、この会計年度任用職員については、主事補または主事に限定をして任用をしていることから、給料表の1級または2級のみ適用となっているというところでもあります。

次に、令和元年度の契約職員賃金と比較した場合であります。主な職種で説明いたしますと、一般事務については令和元年度が13万1,800円で、令和2年度の上限額は15万4,900円となっており、月約2万3,100円の増。

調理員については、令和元年度が13万1,800円でありまして、令和2年度の上限額が16万100円となっており、月約2万8,300円の増。

保育士については、令和元年度が16万3,200円で、令和2年度の上限額が19万9,900円となっており、月約3万6,700円の増となっている状況であります。

また、パートタイムの会計年度任用職員の報酬水準の決定についても、このフルタイムの会計年度任用職員に係る給料の決定の考え方と同様でありまして、事務補助と比較すると、令和元年度の日額が5,955円でありましたものが、令和2年度の日額上限額が6,940円となっており、日額985円の増となっていることなど、改正法の適用に伴い、ほとんどの職種で給料が増額となっており、地方公務員として処遇改善がされたということでもあります。

少々長くなりましたが、以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 大崎照男君。

○7番（大崎照男君） ありがとうございます。これで、私の一般質問を全て終わらせていただきます。

○議長（広浜喜一郎君） これで、大崎照男君の質問を終わります。
ここで、11時10分まで休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時08分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

○1番（濱田一徳君） マスクを取らせていただきます。ちょっと唾が飛ばないように、ちょっと斜めを向いて質問させてもらいたいと思います。

それでは、私の一般質問に入らせていただきます。

農家の支援施策についてということで、2点質問いたします。

1点目ですが、農家が堆肥置場を造るときに活用できる助成金など、手助けになるものはないかということについてであります。

町内では、高齢化などによる農家の担い手不足が問題となっている中、機械化を図り、農地を広げて大規模な農業に取り組んでいる方々もたくさんおられます。農家の方々、少しでも当たりの収穫を上げようと、土壌改良などにいろいろ努力されています。

先日、ある人から、牛飼い農家は堆肥置場を造るのに補助金が出るが、我々には出ない。良い作物をつくるには土壌改良が必要であり、堆肥も多量使うので、牛飼い農家の人から堆肥を分けてもらい、それを2年くらい寝かせて畑に入れるのであるが、堆肥を寝かせる場所がない。人の迷惑にもなるので、どこにでも置けないと。堆肥置場を造るのにも金がかかるなどという話を聞きました。

農家にとって堆肥は必需品であります。特に大規模農家にとっては、役場で購入する堆肥は値上がりもしたし、コストもかかることから、一定量は牛飼い農家に分けてもらう人がいると聞きます。

農業施策にはいろんな補助事業がありますが、全てを把握して申請する人は少ないのではないかと思います。

そこで、直接的なものでなくてもいいのですが、このような農家の切実な訴えの手助けとなるような施策はないものかお聞きいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、濱田議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の農家が堆肥置場を造るときに活用できる助成金等手助けについてということでございますけれども、町の堆肥センターを平成21年度、家畜排せつ物等の有機質資源を堆肥化处理し、良質な堆肥を町内の農地へ還元、そして土壌の生産能力の維持増進と畜産環境保全を目的に、資源循環型社会形成を目指して設置され、運営をしてきているところでございます。

町堆肥センターの生産量も年々増加し、さとうきび農家を中心に、年間1,790トンのばら堆肥と袋堆肥を供給して、農業振興に努めているところであります。本町の農業振興を図るため、土づくりを基本にした施設でございまして、農家の皆さんが、安価で利活用しやすい、散布まで行える体制で推進をしてきてございます。

このようなことを含め、町堆肥センターのさらなる有効活用と生産能力の向上を図り、運営の健全化を図ることが課題となっている状況、そういったことから、農家が堆肥置場として設置する事業の町単独助成については計画をいたしていないところでございます。

町堆肥センターでは、良質な堆肥生産を行い、供給能力もまだ余裕がございますので、農家の方におかれましては、町堆肥センターを有効活用していただきまして、農業振興を図っていただければというふうに考えております。

なお、堆肥施設等の整備につきましては、国の補助事業等がございますので、総合農政課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、堆肥施設等の整備について、私のほうで説明させていただきます。

畜産農家につきましては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が平成11年11月1日に施行されまして、牛では10頭以上飼育管理をしている場合、堆肥施設等の整備を行い、管理することとなっております。

本町の畜産和牛酪農家の家畜排せつ物管理施設整備状況につきましては、国の畜産基盤再編総合整備事業等を活用して、堆肥施設を整備しているところであります。また、畜産クラスター事業でも、家畜排せつ物の処理施設整備等が対象となっているような状況であります。

さとうきび等の耕種農家、この耕種農家が堆肥施設を整備する、造るときに活用できる補助事業につきましては、国庫事業では、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の事業、県の事業では、県単事業の農業・農村活性化推進施設等整備事業等

があるところであります。

このような事業内容につきましては、有機物の処理利用施設等で屋根つきや排水処理を整備し、共同利用施設を基本に、中心経営体や担い手、認定農業者、生産者組織等が事業実施の主体となるところであります。

町堆肥センターを農業振興の拠点として位置づけ、土づくり、農業振興に努めていくような状況であって、各農家が堆肥置場を造る場合は、原料が雨ざらし、雨水処理を行うよう底盤の処理や、排水対策、屋根かけ簡易シートを被覆するということが義務づけられたような形で指導を受けているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 農家の方々の切実な希望でもありますので、ひとつ相談に乗ってやって、そして広報もやってもらいたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

農地台帳整備の必要性は何かということについてであります。

新型コロナウイルス感染症支援策として、農林水産省から高収益作物次期作支援交付金の支援策が打ち出されました。これは農地台帳を基本にしていますが、この農地台帳が整備されていないため、支援の恩恵を受けられない場合もあると聞きました。

先日、農業委員会に行ったんですけども、農業委員会の皆様方がいろいろこの支援を受けられるように御尽力されているようなんですけども、何といたっても支援対象の根拠となる、この農地台帳、これが整備されていなくては支援の対象外となるということで、そういうケースも大分ありますよということをお聞きいたしました。

土地の管理などの面からも、この農地台帳の整備というのは大事なことだと思うんですけども、このような機会に農家の方への周知徹底を図るという意味からも、農地台帳の整備の必要性などについて説明を頂けないでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

農地台帳については、平成25年12月の農地法改正により、農業委員会の所掌事務を的確に行うために作成するものとして、全ての農業委員会で備えることが法律上、規定をされております。

農地の権利移動の許認可、そして各種証明書の発行といった農業委員会専属事務の執行はもとより、各関係機関と連携をして取り組む遊休農地の把握・解消活動や担い手への農地利用集積など、農地利用最適化業務に活用する、農地に関する情報

の基本となるものが、この農地台帳であるということで、ただいま議員からもありましたとおり、非常に重要な台帳ではないかというふうに思っております。

このことについて、今回のコロナに関わる交付金のこともお話があったようでございますけれども、詳細については農業委員会の局長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 農業委員会事務局長、山田直樹君。

○農業委員会事務局長（山田直樹君） 濱田議員の御質問にお答えをします。

今年度、国は新型コロナウイルス感染症対策として、高収益作物次期作支援交付金を創設しました。これは新型コロナウイルス感染症の発生により、売上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物の生産者に対して支援するもので、交付金の申請の際、面積確認のため農地台帳等の提出が必要となっております。

農地を借りて実際に耕作していても、法律に基づいた権利設定を行っていないければ農地台帳に反映されないため、申請することができません。そのため、農地の貸し借りなどをする場合は、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構の推進に関する法律のいずれかで申請する必要があります。

農地台帳の整備については、町長も述べましたとおり、農地法で規定されておりますので、法律に基づき適切に整備してまいりたいと思います。

あわせて、農地の貸し借り等を行う場合は、農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に基づいた手続を行うことで、今回の交付金を申請できるほか、貸し借りに関するトラブルの防止や、自分が管理している農地の地番や面積などが正確に把握できるなどのメリットがあることから、農業委員、農地利用最適化推進委員による訪問活動や、農業委員会だよりへ掲載するなど、引き続き農業者等への周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 私も今回、農業委員会に行っているいろいろと説明を受けまして、初めてこの農地台帳の重要性、これを認識した次第です。本当、一般の農家の方々は、昔からの、おいがつくるが、わいがつくらんかと、そういうやり取りでやっているのがたくさんあるんじゃないかと思えます。この機会に、こういう周知を図ってもらったらありがたいと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

自然環境保護について、3点質問いたします。

1点目の前之浜でのウミガメの産卵環境はどうか。また、門倉岬寄りの砂浜での産卵状況はどうかということでもあります。

私の記憶と言いましても、昭和50年3月までの記憶です。毎年、前之浜と、それから浜脇、前之浜と磯との境目なんですけれども、ここにウミガメがいつもやってき

て、産卵をしておりました。私が帰省して、今4年目になりますが、まだウミガメの産卵の後を見ていません。

今年の4月8日ですが、前之浜に行ったところ、石と砂の間に挟まったウミガメの死骸を見つけました。また、今年の8月1日には、波打ち際から三、四メートルの砂地を、石の間を縫ってウミガメが行ったり来たりした後を見つけました。恐らく産卵できずに海に帰ったのだらうと想像がつかしました。

私は幼いころから、毎年のようにウミガメが産卵のために上陸するのを見ておりましたので、亀のはった後、亀が上がった後というのはよく分かります。

一時期、卵の乱獲から生態系保護を目的に、昭和63年に鹿児島県ウミガメ保護条例ができ、監視員によるパトロールも行っていることから、ウミガメの生態系も保護され、個体数も大分回復しているのではないかなと思っていたのです。

ところが、先日配布された主な施策の成果の中に、町内のウミガメ上陸実態調査結果というのが示されておりました。これを見ますと、過去8年間で、平成25年に709頭が最高です。その前年の24年が501頭、平成26年が492頭、平成27年が231頭、28年が279頭、29年が334頭、30年が128頭、昨年は96頭です。今年はこれよりも10頭多かったということで、106頭となっていました。この数字を見たとき、上陸個体数は減少傾向にあると見るべきだと思いました。

現在のウミガメの産卵環境について、町長の見解及び統計があるのであれば、この門倉岬寄りの、私が小さいときに見た砂浜、ここの産卵状況について教えてもらいたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

ウミガメの産卵状況につきましては、ウミガメ保護監視員を委嘱をし、監視業務を行っているところでございまして、詳細については、企画課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） ただいま町長からもありましたとおり、ウミガメ保護の監視につきましては、2名の監視員を委嘱しておりまして、毎年5月1日から7月31日までの間、監視業務を行っているところでございます。

監視区域につきましては、前之浜、本村の海岸から竹崎までの範囲を2名で分担をして、監視業務を行っているところでございます。

産卵の状況につきましては、議員からもありましたとおり、平成25年度の上陸頭数709、産卵確認の頭数が555でありまして、この年をピークに年々減少している状況であります。今年度につきましては、上陸頭数が106、産卵確認頭数が89となっ

たところでございます、これにつきましては、鹿児島県全体で見ましても、同様に減少している状況があるようでございます。

門倉側の岩場におきましては、上陸している箇所もあるようでございますが、産卵をせずに海に帰っている状況も見られるようでございます。

しかしながら、これにつきましては、砂が隆起している箇所でも見られる現象でありまして、適した産卵地を求めて、横のほうに進んでいる箇所も見受けられるようでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 今の状況を見て、この産卵環境、これは十分だと思いますか、どうでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 産卵環境は十分かということですが、鹿児島県全体においても減少しているという状況であり、私どもとしては、現在、砂も毎年いろいろ動きもあるようでございまして、このことについては、平成28年度から熊毛支庁の建設課によって、鹿鳴川の河口閉塞の除去砂を運搬をさせていただいたり、そういうこともやっておりますけれども、なかなか自治体のみで簡単に解決できるものでありませんで、それは確かにそれでいいということではございませんけれども、ここはいろんな御意見を賜りながら、十分私どもも検討していかなければならんことだろうというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

南種子町自然保護条例により、門倉岬から浜田大浦川まで、景勝地保護に指定されています。また、前之浜は門倉・前之浜自然公園で、名勝として町の文化財に指定されているが、自然環境が十分保護されているか、ということについて質問をいたします。

昭和43年の12月に、南種子町自然公園条例が制定されました。前之浜については、昭和47年3月30日に門倉・前之浜自然公園が名勝として町の文化財にも指定されています。

この自然公園条例制定の際の当時の議事録を見ますと、時の浜田町長が、あくまでも自然の状態を保護していくんだと。いろいろと問題あるんだけど、あくまでもこの美しい自然を守っていきましょうということで、条例を制定しますよということが議事録に出ております。詳細、ここに書いてきているんですけども、これは

議事録見れば分かることですので、後で見ただけであればいいんですけども。

それで、その内容について、議員の方々からも納得をして、この条例ができていくような状況です。

また、47年の6月に、南種子町自然保護条例が制定されていますけども、この条例についても景勝保護区ということで、この美しい自然の場所と保護区ということで、門倉岬から浜田・大浦川までを指定しているような状況です。

この自然保護条例には、あと遺跡保護とか植物保護とか鳥獣保護、海中保護という5つの区分で制定がされておりますけども、この議事録を見ても、やはり当時の町長さん、あるいは役場の課長さん、この方の答弁内容を見ますと、とにかくこの南種子の美しい自然を守らないといけないのだと。これを壊したらいけないのだと。そういう一存でできたのが、この自然公園条例と自然保護条例、これです。

名勝地としての文化財の保護、これについてもいろいろと問題もあったようです。また、竹崎からロケット基地の関係、これなんかについても、いろいろな当時の問題もあったようですけども、要は、自然を残しましょうと、その一言でこの条例が制定されているようでございます。

そういう流れで、この自然を保護していきましょうということでできているんですけども、今、前之浜の美しい景観というのが、大きく変わってきております。

私、3月の定例会の一般質問でも、この問題を取り上げましたので、簡潔に申し上げますけども、今、砂浜が大きく浸食されて、波打ち際に下りるのに、打ち寄せられて積まれた石、これが絶壁になっているんですよ。下手をすると、その石に埋まってしまって、大けがをする、大変な事故が発生すると、そのような状態になっています。

私は、昨日、前之浜に行ってみました。何と、全く砂浜ありません。門倉岬から、我々が小さいときに綱引きをしていた千人熊の碑というのがありますけども、その千人熊の碑よりも、もっと東側、鹿鳴川の下流のほうに150メートルぐらい行ったところまで、砂浜はびっしりと石ころに積まっています。砂浜は全くありません。

これは台風の影響もあったと思うんですけども、このような状態で、本当に自然環境が十分に保護されていると言えるのかなあと思いまして、こういう質問を出してみました。町長、よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 昨日も、この質問の詳細については、担当のほうからお聞きさせていただきましたが、私、初めてこういう展開で来るということを理解をいたしましたけれども。

まずもって、この自然保護条例については、先ほどからありましたとおり、昭和

47年6月23日に条例制定をされ、門倉岬から浜田・大浦川までを景勝保護区として、昭和48年5月4日に指定をしております。景勝保護区につきましては、貴重な自然と景勝の地を保護・育成するための地域指定を行い、町民の協力を願うものであるとしておるところであります。

町といたしましても、自然保護監視員を委嘱いたしまして、各担当地区の監視業務を行ってもらっているところでございます。

その中で、先ほどから言いますとおり、ウミガメの保護に関する看板やハマゼリ
の保護、それに関する看板等を設置をして、自然保護には努めてきておるところ
あります。

なお、また不法投棄に関する情報等についても、そういった情報が寄せられまし
たら、関係部署と連携を図りながら対応をしているところでございます。

ただいま、この自然公園条例についてもちょっとありましたので、この自然公園
条例についても、町内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の
増進を図り、もって町民の保護、休養及び強化に資することを目的に、43年12月25
日に条例制定されたということでございます。

このことについても、議事録には残っておりますけれども、この公園条例に基づ
いた区域の指定であったり、そういうものについて条例に基づいて、そういうのが
しっかりと公示されてやってきておるのかどうか、それも調査をさせましたけれど
も、当時の浜田町長がこの条例を制定されて以降、これまで6代の歴代町長におい
ても、役場の中において、この区域の指定については、公示の記録が残っていない
ところであるようでございます。

このようなことも踏まえて、現在、自然公園条例と、そしてまたこの保護条例な
どとの整合性とかそういうものについても、この条例の必要性、在り方についても、
私どもは今後しっかりと協議・検討をしていく必要も出てくるのではないかなとい
うふうに思っているところでございます。

ここの、先ほど海砂の関係がございましたが、これについては、前回、令和2年
の3月定例会の中にも、私どもがこれまで県に、これに関する会議の中においても
意見を申し上げてきておることについては述べさせていただきましたので、
あえてここで申し上げませんが、この海岸線については、やはり管理をする上にお
いて、県が管理主体になっておるところでございますので、そこについても、今後
も引き続き私どもも要望はしていかなければならんというふうに思っております。

そこで、文化財の指定についてということも御質問でありましたので、ここにっ
いては、現在の保護の状況等について、社会教育課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） それでは、私のほうでお答えをいたします。

文化財としての門倉・前之浜自然公園については、自然保護条例による景勝保護区として守られている貴重な自然以外にも、歴史的・民俗学的に貴重な文化財があることから、その文化的な景観を昭和47年3月30日に名勝として指定をしているところでございます。

文化的な景観を形づくっている文化財については、一陣長崎鼻貝塚遺跡や千人熊、浜の山の石塚といったもので、これら歴史的・民族的な価値の高い文化財については、現在保護がされておまして、現状で破壊に瀕している状況ではないというふうに考えているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） どうしても、町長、前之浜の自然保護となると、砂の採取の、これと絡んできますので、そこは御了承ください。

次の質問に、ちょっと移りたいと思うんですけども、今と関連が出てきます。

現在、前之浜の磯化が、さっき言いましたように、砂浜が全くなくなって、石ころだらけになっているという、こういう現象が進んでおります。これを食い止め、以前の美しい砂浜に戻すために、我々は、現在に生きる我々は何をするべきなのかということで質問をいたしたいと思えます。

この磯化現象の原因というのは、台風などの自然現象もあるでしょうけども、昭和59年及び平成2年から平成5年までの5年間、竹崎の沖合での砂の採取と、平成28年度から30年度の3年間の門倉岬での砂の採取、これが大きく影響しているのではないかということで、この前之浜に愛着を持っている多くの方々が、私にそのように言います。私もそのように実際見ております。

こういうことを言えば、科学的な根拠はあるのかよという方もいらっしゃるんですけども、現状を見たときに、やっぱり砂の採取とあの石ころは関連があるよねと見るのが、一般人の通常の見方ではないかなと、私は思っているところでございます。

これは参考までに聞いてってください。砂の採取について、ちょっと調べてみましたところ、前之浜、これ竹崎と、それから門倉を合わせて68万977立米、今まで採取されています。68万9,000立米。

そして、今年度予定として9万立米取ると、合計77万9,000、約78万立米を前之浜から砂を持っていくと。島間が、昭和63年に2万4,000立米取っております。それで、中種子町と西之表市を合わせた額が、39万6,000立米、約、南種子町の半分ですね。そして、屋久島、これが52万8,000立米、こんだけの砂を取っているんですね。

特に、この中でも竹崎沖、門倉沖、これは竹崎沖、門倉沖と言いますけども、要は前之浜だから、前之浜の砂を取っているんですよ。

そして、取るときに舞い上げた砂、これが今、西海岸のほうに流れていって、西海岸の磯が反対に砂浜に埋まってしまっているという話も聞いています。私も潜っていないですから、はっきり分かりませんが、こういう取り方、ずっとこういうことをやっていると、砂がたまる暇もなくて、前之浜の砂というのはどんどん減少して、丘のほうが侵食されていくと。これ以上の浸食を食い止めるためにも、何らかの手を打たないといけないと。

以前の美しい砂浜を取り戻して、名勝門倉・前之浜自然公園としての文化財の保護、自然環境保護条例に指定されている景勝地の保護、また県内有数のウミガメの産卵地である前之浜、この環境を守って、我々は後世に残す必要があると思うんです。

そういう意味から、今後、南種子町として、この前之浜の自然を残すために、どのように取り組んでいったらいいのか、町の行政としての考え方がまとまっていればお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この砂の海砂の採取については、先般も申し上げたとおりでございます。県に対して業者のほうで許認可の申請を行うということで、私どもはそれに関連して、地元に対して地域振興局であったり、支庁であったり、そういうところで行われる会議の中に我々は呼ばれていきます。

これまで議会においても、こういう御意見がありましたので、私といたしましては、前回も申し上げましたとおり、ここについて、やっぱり住民の皆さんに御理解を頂けるような、そういう調査もやっているのであれば、そういうものをしっかり報告をし、公表をし、そういったやっぱり影響があるということがはっきりするのであれば、その対応をしっかりとやってほしいということは申し上げてきているところであります。

ただ、海岸線においても、やはり県が管理所管をするところでございます。ここについては引き続き私どもも要望はしてまいりますが、もちろん町といたしましても自然保護の活動について、それはそれでしっかりとやってまいります。

ただ、今年度においては、この海砂の関係における深淺測量や水中カメラを使用した海底調査とか、こういったものが崎原が調査対象となっているというふうに向かっていますので、そういったものもしっかり公表頂けるように、これは再度要請をしていきたいと思っております。

ただ、ただいまこういうことをずっと我々も聞いてきておりますのは、この議会

の中において、議員の先生方がそれぞれの地域において聞かれたことが、ここに上げられているんだろうというふうに思いますので、そこはそこで理解をいたしますけれども、これを強力に、そういうものを県のほうにも声を届けていくということになれば、まず地元においても、県に対する正式な要望書なり、そういうものはやっぱり今後必要ではないかなというふうに感じておるところでございまして、議会で出たからということは何度も何度も私どもも申し上げても、それはそれで同じような説明が我々にも返ってくるのではないかというふうに思いますので、そこは今後いろんな情報収集は私どももいたしますけれども、地域一緒になって取り組むのであれば、そういうことが必要だというふうに感じるところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 地元の要望ということで正式に上げてほしいと、承りました。

ちょっと町長、町長には耳の痛い話かもしれませんが、あえて質問をさせていただきます。

この砂の採取ということで私が聞いた話では、28年から3年間、砂を取るのに当たりまして、当時の町長が西之校区に来て、熊毛支庁からも呼んで、住民説明会があったと。

その中で3年間だと。3年間採ると。これは南種子町漁協の管内、中種子町・西之表市の種子島漁協の管内、屋久島町漁協の管内、この3か所で順繰り順繰り交代に取っていくから、今度は南種子町の番だと。だから、みんな我慢してくれというような話があったと。これが何か書いたものがあるのかといえ、書いたものはないと。ただ、そういう説明があったというのを多くの方から聞きました。

そして、平成30年かな、当時の名越町長に、この南種子町の砂をあと1年間延長してくれと、取るのを。西之表市の砂がどうも規格に合わない。それで、町長室に来て、名越町長がそれを蹴ったという話も聞きました。

これは私も直接、名越前町長から聞いたわけじゃないんですけども、そういう話もいろいろと聞きました。ということは、去年1年間は取らなかったわけですね、平成30年度までということ。

ところが、私は3月議会で、この質問を出しました。そのときには既に今年4月から前之浜で砂を取るということは決まっていたわけですね。決まっちゃったんですよ、これは。で、1月に会議があったわけだから、決まっちゃったんですよ、建設課長。まあ、いいです。

1月にそういう会議があったと。ところが、この3月議会で私が質問出したときに、一言もそのことは回答になかったです。また、私も聞きませんでした。なぜか。それは、3か所で順繰り順繰り交代で取るということを知っていたものから、

次は最低でも6年後だろうなど。6年後だったら、砂も少しは回復してくるんじゃないかなというふうに思ったからです。

私は、砂を取らせないとはいわないんです。取ったら駄目だとは言わないんです。なぜか。日本の経済、鹿児島県の経済、これを考えたとき、骨材としての砂というのは、非常に重要なものなんです。

だけど、それを前之浜の砂が最適だからといって、あそこだけ、77万立米、こんだけ取ってしまえば、当然、陸地は浸食されていくんですよね。そして、先ほども言いましたように、この保護条例とか自然公園条例なども、当時の町長さんはじめ、行政の皆さん方が、あそこを守っていきましょうよということで、せっかくつくった条例。こういう趣旨にも反するんじゃないかと。

だから、私、町長に強く申入れをしたいです。来年も取らせるつもりですか。町長は合意するんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） こういう関連というか、私どもも各課長に申し上げていますが、しっかりとした答弁をするためには、やはり前もってこういう内容を私どもにもお届け頂ければ、しっかりとした答弁できるように準備はいたします。

ここで初めてお聞きをして、今まで地元でそういう内容の話があったとか、それは私も全然、今日初めてお聞きをしております。

そしてまた、町が許可をしてやっているような感じにも取られがちですけれども、私どもはそれを砂を取ることを許可をするとか、そういうことは一切権限もございません。これまで説明をしたとおりでありますので。

このことについては、十分内容をまた担当課長にもお聞きをさせていただいて、そこについては、どういう回り順番でそういうふうになっておるのか、今後もどうなるのかというのは、それは確認をさせていただきたいと思いますが、先般も説明をいたしましたとおり、この砂については、あくまでもこの許認可は県であります。

ですから、私どもが出席ができる、そういう会議の中において、こういう地元からの意見があるということは伝えてきているわけでありまして、ただいまあったようなことについても、地元からそういうものが正式なものがあれば、それはしっかりとお届けができるのではないかとこのふうには思っております。

来年、だから許可をするとかどうかというのは、私のほうがまたここで答弁することでもないと思っておりますので、そこについては御理解頂きたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 先ほどから町長の答弁を聞いていますと、私が通告以外の質問をしているように受け取られますけれども、当然この質問を見ると、前之浜、これの

自然環境、前之浜の磯化減少を食い止める、これに来れば、当然、砂のことは頭の中に入っていないといけない事案だと思います。そこが想像もできないような行政じゃ駄目ですよ、はっきり言って。

私、言いましたよ。場合によっては、砂のことも出ますよと。これは当然、3月の議会でも言ってることですから、そこはちょっとはっきりと、私、質問通告以外の質問をした覚えはないと。当然、この内容を見れば、砂の件にも関して来るんだろうなと。自然状況のこの自然環境ということに来るんだろうなということは、容易に想像がつくと思います。

そして、町長が言われる、町に権限はないと。許可は確かに県ですよ。持ち物は国、そして、県が許可を出す。これ分かっています。

町としては、私が言いたいのは、南種子町の自然を守るために、もっと町として現実に目を向けて、あの砂浜の状況を見て、そして県にも申入れをしてくださいよと、そういう気持ちなんです。

ちょっと私も興奮して、いろいろ言いますけども、この砂の件に関しては、本当多くの方がこのように思っているんですよ。

ただ、やっぱり何と言いましても、なかなか地元の人たちは、私には言うんですよ。だけど、それを公に、町に要請書を出そうとか、そういう動きまで、まだ発展しないんですよ。みんな心の中では思って、私に会うたびに、おまえ、あの砂のこと何とかしろよと言うんです。これは事実です。うそじゃありません。

そういうことで、町長も私からこんな言われて気分悪いかもしれませんが、そこはひとつ寛大な心で受け止めてください。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） それでは、質問に入ります。台風10号の襲来を大変心配いたしましたが、今回は幸いなことに、当初の想定より被害が軽減されたことに安堵しております。今後も猛烈な台風の襲来が予想されますので、万全な準備態勢を進めな

ければなりません、国のほうでは一方、先日、安倍総理が体調不良による突然の辞意を表明されました。7年8か月という長期政権における評価があれこれとされておりますが、新総理に期待するところはやはり経済問題ということで、国民の皆さんが経済対策に大変強い関心を持っているという実態があります。

そこで、本町のような小さい町にあつては、あればこそ、豊かなまちづくりに励まなければならないということで、本町における最大の経済対策は農業問題だというふうに考えております。そういう意味から、今回の一般質問において、もうかる農業政策の確立という観点から、質問を進めていきます。そこで町長は、日ごろより本町の農業は基幹産業であり、農業振興については力を入れていくと強く発信されております。大変心強いことではありますが、現在取り組んでいる重点的な農業政策と、その効果の見通しについて、報告を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、福島議員の御質問にお答えをいたします。

農業もそうでありますけれども、本町においては全ての産業活動、経済活動、非常に重要でございます、このことについては全力を上げて取り組まなければならないと思っております。この農業に関しましてでございますが、第6次長期振興計画の中で農業の振興の現状と課題を七つに区分をして、施策の方向性を示し、目指す姿として町民が希望の持てる強い農林水産業、美しく活力ある農村漁村を掲げ、施策の体系やまちづくりロードマップによる取組を基本に、農業振興が図られるよう各種事業に取り組んでいるところでございます。

具体的詳細な部分については、担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、農業振興の取組について説明をさせていただきます。農業生産の第1条件である生産基盤整備状況につきましては、水田で61.1%、畑地で68.8%の整備率であります。令和2年3月に策定した農村振興計画では、地域の状況やアンケート調査などを踏まえ、令和2年から令和11年の10年間で第6次長期振興計画と共に、農村振興策を具体化していくため、本町の将来像を明確化し、計画に基づき各施策を的確に実施することとしているところであります。

今年度の主な課題とその進捗状況及び成果の見通しについてであります、今年度の取組ということで、先ほど町長が述べました長期振興計画、七つの区分ということでしているところですが、まず1点目に、農家の減少と農業後継者の減少対策。2番目に農地利用の低下。3番目に農業生産額、農業所得の向上。使用作物の低単収対策。4番目に多様化する消費者ニーズへの対応と販売対策。5番目に都市と農

村の交流促進対策。6番目に農業生産基盤の整備の推進。7番目に畜産振興の推進を長期振興計画に掲げ、取り組んでおります。

今年度の主な農政の課題としまして、1番目に重点作物の生産性の向上。2番目に生産組織の活動強化。3番目に農業担い手、認定農業者、新規農業者の確保、育成。4番目に人・農地プランの策定。5番目に農業生産条件の整備と活用促進。6番目に農地中間管理事業の推進。7番目に新規作物の普及推進。8番目に輸送コストの支援を掲げ、農林水産業の振興を図っているところであります。

進捗状況の状況及び成果の見通しについてであります。本年度の課題を解決すべく、各種事業に取り組んでいるところであります。重点作物の生産性の向上として、特に基幹品目であるさとうきびの単収回復のために、国庫事業の活用はもとより、堆肥散布に対する助成としてプロジェクトエイト事業を実施しており、一昨年の低単収から、昨年度5トン台ということで回復基調を見せているところであります。

また、園芸品目につきましては、資材費の助成、花卉においてはハウス老朽化対策実施など、関係機関と連携を取って実施をしているところであります。農業生産条件として、水田地帯の基盤整備、川内浦、茎永地区の整備を年次的に行っているところであります。各種事業を円滑に実施し、成果が上がるように取り組んでいるような状況です。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 多岐にわたって農業問題に積極的に取り組んでいただいておりますということで、大変感謝を申し上げます。成果の報告というところで、成果報告の到達点がなかなか見えない答弁でありましたが、これだけやってきても、実際の農家からはもうかっているという声は非常に少数派であります。私は今回の一般質問において、どうしてもこの農業をもうかる産業にしていかなければならないと。そのためには、どうすればいいのかという観点で、町長に提言を進めていくわけです。

まず、もうかる農業の確立がなぜ必要かということですが、それはやっぱり本町の基幹産業であるからです。皆さんは基幹産業ということで、朝から晩まで一生懸命働いておるんですが、なかなかもうからない。百姓というのは昔からもうからないものだと、ちまたで口々言うわけですが、しかし基幹産業である農業がもうからないことには、この町の発展性はないわけですから、そういう意味では農業人口が減少の一途をたどっている状況がやっぱり本町の人口減少に直結しているかといえます。

本町の場合は、幸いなことにロケット基地がありますので、これが現状は最大の

産業になっておるといふことで、安定した職場環境でたくさんの方が働いております。それでも、ロケット基地で働いている最大の産業がありながらも、本町の人口予測、6次長期振興計画による人口予測ですが、10年後は4,300人、20年後は3,400人という数字が出されております。ということは、やっぱり基礎となる基幹産業である農業の立て直しを行わない限りは、なかなかこの人口減少には歯止めをかけられないということになります。そういう観点から、どうしても農業をもうかる農業にしないとだめだなというふうにも思っています、たびたび一般質問でも言っているわけです。幾ら町長が農業振興だ、基幹産業だといっても、もうかる見込みがなければなかなか人が寄りつかないということでもありますので、やっぱり農業をもうかる産業にしないといけない。

あばっちえんかもうくいちゆうなっか、農業は、ということになれば、人はやっぱり寄りつきます。だから、どうしてももうかる農業にしなければならない。これが人の心理であり、経済の原理原則でありますから、それを要はどうやってもうかる農業に転換をしていくかというところに、我々は知恵を働かせなければならないんです。このもうかる農業を確立しなければいけないというところについては、町長も同意見かと思われませんが、改めて町長の見解をここで聞かせていただけますか。お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。この農業に関わらず、農林水産業も含めてそうですけれども、確かに農家戸数についても、10年前と比較をいたしますと、大体パーセンテージでいったときに20%ぐらい減少しているということで、あともって詳細については担当課長から説明させますけれども、そういった状況の中でございます。

ただ、これも一、二年で簡単にまた全てがもうかる方向に行くかというのと、これも非常に難しいところがあります。さとうきび、そしてまたサツマイモ、いろいろ作物もありますが、それ以外のところで新規に農業を始められて、そしてまた作物を、いろんなものを転換されて、チャレンジをして、それなりにしっかりとした農業を確率されている方もおられますので、そういった意味ではそういう方等との連携も図りながら、やっぱり本当にもうかる農業を確立していく、そういう方向に徐々に皆さんが取り組んでいただいて、そういうものができていくと、それはそれで本町の一番の課題である農業部門の転換ができていくのかなというふうに思っております。

農業振興基本計画などにおいても、各校区単位の地域の診断も行って、またアンケート調査などでそういったものの的確な把握もしてやっているようでございます。

から、そこについてはあともって説明をさせていただきたいと思います。人口減少の問題も先ほど出ましたからですが、本町においては、これはもう一番の重要課題ということで、宇宙関連企業の方もおられますし、現在、宇宙留学制度の中で家族留学が始まって3年目を迎えておりますけれども、これが令和に入ってから留学に来られた御家族の方が、現在、6家族の23名こちらに移り住んでおります。そしてまた、現在、留学生で来られている家族の中にも、私どものところに情報が入っていますのは2家族がここに残りたいと。そしてまた種子島で、南種子町で暮らしたいという方もおられますので、これは空き家対策と、そしてまたこれの雇用の問題もそうですけれども、そこをしっかりと私どももやらんといかんなと思っております。

またこのほかに、コロナの関連もございまして、やはり地方に目を向けている方もございまして、御家族でこちらに留学制度とは別で移り住んでこられた方もおられます、合わせますと、今50名ほど近くの方がこちらに移り住んできておりますから、そういった方も含めて、そしてまた漁業に新たに取り組む方もおられたりしておりますので、そういう意味では農林水産業もしっかりとしたそういう形が出来上がってくれば、ひとつのこれも、ここに残っての雇用という場面においてはつながっていくのかもしれないなというふうに思います。

農業の確立においての思いというのはそういうことで、私も同じような思いをいたしておりますけれども、詳細の農家戸数の問題であったり、現在のそういう数的なものが必要であれば、総合農政課長のほうから説明をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） もうかる農業の確立は必要かということになりますが、本町の状況ということで、本町の農家戸数につきましては、町長も述べられたとおり10年前と比較して20%の減少で、農林業センサスの調査関係で783戸というような形で農業を営んでおります。その中でも70歳以上の農家が占める割合については33%とうことで、ここのさらなる農家の減少というのが予測されているところであります。

このような中、本町の農業形態も専業農家、大規模農家、農業の法人化が進む一方で、小規模農家、兼業農家も多く、高齢化も進み、農業従事者の減少、後継者不足、離農者の増加により、農地の条件の悪いところについては耕作放棄地、遊休農地が増加しているような状況であります。この中で、農産振興計画ということで、今年の3月、こういうような冊子を作成したんですが、この冊子については、各校区単位の地域の診断をしていこうと。今現在の平山校区ですと、農業形態の従事者、その状況、課題、今後どういうふうにしていきたいかということアンケート調査

等を行いながら、地域の振興を図る上で重要施策はこんな形でしていこうということを取りまとめたところであります。

このような冊子を作っておりますので、これからこれをどういうふうに生かしていくかということで、農業は本町の産業として重要な役割を果たすということは、誰も思っているところでありますが、地域を支える基幹産業として農業を支えるのは、まず人でありますので、人材育成のため、農業大学校への進学、国の新規就農関係の支援も活用しながら取り組んでいきたいということであります。行政としても、これまでの施策関係の状況ということで、事業を取りまとめているところですが、社会情勢を見極めつつ、個々の環境整備等を行政として必要と考え、もうかる農業への取組をさらに頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 非常に心強い政策の答弁ということで、期待をしております。

そこで、町長も言われるとおり、農業は非常に重要な産業だと言われております。さらに、やっぱりこの農業を発展させていかなければならないわけです。農業人口も20%減少という報告でしたが、70歳以上が30%ということは、あと10年もすれば30%が現実味を帯びてくるという流れ、圧倒的な農家減少に拍車がかかるということになってきます。

そういう中で、人口減少についてはいろんな方面から対策を打っているということなんですが、やっぱり基本となる基幹産業である農業がどうしてももうかる産業に育てていかないと、ここに人口減少の歯止めがかからない。そんなにもうからないのに力を入れないで、交流人口、観光産業を増やせよ、企業誘致をせんばよという声もたくさん聞くわけですが、やっぱり基本は農業でありますから、しっかりした農業の基盤の上にそういうあらゆるものを乗せていくということが本町の進むべき姿ではないかなと思っております。

そういう意味で、私は決して今やっている農業政策は間違っているということは全く思っておりません。必要に応じてやっている政策ですから、それはどんどん進めてほしいと思うんですが、やっぱりひとつはこれまでこっぴどく取り組んできても、なかなか成果が見えないというところはなぜかというところをやっぱり見ますと、ひとつはしっかりした目標が設定されていない。目標値。やっぱりここをしっかりと設定をして、目標に向かって動き出す。農業政策をつくるということが一番重要だなというふうに思っているわけです。それを行うには、まずそのもうかる農業にするというこの思い、この思いが非常に重要なんです。

あれもこれもせんばいけんから、手が回らんのと、担当部署に任せるからとい

うだけでは、なかなか先に進まない。やっぱり基本である農業を何とかせんばいけんと、もうかる農業にするというこのトップの強い思い。まずこれが物事を先に進める前提条件でありますので、町長、再度、いや、必ずもうける農業にするよという強い決意をここで示していただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。先ほども申し上げましたが、農業は本町の地域経済を支える重要な産業というのに変わりはないと思います。そういった中で、農業はやっぱり基幹産業としてどのように発展をさせていくかということで、現在も取り組んでおるわけですが、既存の体制もどのように取り組んで、そしてまた充実させていくかということ、そしてまた一番は将来もこの持続可能な農業振興をしっかりと展開ができるように、我々もしっかり取り組まなければならないと、そのように思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。そこまで町長に言ってもらえれば、もうかる農業にほぼ3分の1は近づいていきということになるかと思えます。やっぱり必ずやると、やりきるというこの強い思いが前に進む原動力ですから、町長、3分の1は済みましたよ。次は残りの3分の2を進めるために、私が五つの提言をここに上げております。全然難しい内容ではありません。一つ一つ、淡々と組み立てていけば、目的地にたどり着ける。そういう仕組みを考えております。

まず、目標数値の設定と責任の明確化というのを第1番目に上げております。事業を行うには、必ず目的があります。目的には必ず数値目標というのが必要であります。ですので、今回、もうかる農業にするためには、どれだけの数値が農業所得に必要として設定するか、まずここがスタートラインでありますので、まずこれを決めていただきたい。

県の農業認定者所得で360万円という数字があります。この360万円という数値が果たして魅力ある数値かどうかという観点から見れば、私は到底、魅力ある数値とは思わない。やはり都会でサラリーマン生活をしている子供たちが、親も年をとって、農業をしようと、帰ってくる、そう思う金額が欲しい。もしくは、夫婦共働きで、普通に働いて得るだけの収入、農業所得が得られる。そういう数値をやっぱり目標値に掲げて、これを必ず実現する。

それに向けてどういう施策を打っていくかという、やっぱり到達点を明確にしないと、前倒しの政策がぶれていきますので、必ず到達する目標値、目標数値というのは絶対に必要でありますので、これはぜひ設定をしていただきたい。私はここであえて具体的数値は示しませんけども、ここは執行部のほうで検討してほしい。

それと責任の明確化です。この計画は、私は一つの大きな事業だと捉えているんですが、もちろん担当は農政部局になると思います。職務の割当て、割り振り、1年や2年で到底できる事業でもありませんので、数年にわたってなるかと思いますが、前任者が退職されたので分かりませんか、移動になったので分からないとか、そういうことじゃなくして、きっちりと責任を明確にしてやっていくというようなことを、ぜひしっかり仕組みとして作っていただきたいなと思っております。

ここまでは事前の構想を練る段階ですので、まだ実務にも入っていきませんので、ただこうしよう、ああしようというだけです。ここまでは町長、今までの作業と何ら変わりはないと思うんですが、いかがでしょうか。取り組む姿勢について、検討しますよじゃなくて、やりますよという前向きな答弁がいただければ幸いです。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 目標数値の設定と責任の明確化ということでございますけれども、これについてはこれまでもそれぞれ策定をされております基本構想のようなものの中においても設定をしているわけでございますから、中身の詳細な部分については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 本町の認定農業者ということで、先ほど述べました町全体の農家戸数については783戸、そのうち認定農業者数については88経営体ということで、パーセンテージでいきますと約10%を超える程度で推移をしております。その中の目標設定自体の360万円と、この数字的にまだ高く設定し、魅力ある農業をとということの質問の内容で聞き取りをしたところでしたが、まずこの認定農業者の所得目標についてですが、ここについては本町で平成28年12月に策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、通称、基本構想と呼びますが、この360万円設定については地域における他産業の従事者並みの生涯所得に相当する年間所得を農業従事者1人当たり360万円の所得ということで目標設定をしているところであります。ここについては、5年、もしくは見直しをしているところですが、魅力ある農業を目指し、農業振興に取り組むということで、今現状として目標設定をしているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 360万円、今の基本目標という数値に設定をしているわけですが、別にこれについて、私はとやかく言うつもりは全くありません。ただ、この360万円に、ではいつ頃達成目標にして、後継者が何人ぐらい増える見込みがある

のか。この360万円という数値が妥当かどうかも含めて、ここで答弁は求めませんが、検討していただいて、本当にこの360万円という見通しが妥当な数字なのかどうか。魅力ある数値なのかというのは再度検証していただきたいというふうに思っています。これで後継者がどんどん増えてくれば、言うまでもありませんので、そこは再度検討していただきたいというふうに思っております。

そこで、次に進みますけれども、これからは今度、構想の段階から机上での現状分析という段階に進んでいきます。まずは現状の農業をしっかりと分析してほしいと。正確に分析するというのがポイントであります。中にはもうかっている農家もいるし、全くもうかっていない農家もいるし、作物別に全然違う場合もあるし、いろんなパターンがあるわけです。なぜこの人はもうかっているのか、この人は何でもうかっていないのか、同じやり方なのか、どうなのか。必ずやっぱり原因が、結果がありますから、そこを明確に分析していただいて、作物別であったりとか、年齢別であったりとか、畑なのか水田なのか、畜産なのか。農業を取り巻く南種子町でやっている農業環境を全て分析して、もうかっている要因は何、もうかっていない要因は何というのを、正確にまず出す。

現状分析からスタートしないと、先に進みませんので、そこから出てきた問題点で次の課題設定というのが浮き彫りに出てきます。もちろん、今やっている政策は、今までの分析をした情報を基にやっているということにはなるんですが、さらに分析をして、再度、その問題点をあぶり出してほしい。もうかっている要因、もうかっていない要因。多分、今ここで即答弁を求めても出てこないと思いますので、ここはきちりと現状分析をしていただいて、それで課題を見つけ出す。

課題を見つけ出したら、その課題をどういうふうにして解決していくかという次の段階に行くべきですけれども、この現状分析については、ぜひやってほしいんですが、ここは総合農政課長、どうですか。答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 現状の分析関係ですが、その前に、先ほどの認定農業者の所得目標は、一応5年間の計画を立てて、5年後にその目標に対して達成していこうということで、取り組みについては1年目、3年目、5年目という形でそれぞれ中間検討も踏まえながら実際しているところであります。新規就農関係についても、5年後の1人経営体当たり150万円と目標を設定しているところであります。

それでは、質問の内容の、分析、要因の関係ですが、議員言われるとおり、これまでも各地域で組織していた農業生産組織が、今現在では機能集団ということで、各作物ごとの集団化になってきて、その中で分析をしております。先ほど言いました兼業農家から専業農家ということで、専業農家化が進んでおります。今現在の農

業経営の中で要因の分析等を行い、非常に大切であるということで考えておりますので、特に優良農家の事例等を含めながら、農業経営の高位平準化ということで、全体の農家の向上ということで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 分析をして先に進めていただくということで、一歩、二歩前進というふうに捉えております。そこで、できた分析から出てきた課題をどうやって今度もうかる農業につなげていくかというところの段階に入っていくわけですが、やっぱり工程表を作って、もうかる農業に。360万円やったら360万円に向けて、5年間の工程表、何と何と何をして、どうすれば1年目は幾ら、2年目は幾ら、3年目は幾ら、4年目は幾ら、5年目にはじゃあ360万円に達するという課題整理をして、所得の目標値にたどり着く工程表で一つずつ追っていくということが、これは農政部局だけじゃなくて、南種子町農家全員に分かるように、テーブルに乗せて、工程表を作って、全員に分かるように。

1年目は250万円にしていると、2年目は300万円までやっときたと。4年目は先に進まなかったと。工程表で見える化をして、全員がそれを見て、南種子町の農業は一歩、二歩ずつ前進しているなというのが分かるような仕組みを作って、農政部局も農家も、あらゆる生産組合と一緒にあって、目標に向かって一歩ずつ、一歩ずつ、問題点を見い出して、解決しながら進むという、そういう工程表をぜひ作ってほしいんですが、現在、こういう工程表に基づく課題の整理という方向性は持っておりますか、どうですか。なかったらぜひ作ってほしいし、あればそれで進めていけばいいと思うんですが。そこをちょっと説明お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 質問の計画的な取組ですが、現状と課題についての対策については、今現在、策定をしました第6次長期振興計画や先ほど説明しました町の農村振興基本計画で、詳細関係については現状の課題等の整理をしているところであります。この現状の課題、地域の醸成と診断結果や地域農業振興の重要施策については、各地域で開催される人・農地プランという各地区で会議を持ちます。それを内容の充実をさせながら、個々の人・農地プラン作成会議や農業関係者で組織をしています農林業の技術指導者連絡協議会、通称、技連会と言いますが、この関係者等で集まって、情報の共有をしながら課題解決、先ほど議員から提案されていきますロードマップ等の年次的な計画を、5年間ですが、当面のやつを立ててあります。あとは長期計画の10年間ということで、ここも詳細に計画に基づいた進捗状況とか、そういうところの会議等を充実させていきたいということで考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ロードマップ作成してやっているということで、非常に頼もしいわけですが、その中に年度別、1年目、2年目、3年目、4年目と年度別に取り組む課題と、到達、1年目、2年目、3年目、4年目でたどり着く、5年目に360万円達成という金額数値を入れたロードマップになっているかどうか、教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） ロードマップの内容ですが、まちづくりの農業分野のロードマップとしましては、課題を先ほど七つに区分した中で、どのような形で進めていこうかということで区分をしながら、年次的にどのような対策を取っていくのか、先ほど議員の質問であります年次的な数字目標、個別数字目標じゃなくて、ここの長計には全体的ですが、あとそれに基づいて各事業、それと各品目ごとの計画というのは、直近3年後を目標とした形、次年度の目標を大きく立てて、それに達成すべき計画ということで進めているような状況であります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） なかなか行政が政策を組むときに、年度別に目標数値を作ってやるというのは、非常に前例もないし、難しい取組なんですけど、あえてそこにチャレンジをして取り組んでいかないと、5年後に360万円に届く保障なんかどこにもない。また簡単にできるわけでもない。現実はそのとおりです。ですので、冒頭に町長に、本当にやるという思いがありますかと、確認したところはそこです。やっぱり強い思いで、必ず5年後には360万円の数字に持っていくと。そのためにいろんなロードマップで取り組んでいると。それをもっと詳細に落とし込んで、年度別にやってくと。それを毎年、毎年チェックしながら、次の施策を打っていかないと、なかなかこの目標値にはたどり着かない。これは現実です。ですので、再度、そこはやっぱり農政部局で洗い直しをしていただいて、取組の強化をしていただきたいというふうに思います。農業関係については、以上で質問を終わらせていただきます。

次に、ふるさと納税対策について、お伺いをしていきます。現状の対応と体制の確認ということで質問書を出しておりますが、8月11日の南日本新聞で鹿児島県下のふるさと納税額のランク発表が掲載されておりました。トップは、南さつま市で46億円、前年比が2.1倍、2位は志布志市で40億円、前年比1.2倍、3位は大崎町で28億円、前年比1.7倍です。非常に頑張っておられるということで、敬意を表するわけですが、本町は残念ながら4,400万円という数字にとどまっております。

て、非常に寂しい思いをしております。

別にこの数字で町長を責める気もしないわけですが、残念だなど、何とかせなあかんという気持ちは同じだと思っておりますので、あえて悪い評価をする気は毛頭ありませんが、やっぱりこの現状を素直に受けとめて、現状分析をして、次の手を打たなければならないということになりますので、これについて現状の分析をどういうふうに行って、次の手をどういうふうに打とうと思っているのか、その見解をまず町長のほうに聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島照男議員の御質問にお答えいたします。8月11日の南日本新聞においても、国が導入した返品規制により、過当競争が是正され、地場産品の豊富な県内自治体に追い風が吹いたと掲載されておりました。また、6日の南日本新聞には、全国の2019年度の給付額が過去最高であった2018年度より下回ったとも掲載をされておりました。先ほどあったとおりでございますが、原因として、2019年6月から返礼品を寄附額の30%以下の地場産品に限定する新制度に移行した影響で、右肩上がりだった寄附総額は頭打ちとなったところであります。

本町においても、新制度へ移行後、2018年度の8億7,599万2,000円ございましたけれども、これは旅行券等が主なものでございまして、制度に反することから対象外となり、2019年度においては議員御指摘のとおり4,398万9,000円となったところでございます。新鮮な海産物や農産物など魅力的な返礼品を用意できる自治体が上位を占める傾向にあるのは事実であります。このような状況を踏まえまして、新しい体制もつくりましたので、今、コロナと併せて対応してございますが、本町といたしましても他市町村の状況をしっかりと分析し、国が示したルールの範囲内の中で最大限の努力をしていく必要があるというふうに考えておりまして、現在、取り組んでいるところでございます。

今年、来年というふうなことで、しっかりこういう結果が出ますように、私どもも精いっぱい努力をしまいたいと、そのように思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 町長の力強い答弁をありがとうございます。やっぱりふるさと納税の魅力はなんと言っても返礼品にあるわけで、いい返礼品を持っている市町村が上位を占めているという経緯になっております。この返品。それはあるところはいいですが、ないところはなかなか厳しい。地元産に限られているという、限定がありますので、ないときは作るしかない。

返礼品ありきで作ると、なかなか難しいので、やっぱりここは地元の特産品、地場産品開発という観点から、真正面から取り組んで、その中でできてきた開発品を

ふるさと納税の返礼品に充てるというところからスタートをしていかないと、なかなか難しいなと思っております。このふるさと納税、なかなか厳しいんですが、やっぱり今、多額の納付金額をいただいている市町村を見れば、何年も前から地道にいろんなところとセッションをしながらつくり上げてきているというふうになっているようです。

本町の場合は少なかったもんですから、電化製品であったり旅行券等である一定の金額はいったんですが、法律が変わったんでころっと落ちてしまったと。ということは、我々やっぱり先進地より五、六年は遅れたところから今スタートしようとしているわけですから、やっぱり本腰を入れて取り組まないといけない。地場産、特産品開発に本腰を入れて、そこから出てきた商品を返礼品に充てるというふうにしないと、とてもじゃないけど多額の金額を得ることは難しいなというふうに思っております。

そこで、やっぱり体制整備と数値目標、これも設定が第一でございます。新たな体制を、町長、組まれたということだったんですが、片手間仕事でやると、どうしても片手間仕事になります。やっぱり、しっかりした体制を組んで、洗練チームにおいて、企画だけじゃなくて、ほかの部局も巻き込んで、南種子町独自の特産品開発を1からやると、何年かけて、1年や2年でできる金額はわずかですから、せめて5か年計画ぐらいで南種子町も50億円の目標でやりますよというぐらいの気概をもって取り組まない、なかなか先に進みません。

恐らく、南さつまは今年50億円いくと思いますよ。本町も5年ぐらい遅れていますから、5年後には50億円目標、そのために体制の整備をする、専門チームをつくる。人手がないときは、民間から採用してもいいじゃないですか。それぐらい人材投資をして、これに取り組んでいけば、本町の経済も活性化してくるに間違いありません。強い思いの決意を再度、町長にお願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。このふるさと納税の魅力については、確かに返礼品にあるというふうに思います。そういった中で、国が導入した返礼品規制によって過当競争が是正をされて、そして地場産品の豊富な県内の自治体に追い風が吹いたということでございますが、御承知のとおり、県内トップとなっている自治体の返礼品については、南さつま市がおよそ半分はお肉となっており、2位の志布志市においては寄付額の約半分がウナギ、そして3位の大崎町においても寄付額の9割がウナギというふうなことでございます。

ここの市町長とも私もいろいろ話をさせていただいたこともございますけれども、ここに一番、非常に頼っている分はあるんだろうというふうに思います。

こういうふうなことで、魅力的な返礼品を用意できる自治体が上位を占める傾向にあるというところがございますが、ほかのところも努力をされて、今金額はどんどん上がってきているところもございます。そういうことで、何とかここ私どももしっかりと対応していかなければならんというふうに思います。

そういった中で、本町においては、約250近い商品を出しておりますが、目玉商品としては、やはり安納芋というようなことで、数はたくさんあるわけがございますけれども、この返礼品として取り扱っていない商品の掘り起こしであったり、このいろんな原材料、いいものがございますので、それを使った特産品とか、そういったものがなかなかできにくいところが今までであると思います。

商工会、そしてまた特産品協会なども含めて、本当にちょっとしたところと提携を結んで、そういうものが可能なところかなりあります。私どももそういうお話もしたことがあります。そこに果たしてこのそういう素材を提供いただけるかどうかということに関しては、今まで話をする中にはなかなかそこまで至っていないところがありますので、ちょっとやっぱり町全体が視点を変えて、そういうところに取り組んで、そういうものが本当にできてくるとまた変わってくるんだろうなという思いはいたしているところがございます。

そういう中においても、現在、ふるさと納税サイトの掲載に向けて準備を進めておりまして、体制も4月において若干企画課のほうに政策推進係ということで設けて、企画内部のほうで、今までの議員がおっしゃられるように、ほかの業務をしながらというわけにもいかないの、ここはふるさと納税のことも、そしてまたこういう情報発信もしっかりできる体制ということで、新しく2名そこに配置をしてスタートを切ったところがございます。

ただ、現在このコロナに対する関係の対応が非常に第2次補正、第3次、いろいろ出てきておりまして、その部分もどこを中心にやるかということで、今それもほとんど企画課を中心に、そしてまた関係する部署に協力をいただいて、連携をしながらやっているところでもありますので、徐々に今年度については、今ふるさと納税も上向ってきている状況ではあるなというふうには思っておりますので、ここはしっかりと今後を見据えて計画を立てて進めていきたいなというふうに、思いは持っているところがございます。

これまでのこの地場産品開発と6月定例会においても議員から質問をお受けし、答弁させていただいておりますが、これまでの取組やら必要があれば、担当課長のほうから後もって、また答弁をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 地場産品の開発につきましては、6月定例議会で福島議員

からの質問で答弁をさせていただいておりますけれども、有人国境離島法に基づく雇用拡大事業を活用しまして、フルーツや安納芋を使ったジェラートの開発であったり、地ビールの製造、また焼酎の芋の蒸煮機の設置等、令和元年度においてはパンケーキやピザの設備の整備、販売等を行ってきているところでございます。

商工会や特産品協会では、令和元年度に全国の展開、支援事業を活用しまして、ジェラートと新製品開発研究、紫芋を使用した本格焼酎のジル南泉等を開発、販売を行ってきたところでございます。

今後におきましても、これらの商品を本町の特産品として、また既存の特産品も併せてPRを行いまして、引き続き、特産品協会との情報共有を行いながら、地場産品開発へ取組の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税の新しいメニューとして、特産品以外にも体験型のメニュー等についても掲載をするように経済関係機関と調整を行っているところでございますので、新型コロナウイルスの関係もありますけれども、準備を進めていきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 取り組む姿勢はよく見えてくるんですが、目標数値の設定、これは難しいですが、私は非常に重要で必要かなと思っております。町長、ここは腹をくくって、1億円、2億円じゃなくて、10億円、20億円、50億円とやっているところ実際隣にあるわけですから、腹を決めてやろうじゃないですか。そうすれば、町長の評価もぐっと上がります。町の活性化もぐっと上がってきます。

いやいや難しいじゃなくて、やる、目標数値、今日は言わなくてもいいですけど、必ずやり遂げるよという決意の表明をしていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

確かにただいまトップにおられるところのそういう自治体については50億円を超えてくるだろうというふうに思います。そしてまた、まずは、私どもも以前8億いくらかというそういう数字も出しておりますけれども、これは特産品を中心にした中において、必ず1億円を超え、そしてまた、そういうところまで到達できるように、しっかりと目標を持ってやりたいという思いは、私も持っております。

そして、職員にも現在、ハッパをかけながらいろいろやっておりますけれども、4月以降、この政策推進係を中心に新しい商品の発掘だけでなく、特産品とかそういったものも併せて、そしてまた体験型の観光メニューなどについても、やり方によってこれが一つの商品となるというのは御理解いただいて、いろいろ今お話をしているところでございますから、そういうもので何とかここを切り開いていきたい

と、そういうふうになっております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。今度、もうかる農業とふるさと納税については、また次の12月議会においても進捗状況についての質問をしていきますので、12月には町長から具体的な数字の発表を期待できるように、また質問書を出しますので、よろしく願いいたします。

最後のほうに、福祉関係の質問書を出しておりましたが、先日、課長とお会いしたら、集計がまだ進んでいなくて、集計途中ということでありましたので、この件は12月議会に回しますので、今日の質問は打ち切りということで、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（広浜喜一郎君） これで、福島照男君の質問を終わります。

ここで、2時5分まで休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時02分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗君登壇]

○9番（塩釜俊朗君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。

初めに、7月上旬に鹿児島をはじめ熊本県、福岡県、各地を襲った局地的豪雨に被災した皆さん、最大級と言われた台風10号において被災されました皆さんに、お見舞いを申し上げたいと思います。

9月の1日は、防災の日でありました、そして、立て続きに台風9号、台風10号が発生し、特に台風10号においては、本町の避難所において、たくさんの皆さんが命を守る観点から避難所に避難したとのことであります。また、新型コロナウイルスの対策で、3密回避もしながらの対応ではなかったかと、このように察するところであります。

今回は、防災・災害対策を中心に質問をいたします。御提案と検証をするわけですが、提案しても、すぐできる、できないことは理解しているつもりであります。

最初の質問であります、10年前であります平成23年6月定例会において、市町村災害時要援護者支援プランについてお伺いをいたしました。その時点では策定中という答弁であったところでございますが、急ぐべきではないかと提案をしたとこ

ろであります。進捗状況と策定プランの内容についてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

災害時要援護者避難支援プランの策定につきましては、平成24年3月に策定、委員会において全体計画の策定をいたしております。

南種子町地域防災計画に要配慮者の安全確保、それから、要配慮者への緊急支援として規定して、地域防災計画を基に避難支援に関する部分を具現化しており、全体支援プラン計画は、要援護者につきましては、自助が困難な状況に置かれることが想定される方に対し、地域社会が相互に連携して支援する共助と、行政が行う公助による避難支援体制の整備について定められたものであり、災害発生時に地域の中で支援が受けられるようにするための支援体制を確立するための全体計画プランを策定をしております。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今、町長から説明があったとおりでございます。平成24年3月において全体計画は策定しております。毎年更新を行いまして、整備を図っているところでございます。

その中で、個別支援について、町が保有する情報及び県が管理する情報のうちから、個人情報保護条例により個人情報が保護されているために、特に支援が必要な対象者として考えられる高齢者や障害者等について、その対象者に関係機関へ情報を提供することの同意を得た上で、災害時要援護者登録台帳を作成しております。一部については、高齢者独居等の理由から情報収集が不十分なところもありますが、おおむね作成済みであります。残りの対象者につきましても、各種関係機関の支援も頂きながら、随時台帳作成へ向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 作成をしているということでもあります。その内容については今、答弁をしていただきましたが、私が再度質問をしたのは、近年異常気象により局地的な集中豪雨が発生し、全国的に災害が出ておるところでございます。また人命も失われております。このようなことから、早急な対応が必要ではないかということで質問をしたわけであります。

その頃の、平成23年6月の県下の状況でありましたが、策定済は51.1%、策定中42.2%、未策定6.7%となっております。その時点で、既に西之表市は策定済み、

中種子町・屋久島は策定中、本町は策定中ということでありました。

先日、鹿児島県の危機管理課に問合せをしてみると、令和元年の調査では、全市町村全て策定済みということでありました。策定をしているとのことなので、今までこの策定に向けた状況の中で、どのような災害等で実践をしてきたのか、活用をしてきたのか、そのことについてお伺いをいたしますが、また、どのような状況のときを進めるのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

おかげさまで、この支援プランに沿って活用するような災害等が発生をいたしておりませんので、活用をしていないと報告を受けております。

活用方法については、担当課長より説明させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 活用方法についてでございますが、これについては、台風、大潮、地震等の災害において、身を守るために安全な場所に避難するなど、適切な対応を取ることが特に困難な人を支援するための本計画であります。平常時においては、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、各公民館、県警等と連携を図り、災害時の要支援者登録台帳の作成と情報の共有化を進めていくこととしております。災害時においては、保健福祉課で管理されている当支援リスト、それを端末、パソコン、ノートパソコン等に移行をしまして、避難所において要支援者の安否確認や避難状況の把握、本部との連携、情報の共有を行うようにということで、活用を図っていくということになっております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 今まで災害での活用をしたことはなかったのかの問いに対して、今までなかったと、このような答弁であります。その状況については、ある程度は進んでいるようなことで理解をするわけではあります。7月に鹿児島をはじめ熊本県、福岡県、各地を襲った集中豪雨で、川の氾濫や土砂崩れが起きたことについては、皆さんももうテレビ、新聞等で御承知だと、このような認識をしているところでございます。今後もこのような災害が、集中豪雨、台風が起きるのではないかと、そういうふうなことを思うわけではあります。1時間に100ミリ以上、考えられない雨が降るということでありまして、今では1時間に40ミリ、50ミリ、それぐらいの雨だったというふうな認識をしておりますけれども、先ほど言いましたように、異常気象によりまして100ミリ以上降るのはもう当然のことだと、そういうふうな認識を持つのも必要ではないかということで、私はこのように思っているところでございます。

今回の九州豪雨、台風10号でありますけれども、ある町の防災マップで示した浸水区域、これが現実になったと。現実になったというのは、各地域が防災マップを利用し、避難時の対応時にもすごく利用をされたと、そういうふうな状況で、被害を最小限に食い止められたと、こういうふうな情報もあったところでございます。

本町も防災マップが4月に配布をされたところではありますが、町民にも防災マップを再確認してもらうためには、各公民館において防災マップの掲示もしていただき、また、地域の状況、どのような地域には危険個所があるんだと。急傾斜、あるいは災害が起こりそうな場所、また道路の決壊が起こりそうな場所、そういうふうないろんな地域の状況が出てくることを思うときには、やっぱりこのような防災マップの活用も必要ではないかと思うわけでありまして。このことを公民館の会議、あるいは地域公民館の会議、そういう中でも10分でもいいと思うんですよ。そういうところから防災マップの活用の方法を、やっぱり町民全員が災害についてはどういふものかを認識をするためにも、防災マップの活用が必要ではないかと、私は思っております。このことに対して、町長としてはどのように考えられるのかお聞きをいたしたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

防災マップにつきましては、町民に対し配布をしてございまして、日頃からの備えのため、災害についての認識、知識、そして、避難場所や避難経路の確認、非常持ち出し品の準備などに役立てていただいていることと思っております。

公民館を含めた、そういったところでの活用ということでございますが、このことについては、担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 塩釜議員からの今回の質問を受けてですが、御指摘を頂いて御指導頂いたところでありましたので、早速各地区公民館及び集落公民館に、台風対策の一環としてすぐ、台風10号に対して早急に対応させていただいて、配布をしたところであります。もちろんその中で公民館に掲示をしていただいで、地域内の防災対策として、避難場所や避難経路の再確認など、集落内での共通認識を図る目的として、各種会合等の活用をしていただきますようにということで、各公民館長に職員が配布をして、金曜日にもうそれぞれ掲示をするようにということで、緊急なお願いでありましたけれども、対応させていただきました。おかげさまで、今回の台風10号の折には掲示はされて、幾分か活用されたのではないかとというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 早速活用をされたというふうなことで、私も安心をしたところではありますが、私も過去10年間以上、何回も防災対策、あるいは、災害について質問をした経緯があります。やっぱりいつ来るか分からない災害に対しての町行政の在り方、仕方、方法、これについては十分認識をしていると思いますが、今後もそのような形でやっぱり理解をして、実践をしていただきたいと、そういうふうをお願いをしたいと思います。

次に、平成26年の4月から、災害基本法の一部改正により、災害時要援護者避難支援制度から避難行動要支援者支援制度へ移行をいたしましたところでございます。避難行動要支援者避難支援制度を調べてみますと、名簿の作成が義務づけられたということでございます。その中で、災害発生時には、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の関係者へ名簿情報が提供されるということのようであります。名簿に掲載された方は、緊急連絡先や避難支援者、避難先等の個別の避難支援計画を作成するという事になっているようであります。

本町の平成27年の3月に発行された南種子町の防災計画では、避難の指示・誘導體制の中で、避難者の誘導體制の整備、避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等の下で組織的に避難誘導できるようにしておく。特に避難行動要支援者の安全な避難を最優先すると記述をしております。その中で、令和2年の3月定例会で、本町の障害者数452名、要介護者266名と答弁を頂いているところであります。該当する避難行動要支援者は何名か、個別の避難支援計画、避難行動要支援者名簿の進捗状況を先ほど若干説明を頂きましたけれども、その状況についてお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 災害時避難行動要支援者名簿についての御質問でありますけれども、平成26年当初、全高齢者に制度の紹介と登録同意の確認を行い、台帳を作成したところであります。その後については、高齢者実態把握調査等に併せて、制度の紹介、登録同意、登録事項の確認を行い、随時更新を行っているところであります。

高齢者実態調査対象外の要介護者等については、居宅介護支援事業所等の協力を得て更新していく予定であります。

令和2年9月1日現在の要支援対象者数については1,249名、うち同意登録者は454名、同意率が36.38%となっているところであります。要援護支援者は、住民基本台帳等から独居高齢者、要介護高齢者等を自動更新するようになっていて、同意

があった場合、随時同意者名簿に登録しているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 台帳整備はしているというふうなことであります。454名の36.3%。私もこのようなたくさんの方が要避難行動支援者ということは、ちょっと疑問があるわけでありますけれども、このような方を災害の避難時にどのような形で避難誘導していくかというのも大変だろうと思うわけでありますが、このようなことも含めて、防災計画にも示しているように、避難計画、一年に1回避難訓練あると思うんですが、そういうときにも、やっぱり参考事例的に、ある程度人数を把握して、避難行動の支援計画に基づいたことを実践をしていただければいいのではないかなと今感じたところでありますが、このことについて、保健福祉課長、どのように思われますか。お伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 要避難者名簿については、今後も随時更新していきたいと思いますが、実際この名簿を活用した運用というのは、非常にまた課題もあろうかと思しますので、やはりそれに向けて訓練、そういう部分がどうしても必要になってくるものと考えているところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 次に行きたいと思えます。

エリアメールの配信についてお伺いをいたします。

これについても再質問であります。平成27年9月定例会において、エリアメール発信はできないかについて質問をいたしました。本町の防災行政無線もアナログからデジタル化に移行され、情報発信が便利になったところであります。各通信業者と協議し、個人携帯との登録ができれば可能ではないかという趣旨と、早めの避難対策に寄与できるのではないかという趣旨の質問でありました。

このときの答弁をちょっと要約してみますと、利用規約が15あると、そういうようなことであります。利用規約に定めている内容が生じた場合、エリアメールの緊急速報メールを利用したいとのことでありましたが、今回の台風10号が発生した中での9月5日午後3時過ぎだと思えますが、私の記憶する限りでは、初めてのエリアメールが届きました。防災行政無線、テレビ、ラジオでの放送は当然であります。携帯電話でのエリアメールの発信は、陸上、海上、津波の発生、土砂災害、避難場所等の設置での情報は、今後も必要ではないかと思ったところであります。早めの対応で、この質問が私の文章を変えなければいけないというふうな状態になっ

たわけでございますが、そのときの私の質問は、今までエリアメールを発信をしていないので、できない理由でもあるのか、ないとすれば、町民の安全、安全を守るため、一つの手法として、ぜひともエリアメールの発信をお願いしたいというふうな質問であったところでございます。今回発信されましたので、今後もこのような形で発信をしていくのかどうか、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。

エリアメールなどの緊急速報メールの運用につきましても、これまで見直しがされたところございまして、これまでの経緯等も含め、担当課長より答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、今までの経緯ということを含めて御説明させていただきます。

エリアメールにつきましては、平成27年4月より運用、実際機械的な導入、装置等については導入しているところでございますが、携帯電話会社との利用規約、議員がおっしゃるとおりであります。それにより制限されていたこと、また、市町村内での情報発信ではなく、携帯電話会社の通信エリアでの発信となっていることもありまして、隣接する中種子町との情報との混合などを避けるためということもありまして、情報発信については現在まで利用していなかったというのが、そういう理由でございます。

これまでの情報発信につきましては、本町においては、防災行政無線、それから、テレビのデータ放送等を利用して、中種子町のエリアメールと違う形での周知を図ってきたところでございます。現在も携帯電話会社との利用規約による制限はございますが、国が示しております避難勧告等に関するガイドライン等の改正がありまして、エリアメールなどの緊急速報メールの運用につきましても見直しがされて、利用度が高くなったところでもあります。これにつきましても、先ほどの防災マップと同様でございます。御指摘を受けて、それで、私どもも通常陸上でのことしか考えていなかったというのが本来の理由でありますけれども、今回議員の御指摘で、海上もあるんだということも御指南を頂きましたので、それで一応やってみようということから、今回、台風10号の襲来の折に活用させて利用させていただいたところでもあります。

このことへの町民の反応について、実際掌握をしていないというのが今現状であります。有事の際について、安心、安全な情報発信は必要であるという考え方を基本としまして、地域をまたいでの情報共有及び海上での情報収集の手段として、

エリアメールにつきましても、引き続き利用規約のあくまでも制限内で最大限活用したいと、このように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） そのようにお願いをしておきます。

私、エリアメールについて、今、島内の状況を調べてみましたら、中種子町では、緊急速報メール、これが平成24年からドコモ、KDDI、ソフトバンクにて避難箇所等の情報発信をしております。また西之表市においては、安心メールとして災害状況を発信し、インターネットのヤフーでも土砂災害、避難場所等の情報発信をしております。

本町の予算の中でも、エリアメールファイヤーウォールの保守委託、これはエリアメールの保守委託費だと、このように理解をいたします。また、防災無線デジタル化整備を今年度予算化をしているところでありますが、これは通告をしておりますので、上中地区の戸別受信機の改修等であるとお聞きをいたします。進捗状況と、それから、いつ頃から交換できるのか、総務課長にお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 防災行政無線デジタル化整備工事につきましては、先般6月の18日に議決を頂いて、本契約をいたしたところでございます。進捗状況については、7月に設置業者と第1回の定例会議を行いまして、材料の手配及び機器製作の作業に入っているところでございます。計画では、10月下旬から1月末にかけて、戸別受信機の据付け、既設撤去の作業にかかる工程であります。その後、機器調達及び無線局の申請を九州通信局のほうへ行いまして、町による最終検査をいたしまして、来年4月より全デジタル化運用開始という計画となっております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 10月下旬からということですので、早めの対応をお願いをしておきます。

次に、災害時に出る災害廃棄物の場所確保についてお伺いをいたします。

九州豪雨の情報の中で、家庭から出るごみ、災害廃棄物という言葉が記憶に残っておるところであります。今年は特にコロナウイルスの関係で、災害地に対する災害ボランティアも全国からの募集ではなく、県内の募集だったということで、少ない中での復旧であったのではないかと、このように察するところでございます。また、災害による家庭内ごみ集積場所もなく、一時的であります、路上に放置するような光景の報道もありました。

本町でもこのような状況が出た場合、早急な対応が必要だと、このように思ったところでありますが、現在、町有地にこのような場所を確保しているのか。なけれ

ば確保すべきでないか。このことについて町長にお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

災害廃棄物に関する質問でございますけれども、災害廃棄物処理計画が策定をされていなかったことなどによる初動対応の遅れが、その後の災害廃棄物処理対応を適切に行えるか否かを左右すると言われていた中において、昨年の台風第15号及び第19号をはじめとした令和元年度の災害においても、全国各地において、これまで同様、初動対応の遅れが指摘をされたところでございます。

それを受け、本町においては、その後の取組を含め、担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 全国の災害廃棄物処理計画の策定率ですが、上昇傾向にはあるものの、平成30年度末時点において、都道府県で96%、市町村では39%となっているところであります。国は、2025年度時点での目標を、都道府県で100%、市町村では60%としているところであり、こうした中、環境省は、防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策予算を活用して、処理計画策定事業を進めてきているところであります。

本町もまだ未策定であり、本年3月の支援要望の意向調査に手を挙げて、九州では本町を含めて33の市町村が、令和2年度災害廃棄物処理対応強化等支援事業実施採択市町村になったところであります。

しかし、残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、現在、具体的な作業が進んでいない状況にあるところです。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ただいまの災害強靱化事業の中で、未策定というふうなことであります。また、令和2年度には策定をしていくような方向というふうな答弁であります。今現在では、そういうような災害で出た産廃を置く場所はないのか、設定をしていないのか、このことについてもう一度お聞きいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 計画策定しておりませんので、具体的にどこということとはなかなか言えませんけれども、災害の状況において、状況に合わせて設定していかざるを得ないと思います。できるだけ人家から離れたところを優先的といいますか、先に指定していきたいと思っておりますが、ここについてはまた、策定後にまた報告できればと思います。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） なるべく早く策定をしていただいて、やっぱり災害関係から出るものについては、そこに一応置いていただいて処置をすると、そういうような方向で御尽力をしていただきたいと思いますようお願いをしておきます。

次に、各小学校・中学校の空き教室の活用についてお伺いをいたします。

まず初めに、各小学校・中学校の空き教室を学校ごとにお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 塩釜議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の空き教室でございますが、中平小学校が1教室、島間小学校が1教室、南種子中学校が3教室でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） まだ空き教室はあるのかなと、そういうふうに思っておりましたが、いろんな学校教育に対する利用に使っているのではないのかなと理解するわけでありましてけれども、この空き教室については、コロナウイルス緊急宣言の延長を受けたときの対応として、空き教室の活用をして、児童生徒同士の距離を確保しながら教育活動を行っていくと、そういうふうな県の要請もあったのではないかと考えておったわけですが、空き教室について、以前私も質問をしたことがあります。各小学校・中学校の空き教室を利用した災害備蓄についての状況と、今後の対策について質問をし、答弁を頂いたところでありますが、この質問については、平成25年でしたが、答弁として、災害物資の備蓄はしていないとのことでありました。今後については、地域の防災拠点としての役割を果たしていきたいとの答弁でございました。

提案であります。空き教室を利用をし、主に児童生徒の防災訓練に必要な資材等を含んだ災害備蓄を、各小学校、中学校に配備できないか。このことについて、教育長のお考えをお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 塩釜議員の災害備蓄を学校に配備できないかという御質問にお答えいたします。

現在、小・中学校には災害物資等は備蓄しておりません。それは、本町の南種子町地域防災計画の中でも、各小・中学校の体育館が第2次避難所として設定はされているんですけども、災害備蓄については、町が一括して集中管理することとなっているところでございます。ですから、2次避難所となっている学校施設については、集中管理室との連携強化を進めつつ、関係機関とも協議、検討を行い、地域

の防災拠点としての役割を果たせるよう努めてまいりたいと、学校としては考えているところです。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） ちょっと質問が飛んだようではありますが、今4つの教室が空いているというようなことであります。ほかの教室というのは、どういうふうを活用をしているのかどうか。いわば生徒もだんだん少なくなっており、当然そのときの生徒数と今の生徒数は大分違うところであります。そういうような中で、どういうようなことに使っているのか。その中でも、空き教室は、中平小1、島間1、中学校3ですと、そういうことの調査をしたことがあれば、それについての答弁をお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 空き教室のことですが、今、議員からありましたように、コロナ対策によりまして少人数教室に使ったりとか、3密にならないように更衣室を分けたりとかいうふうにはなっているんですけども、コロナでないところにおいて、数字を先ほど空き教室で申し上げましたので、その利用につきましては、管理課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○教育委員会管理課長（小西嘉秋君） お答えいたします。

空き教室の活用状況でございますが、島間小学校の空き教室1については、児童会室に使っております。中平小学校の空き教室1については、集会活動や少人数指導など多目的室として活用をしているところでございます。南種子中学校の空き教室3教室でございますが、更衣室に1教室、ほか2教室は、習熟度別の学習、教材備品等の置き場や多目的室として活用をしているところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 私が災害備蓄をなぜ小学校にしなければいけないかというのは、以前、国が小学校の空き教室に災害備蓄をするような省令の文章がありましたから、そのことについて第2次の避難所ですかね、今なっているのは、体育館は。そういうふうな状況の中で、やっぱりある程度の備蓄が必要ではないかと、そういうような国の通達があったかもしれませんが、そういうふうなことが、最初の私の25年ですか、そのときの質問をしたときには、そういうような趣旨からの質問であったわけであります。そういうことで、国もそういうような備蓄に対しては、空き室を利用すべきじゃないかというふうな考え方が、またトーンダウンしたのかどうかですね。それは私は分かりませんが、そういうような趣旨で空き室を利用した災害

備蓄はどうかと、そういうふうなことから質問をしたわけではありますが、これについては、次の質問に関連をしていきますので、次に行きたいと思います。

各小学校・中学校体育館等で防災キャンプをすべきじゃないか、これについての質問をいたしたいと思います。

御存じのとおり、防災キャンプ、これについては、実際に避難所に泊まってみて、楽しく防災学習をしたり、また、体を動かしながらの体験型防災訓練であります。教育長も御存じのとおり、文科省も奨励をしていると、こういうふうに私も理解をしているわけではありますが、今現在、全国の小学校・中学校でもこのような防災キャンプを実施をしているのが、よくヤフーとか、そういうようなインターネットで確認をされるところでございますが、今年の7月でありましたが、南日本新聞にこのように出ておりましたので紹介しますが、1泊2日の日程で小学校の体育館で非常食を食べる経験をしたそうであります。この文章の終わりに、このように書いておりました。「大災害はいつ起こるかわかりません。そのときに最善を尽くすよう、避難所に行く練習でもすることをお勧めします」と。こういうふうな一読者のほうからの御提案だと思いましたが、私は、これは非常にいいことだという共感を持ったところでもあります。これが、やっぱりどの市町村が先にやるかどうかは別にして、台風とか、また集中豪雨とか、非常に考えられない大きさ、また雨の量が降る中においては、やっぱり小学校・中学校の児童生徒あるいはPTAの会員を含めての防災キャンプが必要ではないだろうかと思ったものでありますから、このような一般質問をしたわけでもあります。このことに対して教育長はどのように思っておられるのか、今後の捉え方として進めていくのかどうかですね。このことについて答弁をください。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 塩釜議員の小学校で防災キャンプはできないかということの御質問にお答えしたいと思います。

防災キャンプは、実際に避難所に宿泊して、防災知識や技術を体で動かしながら学ぶといった、議員がおっしゃる体験型防災訓練でございます。

この防災キャンプは、文部科学省が体験活動推進プロジェクトの充実という項目の中に、防災キャンプを推進する事業が盛り込まれておりまして、平成29年度まで行われておりました。今は事業としてはございません。そのときの実施については、ほとんど県単位での申込みによる事業でございまして、県や地域、地区の関係機関との連携、それから、実施に向けた計画推進、食費あるいは講師等の予算上のことなどもありまして、国・県の事業のない中での南種子町の単独事業は難しいものかと思っているとおりでございます。

学校で防災キャンプを実施するためには、様々な先ほども申しました団体との連携が必要であることから、地域を基盤として協議していく必要があるのかなというふうに考えているところであります。

現在、学校では、できる範囲での防災対策として、集団での登下校とか通学路点検、あるいは、避難訓練などを実施しているところであるわけですが、キャンプとなると、宿泊を伴いますので、キャンプに要する計画等が教育課程で盛りられることになりますので、宿泊学習等を今行っているそこに、防災に関する学習を取り入れることが内容としてできるかなどの検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 私もこのことについては、いろんな資料を集めて、いろいろ見てみましたけれど、言うとおりの、平成29年で国の補助事業といいますか、それは終わっていますね。それで、県のほうでも、そのような奨励として今進めていることを私も聞いております。

しかしながら、町独自の、やっぱり補助事業頼りであるのが当然かもしれませんが、やっぱり一年に1回ですよ。言えば、海拔の低い小学校から順番に、そういうような方向での体験型合宿、キャンプですね。そういうこともぜひともやってほしいと思うんですよ。やり方の方法については、いろいろあろうかと思いますが、消防団とか、そういうふうな人にも協力いただいて、いろんなプログラムがありますので、そういうことも教えながら、また110番通報、あれもなかなかそのときになれば、できないんですよ。そういうこともやっぱり生徒にも教えながら、この地域に密着しながら児童生徒に教えていけるようなキャンプ、私は必要ではないかというふうなことを思っておるところであります。今教育長が言われましたように、いろいろとあれば、そういう中でもやっぱり教育的な観点からも計画を立ててやっていただければいいのではないかと思います。町長としてはどのようにこのことについて予算確保を含めて考えているのかお伺いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

防災キャンプについては、先ほどの教育長のほうから答弁がございましたけれども、実施するためにはいろんな団体との連携、そういったものが不可欠というふうに伺っておりますので、そこについては十分協議をし、検討をしたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 例えば、このような防災キャンプをするためには資材とかいろ

んなものの確保が必要ですよ、当然ね。そうすとなれば、空き教室を利用してこういうような使った資材等を空き教室に置き場として活用できないかというようなことも関連性がありましたので、空き教室の活用ということで質問をしたわけがあります。

今後、こういうようなことも含めて、やっぱり将来のことにもっと力を入れていただいて、検討をしていただきたいというお願いをしておきます。

次に、税金について質問をいたします。

税金アップについては、主管課を中心に現年度の徴収と滞納整理について頑張っていることと理解をしておりますが、特に今年度については、新型コロナウイルスが発生し、来年度は減収になるのではないかと、このように危惧するところでもあります。

本町の納税の振込方法と納税額比率をお伺いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えいたします。

計数のことについてでございますので、担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） それでは、私のほうで議員の御質問にお答えいたします。

振込方法と比率のことということでございますが、令和元年度、現年度の決算額で、個人の町税及び国保税で併せて8億1,903万3,208円ございます。うち、46.88%が自主納付、35.79%が給与、年金等からの特別徴収、15.27%が口座振替、2.06%がその他の種の方法ということになってございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 自主納税が46.8%、口座振替が15.2%のことです。自主納税給与面からの特別徴収口座振替は分かりましたけれども、口座振替の内訳、金融機関ごとに分かっていたら、税務課長にお聞きをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 口座振替の内訳ということでございますけれども、金融機関ごとに、まず農協が、先ほど口座振替のパーセントが15.27%ですが、この構成比率で行きます。農協が8.32%で鹿児島銀行が1.44%、鹿児島相互信用金庫が3.38%、ゆうちょ銀行が2.13%ということで、合計の15.27%になってございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 分かりました。次に、コンビニエンスストアにおける収納についてお伺いをいたします。

現状においては、町税や国保保険料収納率が、聞いた話では、昨年より横ばいか

上向きの状況だと、このようにお聞きをいたします。しかし、今年度は新型コロナウイルスの影響により収納率が下がるのではないかと、このように予測をされる所でありますが、銀行等の窓口は時間の制約がありまして、昼は忙しい会社員にとってはなかなか時間を取ることが難しいこともあるのではないかと、このようなことを聞くわけであります。

コンビニエンスストアで土曜日祝祭日に関わらず、いつでも払い込みが可能となれば収納率も上がるのではないかと考える所であります。

コンビニエンスストアへ支払う手数料の負担ということもあり、協議をすることはいろいろあろうと思いますが、住民サービスの向上とういことから必要と思えます。町長の答弁を求めます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

コンビニエンスストアなどからの収納方法につきましては、国県を初め主要な都市部などにおける公共料金や民間の電気、電話などで利用されており、収納環境の向上の点で有益であるということが招致をしております。

今後の導入につきましては、税だけの問題ではなく、水道料や住宅料など全町的な収納についても調査、検討が必要であり、また既存の電算システムなどの改修費用など十分な調査を要すると考えておりますので、今後、県下及び近隣市町の動向や費用対効果なども踏まえ研究してまいりたいというふうに思っております。

なお、これまでも協議をした経緯があるようでございますから、詳細については担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 町長からもございましたけれども、導入するとなれば経費、各種印刷物の仕様変更、システム、それから印刷機器などの変更、それから条例改正等について調査、研究が必要と考えております。

過去、平成28年から29年にかけて税務課のほうで町税等対策部会でも検討いたしましたけれども、当時、導入費用が高額である割には利用実績がなかなか伸びないというような、ほかの町の事例が実際にあったというところで、そのときは見送られた経緯がございます。

今後は先進市町の事例等をもとに徴税等対策部会などにおいて再度、調査、検討をしたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 調査、研究をしていただきたいと、そういうことでお願いをしておきます。

最後になりますが、時刻サイレンについて質問をいたします。

時刻サイレンを音楽かチャイムに移行できないかについてであります。

時刻サイレンは、私たちの生活の一部として、今まで変わらず時刻の知らせとして鳴っております。違和感はないところでありますが、近年、各市町においては時刻サイレンから音楽、チャイムに移行しております。

近隣市町では、西之表市、中種子町も町民歌やチャイムに移行しております。火事、人命救助、災害などは別にいたしまして、変える時期ではないかと考えます。また、変えてほしいという声も聞くところであります。

先ほど、質問の中でもありましたように、本町ではアナログからデジタル化に移行しております。当然、この問題については消防団、地区公民館、集落等関係する団体とよく協議をして判断をしていただきたい、町長の考えをお聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 塩釜議員の御質問にお答えをいたします。

サイレンの目的については、御承知のとおり、町内各地に住んでおられます消防団員へ火災等の災害が発生したことのお知らせや、召集のために設置をされているところでございます。

災害発生時には昼夜を問わず鳴ることになり、消防詰所においては消防車両の出動が必要になり、特に就寝時などには不快に感じる方もいらっしゃると思いますが、消防団員の迅速な消防活動のために御理解をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

さて、御質問の時刻サイレンとしての役割について、携帯電話等の通信技術機器が普及をきてございますけれども、これは以前からの慣行として実施をされてきたところであり、特に本町の基幹産業である農業従事者においては住宅地から離れた圃場において、農作業中の時報サイレンは必要であり、生活の中に溶け込んだものというふうなことも一部理解をしております。

しかしながら、町民からの御意見も踏まえ、今後検討をしていかなければなりません。これまでいただいた町民からの御意見や系統については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 先日、町民からの問い合わせを受けまして、集落自治公民館に問い合わせをいたしまして、公民館員の意見を集約をして聞いたところ、ある集落でございますが、昔から時刻サイレンとして生活になじんでおり、実際に必要性を感じ、役立っている人がいるのであれば問題ないという意見を受けております。

また、各地区公民館や集落公民館からサイレンのあり方についての意見、要望な

どを直接的にはいただいているところでもありますし、災害時のサイレンの毎日の点検目的ということも兼ねておりますので、御理解をいただいて、現状のように活用させていただきたいと、このように感じているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 当面は現状のままの活用というふうなことで理解をしてよろしいですか。

ということで、当面はというふうなことでございますので、まだ検討の余地はあるというふうな判断をいたします。

そのような答弁でありますので、次の質問は省略をいたします。

これ以上で私の質問は終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、塩釜俊朗君の質問を終わります。

ここで15時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時09分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 承認第9号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、承認第9号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、御説明いたします。

承認第9号は、専決第9号で処理した令和2年度南種子町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,571万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億2,022万7,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略をさせていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から説明いたします。

今回の補正内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国による経済対策であります、第2次地方創生臨時交付金などを活用した各種事業の追加によるものであります。それでは、2ページをお開きください。

まず、地方創生臨時交付金事業費については、スマートフォンで利用できる町のポータルアプリ開発業務委託、お肉・お魚消費拡大クーポン券支給事業補助金が主なもので、4,530万円を追加するものであります。

次に、同ページ、母子福祉費については、独り親世帯臨時特別給付金が主なもので、581万5,000円を追加するものであります。

次に、3ページ、介護保険福祉費については、介護従事者への慰労金支給事業によるもので、1,250万円を追加するものであります。

次に、同ページ、児童福祉総務費については、新型コロナウイルス感染症対策用の備品購入が主なもので、223万円を追加するものであります。

次に、同ページ、保育園費につきましては、空調機購入によるもので、140万円を追加するものであります。

次に、同ページ、医療対策費については、医療従事者への慰労金支給事業によるもので、650万円を追加するものであります。

次に、4ページ、災害対策費については、災害・感染症対策用の備品購入が主なもので、1,332万4,000円を追加するものであります。

次に、同ページ、教育費については、国におけるG I G Aスクール構想に伴う児童生徒への1人1台端末を実現するため、教育用タブレットを購入するもので、小学校費で3,560万8,000円、中学校費で1,346万4,000円を追加するものであります。

次に、同ページ、小学校費の学校営繕費については、6月26日の落雷により影響を受けた町内小学校の自動火災報知機、放送設備などの修繕によるもので、354万2,000円を追加するものであります。

次に、同ページ、保健体育総務費については、スポーツ合宿誘致に伴う補助金によるもので、446万4,000円を追加するものであります。

次に、同ページ、公営企業支出金については、水道基本料金免除分の補填などによるもので、932万4,000円を追加するものであります。

以上が、歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税688万2,000円を増額するものであります。

次に、国庫支出金については、公立学校情報機器整備費補助金、地方創生臨時交付金が主なもので、1億4,669万4,000円を増額するものであります。

最後に、県支出金については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によるもので、213万5,000円を増額するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

御承認方、よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 歳出の地方創生事業で、肉・魚のクーポン券が発行されるわけですが、この肉と魚、消費喚起が目的ということではありますが、本町における肉については、主に生産者は子牛生産になってくるかと思うんですが、この肉商品において、子牛の価格に大体どれぐらいの価格の上乗せが期待しているのか。それと、魚については、本町の魚だけでは賄い切れず、大半が町外、島外の魚で賄っているというふうに聞いているんですが、本町の魚の自給率とクーポン券利用による魚価の価格アップをどれぐらい見込んでいるのかを教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 牛肉の単価の向上の関係とか、魚の単価のアップの関係でございませうけれども、そこまでの想定を計上、計算はしていないところでありますけれども、あくまでも低迷している消費の関係の消費喚起ということで事業計画をしたところであります。企画課としては、町内にあるお肉、お魚を取り扱っている店舗において消費拡大をしていただいて、少しでもその町内の消費拡大が図られればなというところでの事業計画をしたところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） これは、コロナ対策の一環でありますね。貴重な財源を交付いただいて、本町の経済活性化のために使う予算なんですけど、どうしてもここは肉、魚に限定して、経済効果が多分それほど見込めないというふうに私は思うんですよ。子牛の価格が上がるわけですよ、魚の魚価が上がれば、経済効果としてあるんですが、要は消費喚起ですから、肉、魚に指定しなくても、逆に、一般の全般に通用するクーポン券でもよかったですらうし、この対策を考えるのであれば、収入の減収した家庭に配布すると。一律に何も支給する必要はないわけで、収入の減っている人も減っていない人も平等という考え方では、せつかくの限られた財源の有効活用にはつながらないというふうに思っています。私は、作ったこの根拠はどうしても理解できないですけど、そこら辺についてはどういうふうに考えておりますか、聞かせてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ただいま企画課長のほうからも説明がありましたが、このお魚券、お肉券というのは、一時国のほうでもそういう話が出た時期がございました。しかしながら、これについていろんなことがあって、実現はされておられません、

私どもとしては、直接的には農家の牛の価格が下がってそこに云々というよりも、非常に全国的にこの肉生産をしているお肉の流れが悪くなっているということで価格が低迷をしております。

そしてまた、本町の漁師の方が漁をされて魚を市場に持ってきても、それが売れないと。そして、結局買い取ってもらえるような状況にないということもありましたので、地魚をやっぱりそこが出回っていくような方策をやるべきだろうということで、これをやったところでもあります。

それで、全体的な地域経済については、最初にクーポンを出しましたけれども、これについてはいろんな商店、そしてまた飲食関係、ホテル・旅館業関係だけではなくて、いろんなところに使われることになりました。

そしてまた、本町においては、ロケットの関係者においてもなかなかまだ外に出ただけのような状況にないということで、非常に経済のほうが回っているような状況にはないというふうに思っております。

商工会にもそういうことを申し上げていますが、なかなか理事の中に飲食関係もおられないということで、私どもにはいろんな声が届けられておまして、そこを踏まえて、第1弾のほうでやったクーポン、そしてまた今度は、肉、魚、インギー地鶏もありますので、この牛肉とかそういったものだけではなくて、豚とか、いろいろ肉は全てがございます。そういうところのほうの消費喚起も含めて、今回はここで計上をいたしたところでもあります。

今、おっしゃられるような全体の部分については、まだいろんな声を今聞いておりますので、最初のクーポンが11月末まででありましたので、このお肉、お魚を12月の末までということでやっております。

そしてまた、今のコロナの状況を踏まえて、残りの部分の組み立てをどのようにしていくかなということを今協議をしている段階でありますので、そこについてはそのようなことで御理解いただければなというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 3回目になりますので、これで終わりになるんですが、魚の自給率は教えてもらっていなかったんですが、大半が島外から多分来ている魚だと思うんです。何で島外から来る魚に限られた予算のクーポン券を使って、地元消費の喚起をしないといけないのか、どうしても理解できない。直接、漁師や子牛農家に助成するほうがもっと経済効果は高いんじゃないですか。じゃないときは、地元で捕れた魚に限定するとか、わざわざ船に乗ってくるよその魚に貴重な財源でクーポン券を使う必要性は全くないと思いますが。魚の自給率がわかれば、教えてください。3回目ですので、これ以上は質問できません。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 福島照男議員の、お肉、お魚の消費拡大の件ですが、南種子町の水産の生産額については、全体で1億8,700万円ということで、モジャコ漁も含めましての生産額になっています。

質問の町内の自給率については、ちょっと調査をした経過がありませんので答弁はできないんですが、今回の全国的な消費拡大ということで、お肉については、子牛生産農家が84戸いるんですが、肥育農家は1戸もいません。ここの中の全体的な消費ということで、この直近の3月以降、価格については70万円台から60万円台、今現在で56万円から7万円という平均価格になっています。

どうしても、肥育農家自体が生産した肉の消費の全体、全国的な消費動向としては、飲食店関係で外国人の客等も少なくなっていますが、全国的な肉の消費が落ちていると。まず、肥育農家の末端の肉について生産を上げないといけないという形の状況とかありまして、水産関係については、ここ二、三年ですが、鮮度のいい活魚を届けていこうということで、夏場は7月から9月ですが、「しょうぶ」という魚を鮮度の落ちないような処理方法をして、関西、関東方面で販売をしているということで、単価的に島内消費自体の自給率自体も、ある程度の価格の部分しかないんですが、議員が今言われるような島内消費の部分の島内生産されたものに対しての限定ですが、全体的に水産、個々の農業関係の換金作物であるお金については、県外から島内の中に入ってくるお金が動いてきて農林水産業が回っているというのが実情でありますので、今言った自給率関係の部分もあると思いますが、今回は農業振興の中で活用されていると思うような状況であります。

特に、ふるさと祭りで今回中心になる段階の実行委員の話の中で、アサヒガニは11月1日から解禁されるということで、水産関係についてはふるさと祭りで町内消費が結構されていたんですが、今回、このお肉、お魚券があって、それを活用させてもらおうという意見等もいろいろちらほら聞いているところですが、今言ったように、町内の生産されたもの限定ということやなくて、肉と魚全体的な地域経済をした形で農業関係の振興対策にも役立っているような状況であります。

ちょっと長くなりましたが、以上で終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） このコロナ対策で独自のこのいろんな計画をまとめるに当たり、職員にも御協力をいただいているいろんな案を出していただき、そして会議を何回も開きながら、やはり独自の、本当に町民に行き渡るようなことをいろいろ打たんといかんということで、私どもは取りまとめをいたしたところでございます。

いろんな御意見が出てくるというのは、ほかの事業においてもこれは想定をして

おります。そしてまた、そういう御意見もいただいておりますし、このお肉、お魚をやったことによって、そしてまた非常にありがたいということも、本日も御連絡をいただいたものもでございます。

ただ、クーポンで前回第1弾でやったものについても、他市町においてはプレミアム付きでやったり、それはもうどこの自治体でも100%同意というか、皆さんに御理解をいただけるものだけではないだろうというふうに思いますけれども、プレミアムの商品券であったり、そういうものについては、どういう方であろうと一定の金額を出して、そして購入をして使っていただくということですから、そういう意味においては、どなたにも使っていただいて、そしてこっちで消費喚起をするという意味で、私どもとしてはクーポンを配布するというようなことで組んだわけでございます。そこについては、いろんな御意見もあろうかと思いますが、御理解いただければなというところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） この専決処分をしたことについては、私は、コロナ対策に関しては専決処分していいという認識のもとに冒頭から話をしていますけれども、今回のこの自動お茶入れ機は、支出の中で、款の民生費、温泉センター、それから農業総務費の中に、農林水産費の中にも自動お茶入れ機が2台計上されております。この時期に、こういった2台とも買わないかんような、買い替えをしなきゃいかんような状態だったのか、1点目をお伺いしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 自動お茶入れ機の1台は、温泉センターで使用するのであります。温泉センターの休憩室にポットとやかんといいますか、急須と湯飲みをざっと置いて、個人個人自由に使えるようにしてあったところですけども、なかなかそこを使うというのが、こういう状況ですので、できればもう一人一人、紙コップでしたほうが安全だろうということもありまして、お願いをしたところ。既に設置まで終了して、現在使っているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農林水産関係の分ですが、中身的には農業者休養施設のはまだの湯、用途については同じような形で、新型コロナウイルス対策ということで設置させてもらったところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） もう一点、お伺いしたいと思います。款の3、民生費です。介護保険福祉費、それから、款の4、衛生費の医療対策費の中のこの金額なんです

けども、医療従事者の人数にしては、非常に少ない金額じゃないかなというふうに思うんです。介護者にしても、介護従事者慰労金、これにしては1,250万円、医療従事者の慰労金にしては650万円という金額なんですけども、非常に少ないといえますか、これも執行しているのか、それとも人数が分かれば人数を教えていただければなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） お答えいたします。

医療従事者及び介護の従事者について、1人当たり5万円の慰労金ということで今回お願いをしたところであります。

現在までの状況ですけれども、9月11日振込分まで含んでですけれども、医療従事者の分が109名で545万円、介護のほうは137名で685万円、これが9月11日までに振込を終る分ということであります。締切りを9月15日としておりますので、これから若干増えると思います。

以上です。

○6番（柳田 博君） 分かりました。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） コロナ対策で非常に、クーポン券なんかを専決処分を出していただいてありがたいんですけども、お魚が3,000円、お肉が3,000円、残り4,000円ですよね、これはどっちでも使えると。これで、何人の方からか、あと4,000円は食事券にすればよかったのにねと。お食事券だったら、魚も、お肉も料理屋さんがちゃんと買って出すから消費につながるんじゃないのと、こういう話があったんです。お食事券にしたらコロナ対策の関係もあるんじゃないのかなという話もしたんですけども。

今のこの南種子町の状態で、私はこの前町長にも言ったことがあったんですけども、夫婦2人で飯食いに行くのに、コロナも何もなかがなという話もしたんですけども、職員の意見を聞いて、そしてこういうお肉、魚となったということでしたけども、職員の中から、このお食事券にしたらという、そういう意見は出なかったのかどうか、そこだけひとつ聞かせてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

先ほどから申し上げますように、今回のこのクーポンに関しては、お肉、お魚を中心ということで話をし、取りまとめたところでございまして、お食事券については、最初にクーポンを出して、飲食店も全ての事業主のところでは使えるクーポンでございましたので、そこがかぶらないようにということで、今また別でちょっ

と検討をしているところでございます、御意見は当然出てきております。

ただ、これもなかなか最初のクーポンも2,000万円近くの実績が出てきておりますけれども、やがて終わるわけでございますが、飲食店に回ったもの、それからまたほかのいろんな事業主の方に回ったもの、いろいろございますので、そこが最初考えていたような金の流れ、回り方になってない部分もあるということで、それはまたいろんな御意見が出ておりますので、それを踏まえて今後十分またいろんな意見を聞きながら検討したいというふうに思っています。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 款の10の教育費の中のスポーツ合宿誘致促進事業補助金ということになっているんですけれども、これは、今の時期にスポーツ合宿ということで誘致ということになったら、コロナ対策が大変なことだろうと思うんですけども、町としてはどのように考えていますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、ちょっと概要について説明いたしますが、時期の問題等ということでございますけれども、こういう時期であるからこそ、県内においても、鹿児島県が爆発的にクラスターが発生したり、いろいろするときにございましたけれども、それ以前にまず県議会あたりでも、県内における修学旅行であったり、こういう移動の関係の御提案がいろいろ出てきておりましたから、私どもといたしましても、これはもう全国的な移動ではなくて、まず県内の移動でできるものについてということで予算をこの段階で計上させていただきました。

そして、当然県の状況が変わってきた段階においては、県と同じように、その部分については、ここの部分のスタートしている分の時期、期間を延長したり、そういう対応はとってきておりますので、詳細な中身については社会教育課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 名越議員の質問にお答えをいたします。

この合宿誘致事業については、町の地域経済の活性化を図ることをまず目的として始めた事業でございます。議員の御指摘のコロナ対策ということについては、町独自のガイドラインをつくりまして、それに沿って要望のあった団体へしっかりと対応していただきたいということで実施をしているところです。

施設の関係についても、コロナ対策のガイドラインをつくっておりますので、併せて、そこをしっかりと守るような対策をとっているところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 5番、名越多喜子さん。

- 5番（名越多喜子さん） 今の時点で、申込み等は現実には来ているんですか。
- 議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。
- 教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 現在の実績でございますけれども、2団体、申込みがあって、既に合宿を終えているところでございます。
- 団体数が2団体、参加者が、生徒が28名、指導者が3名、合計31名。補助金の金額で、20万6,000円の実績となっているところです。
- 議長（広浜喜一郎君） 5番、名越多喜子さん。
- 5番（名越多喜子さん） コロナに対する呼びかけが、島外に行った人は、2週間は自宅待機とか、それから向こうから来た人もやっぱり、どっちにしても2週間前後は自宅待機ということになっているという受け方はしているんですけども、それに対して、ここに来てからやっぱり2週間は自宅待機とか、合宿所待機とか、そうなったときになかなか不便を感じる状況じゃないかなと思うんですけども、どのようなやり方でしたのか、ちょっと詳しく教えていただければ助かるんですけども。
- 議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。
- 教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 今、2週間という数字が出ましたけれども、こちらに来てから2週間というのはちょっともう無理な話でございますので、来る前から2週間遡って健康チェックをしっかりとやって、当然異常のある参加者には遠慮いただくということで、2週間前から体温のチェックや体調のチェックをしていただいて参加をしていただくということで実施をしております。
- 議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。3番、廣濱正治君。
- 3番（廣濱正治君） スポーツ合宿について、それと修学旅行についてですけども、島外、県内の移動は大丈夫ということみたいですけども、県内の移動で、例えば、自分の家に親族が来て、鹿児島から、それで、結局、老人ホーム等を利用できておりません。これとの関係、2週間しなければ来るなどか、そういうものもあります。そしたら、矛盾が生じるんじゃないですか。結局、スポーツ合宿等については来てもいい。ほかの人たちは駄目とか、来れないとか。そこについてはどうですか。
- 議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。
- 町長（小園裕康君） ただ今、出ました案件については、それは施設等においては、やはりクラスターが発生をしておったり、そういうことで全国の協会あたりからもそういう通達に来て、非常に神経をとがらせながらそういう対策をとっているということであろうというふうに思います。詳細はまた、保健福祉課長のほうからも答弁をさせますけれども。
- これは、全国的に今、人の流れについて規制をかけている状況ではありません。ですから、私どもとしては、留学制度であったり、こちらの中でやっぱり不安払拭

をする部分については、PCR検査であったり、そしてまた島内の医師の方も含めた中で、これは1市2町で協議をして、取り組めるものについては、キットによる検査とか、そういったものも島外から来るものにできないか、それはいつの時点からスタートさせようかとか、そういう協議はいたしております。

しかしながら、家族の方もこちらに来られますけれども、それはやっぱり島内に入られて、そういう老人の施設であったり、介護の施設であったりするところについては、当然それは、そういう措置をとっておられるだろうというふうに思います。

ただ、県議会、そしてまた県のほうからもGoToキャンペーンやいろいろスタートしておりますが、そういうものについてのこちらに要請といたしますか、修学旅行であったり、そういうものもスタートしているのも事実でございますから、そこについては、ガイドラインも含めて、先ほど社会教育課長もあつたような、できる対応をしっかりとやっているところであります。

ただ、このコロナに関しても、先般、いろいろな医師の方の発言の中にも状況が大分変わってきておりますので、今後そういったものにも注視をしながら、どういう動きを自治体がとっていかなければならないかということは、しっかりとこれからまた対応できるような協議をしながら進めていかなければならんようになるのではないかなというふうに思います。

インフルエンザも、これからまたはやってまいりますけれども、いろんな、このコロナに対する見方、考え方も変わってきておりますので、そこについては、そういうものをしっかりと情報収集をしながら、我々も対応していきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 今専決処分の歳入財源予算として確保できる、見込める時期はいつだったのか。最終的に、この専決については7月30日にされているわけですが、加えて、専決の理由ですが、179条第1項の第何号を適用させているのか。1号であれば、「議会を開催するいとまがなかったと見込めるとき」というのには、少し違和感を覚えますので、お答え願います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議員の質疑でございますが、今回については、179条第1項の規定の「いとまがなかった」ということで判断をしております。

それから、歳入については、交付税の決定はまだ、この日には来ておりませんので、ある程度の見込みの中で処理をしているという状況でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 議会を開催するいとまがなかった、見込めるとき、その認定の

仕方については、町長が最終判断をされたことでしょうけど、もう少し詳細に、本当に招集するいとまがなかったのか、中身を議員が理解できるように説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） どうしても、予算計上をする前に職員のアイデア募集等を行ったのが、事実でございます。これについては、全職員に名簿を出して、全職員からアイデアを全部募集して、企画のほうで精査をして、協議を行ったということでありまして、それをまとめて事業化していくという事務作業ももちろんございますし、それらをまとめていく中で金額が上がってきた。それで、そうするときには、もう経済支援ということで国も相当言っておりますし、早急な対策を打ってくれという町民の声もありましたので、経済支援を第一に考えて、自分たちができる、考えられる範囲内で、まず第1弾、第2弾という形で、それぞれ住民サービスを緊急に行わないといけないという判断をしたところでございます。

的確な回答になるか分かりませんが、私どもとしては、そういう理由から専決させていただいたということでもあります。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 町長に最終的には御見解を承りたいと思いますが、自治法の180条の条文では、議会の委任ということがあるわけですが、空会的には議員も、最初のこの対策予算を組むときは、町長は務めて議会を開いて提案をしたいという意向を述べられて対応してきた経緯があるわけですけど、7月30日に専決をしななければならない、一日、二日、三日間も待てないという緊急性が本当に問われていたのか、再度答弁願います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

いろんな事業の組立てをいたしました。そして、この中の修学旅行及び団体合宿誘致促進事業などについては、即これは実施をし、スタートさせていただいているところであります。

また、コロナ禍において避難所の感染防止対策備品整備事業の中で、床とかパーティション用の避難時用のマット800枚ということで、これは新しく今回開発がされて、私どもと東北とか、そういうところが発注をしたわけですがけれども、早急にこれを購入をして、今回台風で使いましたけれども、即そういう状態に活用できるような方向にもっていこうということで、そういうことでもあります。即それを執行したいということと、また日程もいろいろ総務課長とも調整をさせていただきますけれども、そのことにおいて専決処分をしたということですよ。

先ほど議員からもありましたとおり、5月1日の議会の中においても、私もいろ

いろ申し上げました。そして、議長からもいろいろお話もいただきましたけれども、その中においても、極力臨時会を開いて、私はそのほうがいいんじゃないかという
ことで臨時会を開かせていただきました。

しかしながら、インターネット投稿によって、いろんな誹謗中傷もございました。このことについては、私はどうしても納得がいかない部分もありましたけれども、しっかりとやっていく中においても、情報の出し方についてもいろいろありましたので、そのことについては、報道の関係機関にも私は提案日の記載もいただくように要請をいたしました。これは、そのようにしておりましたが、こういう誤解も生じると、そういうこともございましたので、私といたしましては、5月13日の臨時会の中にもあったように、専決であればよかったんだとか、そういう御意見もありましたけれども、本来、時間がしっかり取れて、しっかりと協議をしてやれるものであれば、臨時会を開くということが一番あるべき姿だろうというのは、私は思っております。

しかしながら、情報は、これは議員も町民も一緒でございまして、同じように私は情報は提供をいたしたいということで、そしてまた皆さんにしっかりとその情報を踏まえて、いろんな御意見もいただいて、安心感を持っていただけるような、そういうことは進めたいということでございますので、今回も広報に載せましたが、町政の重要事項について、これからも積極的に、これは情報発信をしますということで載せております。それも踏まえて、最終的には、2回専決処分をいたしましたけれども、今後判断をし、考えてまいりたい、そのように思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 先ほど申し上げましたが、説明の中でもれておりましたけれども、私どもが今回備品購入した際における事案としての例を挙げますと、発注が遅れた関係で、実際に納入見積りが落札できなかった、納期が間に合わないということで、1件、今回町長がおっしゃったように、マットの分は800枚できました。

今回、避難所で非常に効果を得たところでありますが、実際間仕切りのテント、それからルームテント、便利テントと言って、トイレ用のフェンスをしたりとか、そういうテントも購入するように計画していたんですが、なかなか注文が殺到しているということで、やはり注文の発注時期が遅れると、必然的にもう無理という形と、あとはまとめて出せというのも非常に業者のほうから言われて、ないときになかなか苦労して発注するというような状態もありまして、そういう事情もありまして、早急に取り組んだところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） お肉、お魚の消費拡大の件についてですけども、南日本新聞で、町内の人の不審に思っているところがあるんです。町長にちょっと聞きたいんですけど、クーポン券は、1世帯当たり1万円、2,950世帯に配ったというふうになっているんですけども、1世帯1人の人もいると思うんです。3人、4人の家族もいると思うんです。これは一緒なのかという質問が私にも来るものですから、ちょっとここで明快にして帰りたいと思いますが、町長の答弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

今回は、世帯に1万円ということで配布をさせていただきました。前回のクーポン券は、1人当たり幾らでお送りをいたしましたけれども、これもいろんな問題というか、中の1人の方が全部使ってしまったとか、お話はもういろんな角度からの話が出てまいります。どれが一番いいのかと、一人一人回るのが一番いいのかもかもしれませんが、そういう意見も踏まえて、今回は世帯ということでやったところでございます。当然、何で、世帯には何人もいるのに、という声もあるのは事実だろうなというふうに思います。そこは、今回については、そのようなことで御理解、御了承いただきたいなというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第9号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号は承認することに決定しました。

日程第8 承認第10号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、承認第10号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） それでは、承認第10号について御説明申し上げます。

承認第10号は、令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第2号）でございま

す。

それでは、予算書に基づき説明させていただきたいと思います。

予算書の1ページをお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入を324万5,000円増額し2億5,941万5,000円、支出を324万5,000円増額し3億368万円とするものでございます。

第3条は、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を932万4,000円増額し4,909万6,000円とするものでございます。

次に、予算書2ページをお開き下さい。

予算事項別明細書（収益的収入及び支出）について御説明申し上げます。

収益的収入について、款の1、水道事業収益（営業収益）を水道基本料金免除に伴い、607万9,000円減額するものであります。

次に、収益的支出について款の2、水道事業費用（営業費用）については、南種子町水道事業の健全化を図るための南種子町経営戦略作成業務委託費として324万5,000円増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 収入の部でマイナスになっているんですけども、水道基本料金免除となっているんですけど、この内容は全戸なのかそれとも基本料金がどういうような内容になっているか、説明をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） 水道のメーター1機当たりの基本料金ですね、1か月700円ほどを5、6、7、3か月間、全戸免除ということで、よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 南種子町経営戦略作成業務委託費というのがあるんですが、今水道料金、製造原価が確か282円、販売単価が235円ぐらい、これ差額が47円あると思うんですが、製造原価のほうが高い。この差額、民間であれば当然、プラスマイナスゼロに近づけたいところなんですが、公共事業ということで差額があって、一般会計から補正を入れているわけですが、この差額、製造原価と販売価格の差額の縮小について、この経営戦略業務委託費の中にこういう作戦費用、対策費用というのが含まれているのかいないのか、それと併せて、いつかはこの差額が縮まるのか開いていくのか、見通しも併せてお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） 水道事業会計が公営企業会計となっている元年度から今年2年目になっているところでございますが、この経営戦略ということに大きく、くくっているわけですが、今議員おっしゃったように、最終的には経営健全化をするためにどうしても水道料金を上げなければいけないと、ここが最終目標なんでございます。

それを今おっしゃったように、供給単価と水道料金と、そういう内容になっていますので、この中長期的にどのぐらい上げたら健全な経営ができるかという、その委託でございまして、それをもとに来年度、いろんな施設の不具合とか補助事業を要求する際にもこの戦略を立てなさいというのが、令和2年度中に策定をなさいというふうになってございまして、そこに関して専決でお願いした理由といたしましては、委託の工期等ございますので、いろんな統計数量、数値等の収集をそこら辺の委託をどうしてもお願いしなければいけないということで、最終的には、今おっしゃったように、供給する単価と水道料金をどのぐらい上げたらいいかということが最終目標となるかと思っておりますので、御承認方、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 中身はよく分かりました。これは、上げないほうがよりベターなわけで、通常であれば、営業努力で製造原価を下げるというのが通常であります。そこら辺も含めて、この委託業務の中に多分含まれてくるんだろうと思うんですが、営業努力によって製造原価のコストを下げるという見通しはゼロではないかと思うんですが、そこら辺の見通しが分かれば教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） お答えいたします。

見通しは個人的な見解しか述べられる状況じゃないんですが、非常に経営が厳しいのはこれまでの水道会計としては一般会計から補助をもらって運営している。非常にそこは難しいんじゃないかなというふうには思っています。ただ、そういう総合的な状況もこの経営戦略の委託費の中で、町にもまた水道協議会がございまして、そこら辺に諮問をして、今後3回から4回、会を開くようにはしております。

最終的に水道料金を上げるというのは、今コロナの対策で非常に全国的にこの時期に水道料金を上げてバッシングを受けている市町村も聞いてございます。そこにつきましては、今後の水道協議会等を含めまして御提案をして、水道料金を上げなければいけないというところには来てはいますが、その上げる時期がいつなのかというのは、今後調査の上、議員各位の皆様にも御提案をする形になろうかと、このように考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 素朴な疑問があります。教えてください。

専決が7月30日に行われて次の招集した議会に報告という本日になっていますが、その間は執行は止まっているんですかね。先月した分は、予算執行は可能になっているのか、勉強不足で申し訳ない、教えてください。

それと、一般会計のコロナ対策、多分5月13日の臨時会でしたかね、水道料金の基本額の600円を免除するという提案、可決をされたわけですが、それから4月30日、専決するまでの間に、水道会計の補正はなされないままに来ていたわけですが、この間、一般会計の補正と基本料金を免除するという折り込みをしたときと同時かあるいは直近になぜこの給水収益の付随はされなかったのか、連動してこうならなかったのかなということがありましたけども、教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 財政担当ということで答弁させていただきますが、今回これを5月にしなかった理由というのが、公営企業であったということで、こちらの予算をこの5月の中に入れる時に、交付金の関係もありました。そういう予算の配慮上、水道会計のほうで現金的に機能運営ができる時期がありましたので、次回に合わせてそれをしたということでありますので、その作為があったわけでもなく、経営上の数値的な財政上の事情から予算を、補正をしなかったと、5月の時点では上げなかったというところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） つまり、今回業務委託も含めて932万4,000円、一般会計から繰り入れているわけですが、この繰り出しの一般会計での財源が見込めなかったという理解でよろしいんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 明確にその金額を見込めるというのができなかったというよりも、今、5月の時点では出さなければならないというところがなかったということで、緊急性がなかったということも含めて、私どもの補助金で出す予算上の工面がなかなか見込めなかったというのが事情でございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第10号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号は承認することに決定しました。

日程第9 議案第11号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、承認第11号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 承認第11号は、専決11号で処理した令和2年度南種子町一般会計補正予算（第7号）であります。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、7月の梅雨前線豪雨により被害を受けました農地農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に要する費用と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国による経済対策であります。第2次地方創生臨時交付金などを活用した各種事業の追加に伴うもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,916万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,938万7,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、3枚目をお開きください。

第2表の地方債補正については、変更1件であります。

公共土木施設及び農林水産業施設に伴う災害普及事業債について540万円を増額し、限度額を2,990万円に変更するものであります。

記載の方法、利率、償還の方法についてはお目通しをお願いいたします。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から説明いたしますので、2ページをお開きください。

財産管理費については、災害、感染症対策備品等の備蓄倉庫建設工事が主なもので、2,135万円を追加するものであります。

次に同ページ、地方創生臨時交付金事業費については、地域食材PR事業補助金によるもので500万円を追加するものであります。

次に同ページ、農業費については、農道の維持管理、環境整備に伴う重機借上げ料が主なもので、377万4,000円を増額するものであります。

次に3ページ、河川管理費については、護岸補修業務委託によるもので、100万

円を追加するものであります。

次に同ページ、事務局費については、宇宙留学連絡協議会補助金によるもので、125万円を増額するものであります。

次に同ページ、小学校、中学校費の教育振興費については、臨時休業費の緊急時において、学校からの遠隔学習機能を強化するための備品を購入するもので、小学校費で42万6,000円、中学校費で7万8,000円を追加するものであります。

次に同ページ、公民館費については、各施設のトイレ洋式化に伴う修繕費が主なもので、405万円を追加するものであります。

次に4ページ、農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設補助災害復旧費については、前回補正後に被害箇所が増加したことによるもので、569万4,000円を増額するものであります。

次に、公共土木施設災害復旧費の現年発生補助災害復旧費については、河川1件、道路1件の復旧事業費に伴うもので、1,459万3,000円を追加するものであります。

農林水産施設の単独分については、今回の豪雨災害に伴う復旧費と併せて、今後、台風シーズンを迎えることから、今後の見込み分を含んだ補正となっております。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、地方交付税については、今回補正の不足額を補うために、普通交付税704万5,000円を増額するものであります。

次に、国庫支出金については、公共土木施設災害復旧費負担金1,160万円、地方創生臨時交付金3,199万7,000円を増額が主なものであります。

次に、県支出金については、団体営農地等災害復旧事業補助金296万1,000円を増額するものであります。

最後に、町債については、公共土木施設災害復旧事業債290万円、農林水産施設災害復旧事業債250万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御承認方、よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。

質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 先ほどの議案で専決処分と執行との関係を尋ねましたが、本議案中、再度お尋ねをします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 先ほどの執行については、専決後、執行をしております。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 想定内ではありますが、政策の主な内容を新聞報道に情報提供されること、あるいは町民にその手段によって周知される時期と、我々議会議員が専決の内容を知る時との日数的、時期的なギャップがある場合が往々にしてこれまでありましたですね。その辺のためにどう対応をされていくのか、できれば速やかに専決後、ペーパーで済むことでもありますので、議員にも情報を流してもらえれば、この間、全然なかったということではなく、あったこともありますが、御配慮を賜りますようお願いをします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今後、今までもですが、それからは報道に出す分と議会事務局のほうに同日に出していますので、それで御理解をいただいて、皆様には事務局から連絡が来るかと思えます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 1点だけお聞きをいたします。

財産管理費ではありますが、工事請負費、災害感染症対策備品等の備蓄倉庫建設工事、これについては、場所等が分かりましたら、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今、建設予定は、旧南種子高校、中央公民館ですね、現在、中央公民館の下の職員駐車場、共済組合の裏になりますが、その奥のほうにつくりたいと思えます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） この備蓄におきましては、この備品なんですが、これ今の補正、専決処分の9号ですね、これに対する災害対策費の備品購入費、これを備蓄をしておくと、そういうことで理解してよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） そういうことで、一番多いこの800万円のマットの備蓄という形と、それから消耗品等含めて、テント等もございますので、そちらを置くようにしたいと思えます。発電機もちろんあります。空気清浄機、いろいろな備品がありますので、そういうのを置く場所です。

○議長（広浜喜一郎君） 塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 場所の確認でありますけれども、今、答弁をしていただきました場所については、用地の取得については全部町のほうに変わっていますか。町の

土地ということですか。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 県から町へ譲渡を受けているということでありませう。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 款の総務費の地方創生交付金で、地域食材PR事業というのがあります。多分これは町広報に載っていましたが旅館の地元食材で最大8,000円の助成を行うというものだと思うんですが、間違いはないですか、まず確認です。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 今、議員おっしゃるとおり、本事業に登録をしていただいた町内の宿泊事業者が地元食材を利用して提供する夕食代に対しまして補助を行うものであります。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 町広報を見ると、夕食で全て地元食材を使ったと申請があればとあって、町広報にはあえて全てという文言が必要だったのかと私は疑問に思っているんですが、全て地元食材というのは、私は不可能に近いなと思っておりますが、あえてその全てということにしたその根拠が分かれば教えてほしいのと。

免除した分の差額の金額については、当然宿泊者への料金割引として還元されるのかされないのか、併せて説明をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 100%全てというのは無理があるかというところありますが、なるべく全ての食材、調味料等においても使えるものは地元の食材を使っていたきたいというところで掲載をしてございまして、一応どういったメニュー、材料を使ってするというのも、10月1日からですけども、その前に提出をしていただくというふうにしております。

あと、この上限8,000円で補助をいたしますので、その分は利用者に対して安くなるとういことになります。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 安くなるというのは、もう業者任せ、もしくはこちらから何割引きという指定があるんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 夕食に対して上限8,000円ということでありませうので、それもまた金額がいくらかというのは提示をいただいて、その分を差し引いた分を利用者からいただいて、その分を差し引いた差額をこちらから上限8,000円で補助をするという形になります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
これから承認第11号を採決します。
お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は承認することに決定しました。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
次の本会議は、9月10日午前10時に開きます。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 4時19分

令和2年第3回南種子町議会定例会

第 2 日

令和2年9月10日

令和2年第3回南種子町議会定例会会議録
令和2年9月10日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 報告第2号 令和元年度 南種子町継続費精算報告書
- 日程第2 議案第33号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第34号 南種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第35号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第36号 南種子町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第37号 南種子町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第7 議案第38号 工事請負契約の締結について【令和2年度 南種子町清掃センター補修工事】
- 日程第8 議案第39号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第40号 令和2年度南種子町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第41号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第42号 令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第43号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第44号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君

10番 広 浜 喜一郎 君

4. 欠席議員（1名）

4番 河 野 浩 二 君

5. 出席事務局職員

局 長 島 崎 憲一郎 君 書 記 長 田 智 寛 君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	小 園 裕 康 君	副 町 長	小 脇 隆 則 君
教 育 長	菊 永 俊 郎 君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長	羽 生 裕 幸 君
会計管理者 兼会計課長	藺 田 美津子 さん	企 画 課 長	稲 子 秀 典 君
保健福祉課長	濱 田 広 文 君	税 務 課 長	西 村 一 広 君
総合農政課長	羽 生 幸 一 君	建 設 課 長	向 江 武 司 君
水 道 課 長	古 市 義 朗 君	保 育 園 長	河 野 美 樹 さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小 西 嘉 秋 君	教 育 委 員 会 社会教育課長	松 山 砂 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 直 樹 君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 報告第2号 令和元年度 南種子町継続費精算報告書

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第1、報告第2号令和元年度南種子町継続費精算報告書について、当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。
- 総務課長（羽生裕幸君） 報告第2号令和元年度南種子町継続費精算報告書について御説明申し上げます。

令和元年度一般会計継続費について精算しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

2枚目の精算報告書をお願いいたします。

教育費、小学校費の学校建設事業、西野小学校校舎建設事業であります。

平成30年度から令和元年度の2年間での事業でありまして、全体計画の合計で5億3,596万7,000円、実績の支出済額は5億2,663万5,400円となっております。

支出済額の財源内訳としまして、国県支出金が2億858万9,000円、地方債が3億1,740万円、一般財源が64万6,400円となっております。

全体計画と支出済額の比較であります、合計で933万1,600円の減となったところであります。

以上で報告を終わります。

- 議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これで報告第2号を終わります。

日程第2 議案第33号 南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第33号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第33号について御説明いたします。

議案第33号は、南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制

定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、条例を御覧ください。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、会計年度任用職員等の育児休業に係る規定の整備を行うものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条第3号は、育児休業をすることができない職員について、第3号を新たに追加するものです。

次に、2ページをお開きください。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項の条例で定める日について、条の全部を改めるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2条の4は、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合について、新たに1条を追加するものです。

次に、4ページをお開きください。

第2条の5は、育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間について、新たに1条を追加するものです。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情について、新たに第7号及び第8号を追加するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行することにしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号南種子町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 南種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第34号南種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第34号について御説明いたします。

議案第34号は、南種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、条例を御覧ください。

今回の改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名等について所要の規定の整理を行うものであります。

それでは、新旧対照表により御説明いたしますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

第6条第2項は、引用する法律名を改めるほか、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「前項の規定に従って弁明書が提出された」を「正副2通の弁明書の提出があった」に改めるものです。

次に、2ページをお開きください。

第10条第2号は、「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号南種子町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決さ

れました。

日程第4 議案第35号 南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第35号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） それでは、議案第35号について御説明いたします。

議案第35号は、南種子町手数料徴収条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行等により、通知カードが廃止されたことなどに伴い、所要の規定を改正するものでございます。

新旧対照表をお開きください。

第2条につきましては、通知カードが令和2年5月25日から廃止されたことにより、第2条第1項中第12号の2を削り、第12号の3を第12号の2とするものでございます。

次に、改正条例本文を御覧ください。

附則の施行期日については、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号南種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第36号 南種子町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第36号南種子町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。管理課長、小西嘉秋君。

○教育委員会管理課長（小西嘉秋君） 議案第36号について御説明申し上げます。

議案第36号は、南種子町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、これまで看護師に限定していましたが専門職について、医師、保健師、薬剤師を追加し、あわせて社会人が大学等においてその専門資格を取得する場合も対象とすることにより、病院等における人材育成及び確保を図るものでございます。また、近隣市町の状況を踏まえ、高校、大学に在学する者の奨学資金の額を増額改定するものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

第1条に、「予算の範囲内において実施する」を加えるものでございます。

第3条でございますが、「町内に居住する者の子弟」を、第5条第1号及び第2号、高校及び大学等の奨学資金については「町内に居住する者が扶養する子」を対象に、第3号、町長が別に定める専門資格を取得する高校、大学等の奨学資金については「町内に居住する者及びその扶養する子」に改め、社会人が指定された専門資格を取得するために大学等に在学する場合も対象としたところでございます。

第5条第1号「大学等に在学する者」月額3万円を4万円に、第2号「高等学校に在学する者」月額1万2,000円を月額3万円、ただし自宅からの通学者は1万5,000円に、第3号「看護師」のみに限定していましたが専門職を「町長が定める専門資格」に改め、その専門職については規則で定めることとしたところでございます。

参考資料として規則案をお配りをしてしておりますが、別に定める専門資格を、医師、保健師、看護師、薬剤師とするものでございます。

第7条、貸与の手続きでございますが、規則と重複をしてございましたので、町長が別に定める書類に改めるものでございます。

第15条、返還の免除でございますが、専門資格を追加したことにより、第3項を追加し、条文の整理をしたところでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は令和2年度奨学生から適用し、第5条、奨学資金の額、第15条、返還免除の改正規定は令和3年度奨学生から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 奨学資金の条例の一部の改正であります。この新旧対照の表を見てみますというと、第1条「予算の範囲内において実施する」というふうなことで改正をしておりますけれども、予算がなかったら実施しないのかどうか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○教育委員会管理課長（小西嘉秋君） 近隣の条例を見ても、全て「予算の範囲内」、項目が入っておりましたので、本町の条例に関しても「予算の範囲内」ということでしているところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 第5条であります。奨学資金の額であります。

「大学等に在学する者」で月額1万円の増の4万円、「高等学校に在学する者」で月額1万8,000円の増となっております。この額でありますけれども、近年の状況で配慮した額かどうか、どういうふうに判断をしたかどうか。私の考え方、思いはですね、もっと上げてもいいんじゃないかと、こういうふうなことを思ったわけですけれども、その額についての判断をお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○教育委員会管理課長（小西嘉秋君） 額の検討をいたしました。中種子町、西之表市が、自宅の通学生については1万2,000円ということになっております。本町は1万5,000円ということにしていただいております。自宅外については3万円ということになっておりますが、中種子町、西之表市については2万5,000円ということになっております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） まあ近隣市町も参考に判断をした額というふうなことでありますが、この額と比較した場合、もっとその額を上げるべきだというふうな話合いとか協議はなされたのかどうか、このことについてお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○教育委員会管理課長（小西嘉秋君） 種子島内の額に大体、まあ若干高いですが、合わせたということになっております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。
- 2番（福島照男君） この改正された奨学金の対象者や保護者への周知徹底の仕方は、いつまでに、どういう形でやるのかだけ教えていただけますか。
- 議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。
- 教育委員会管理課長（小西嘉秋君） 条例の可決を頂いた後に早速、広報を広報紙等でお渡しをしたいというふうに思っているところでございます。
- 議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。
- 2番（福島照男君） 農業大学校関係で、学費を支給されて、本町に返還期間内に在職された場合は免除するという項目があるんですが、なかなかいい制度かなというふうに思っているんですが、農業を活発化する意味でも非常に、大いに喚起してほしいわけですが、これまでの実績と今後の見通し、対象者の見通しについて分かれば教えていただけますか。
- 議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。
- 教育委員会管理課長（小西嘉秋君） 農業大学等のその返還免除の関係でよろしいですかね。
- 今、免除の対象者1人ということになっております。
- 啓発活動を一層行って、制度の周知を図っていきたいというふうに思います。
- 議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。
- 2番（福島照男君） 総合農政課長。教育部門だけじゃなくて農政部からも、積極的に、働きかけるべきと思いますが、お思いを聞かせてください。
- 議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。
- 総合農政課長（羽生幸一君） 新規就農者の人材育成については積極的に取り組んでいきます。
- ここの資金関係以外に、国のほうの農業次世代投資型の事業があって、準備型ということで2年間の学校関係で研修をしてきて、その後5年間以内に就農した場合に年間150万円の助成等もありますので、そういうようなものを活用しながら積極的に取り組んでいきたいと思っております。
- 議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
- これから討論を行います。討論はありませんか。
- [「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
- これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号南種子町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号 南種子町過疎地域自立促進計画の変更について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第6、議案第37号南種子町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第37号について御説明申し上げます。

議案第37号は、南種子町過疎地域自立促進計画の一部を変更するものでありまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、計画変更に当たっては、法第6条第4項において議会提案前に県との事前協議が義務づけられておりますので、今回の計画変更につきましては既に県の承認を受けている内容でございます。

それでは、2枚目をお開きください。

令和2年度から3年度にかけて実施される中南広域斎苑火葬場増改築事業について、本町負担分の財源として過疎対策事業債を予定していることから、区分3、生活環境の整備に、事業名として火葬場、事業内容として中南広域斎苑火葬場増改築事業などを追加するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

- 議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

- 8番（小園實重君） 総務課長。事業主体に「一組」とありますが、一部事務組合ということはお察しができますけれど、正式な組合の名称を書くべきではないかと思いますが。

執行部においてはもう「一組」は一部事務組合を指すというのがすぐ分かることではありますが、丁寧な書き方を求めて、答弁をお願いします。

- 議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 今回の火葬場については、一組ということで、一部事務組合ということになっております。28年の制定でございますが、これについても全て消防組合も「一組」となっておりますので、語句をそろえたということで御理解いただきたいと思います。

次回策定の折には検討したいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号南種子町過疎地域自立促進計画の変更については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、議案第38号工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） それでは、議案第38号について御説明いたします。

工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、令和2年度南種子町清掃センター補修工事でございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。

契約金額は6,435万円でございます。

契約の相手方、福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号、株式会社川崎技研、代表取締役社長木川信雄でございます。

次に、工事の概要であります。お手元に参考資料として仮契約書の写し、入札執行結果表、図面を添付してございます。ピンク色で色づけした部分が工事箇所ですので、御覧いただきたいと思います。

本工事の内容でございますが、平成8年4月稼働の南種子町清掃センターの設備補修等ございまして、煙突補修、炉内耐火物補修、燃焼設備補修、ガス冷却水加圧ポンプ補修、灰出設備補修、誘引送風機出入口ダクト点検口補修等を行うものでございます。

工期でございますが、令和3年3月19日までの190日間を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 指名競争入札ということで、9社が指名されており、そのうちの2社がこの入札に参加したということですが、まあ特殊な作業ということもあると思うんですけども、これは、指名する時点で辞退を申し出たのか、あるいは途中で辞退を申し出たのか、あるいは入札直前に辞退を申し出たのか、その内訳が分かれば回答をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 9社による指名入札でございますが、7社については、指名通知を行った後、相手方から辞退届が提出されたところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 1番、濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 昨年もいろいろ契約書を見せてもらいましたが、非常に辞退が多いんですね。ここら辺をですね、行政としてももうちょっと考えた何か施策はないかなというふうに要望をいたしたいと思います。

回答はよろしいです。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） この工事の耐用年数の保証期間というのは大体何年ぐらいになっているのか教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） お答えいたします。

保証期間は1年となっているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 1年というのは法的なもの、それとも本町と業者との契約内容か、どちらになりますか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 通常の契約において、1年ということではあります。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

- 2番（福島照男君） 今の説明よう分からんのやけど、もっと詳しく教えていただけますか。
- 議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。
- 保健福祉課長（濱田広文君） 一応、法的根拠というのはありませんけれども、慣例といえますか、それで1年ということになっているところであります。
- 議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。
- 8番（小園實重君） 同僚議員の質疑はですね、課長。工事に対する保証は1年ということで理解はできますが、改修された部門ごとの設備の耐用年数がどれぐらいあって、何年ぐらいはこの場所は大丈夫だというふうな担保が得られるかという質疑じゃないかと思うんですけど、その辺を。
- 議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。
- 保健福祉課長（濱田広文君） 具体的なその耐用年数については、それぞれ場所によって違うと思いますので、確認して報告をさせていただきたいと思います。
- 議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。
これから議案第38号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第39号 町道路線の認定について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第8、議案第39号町道路線の認定についてを議題とします。
当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。
- 建設課長（向江武司君） それでは、議案第39号について御説明いたします。
議案第39号は、町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。
道路の種類は、その他町道でございます。路線名は銭亀田尾線、延長209.2メートル、幅員8.4メートル、起点、大字島間字銭亀1091番4地先、終点、大字島間字

田尾282番1地先でございます。

2枚目、3枚目に、位置図、平面図を添付しておりますので御覧ください。

この路線は、主要地方道西之表南種子線の国道へ接続する未改良区間を、県単道路整備（改良）事業（島間工区）による新道建設に伴うことに生じる旧道を町道として認定し、工事完了後に供用開始、管理するものであります。

また、この認定路線の用地については、未登記はございません。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 令和2年度南種子町一般会計補正予算（第8号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、議案第40号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第40号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,931万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億9,870万1,000円とするものであります。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、4枚目をお開きください。

第2表の地方債補正については、変更1件であります。臨時財政対策債について、発行許可額の決定に伴い563万7,000円を増額し、限度額を1億763万7,000円とするものであります。起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをいただきたいと思ひます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明いたします。

今回の補正内容としましては、地籍調査測量業務委託の減額、コミュニティ助成事業、公営住宅の補修・解体工事、水道事業会計への補助金追加が主なものでございます。

人件費については、各種手当など異動等に伴うものでありますので、以下の説明については省略させていただきます。

それでは、5ページをお開きください。

5ページ、企画費については、コミュニティ助成事業補助金によるもので、400万円を追加するものでございます。

次に同ページ、賦課徴収費については、還付金及び還付加算金によるもので、100万円を増額するものであります。

次に6ページ、戸籍住民基本台帳費については、通知カード・個人番号カード関連事務交付金が主なもので、367万6,000円を増額するものでございます。

次に、同ページから7ページ、身体障害者福祉費については、前年度の各給付費に対する国・県の補助金精算に伴う返納金が主なもので、602万円を増額するものであります。

次に、8ページから9ページ、母子保健推進費につきましては、公用車購入の減額が主なもので、129万7,000円を減額するものでございます。

次に11ページ、農業支援対策費については、農業次世代人材投資事業補助金が主なもので、450万9,000円を増額するものであります。

次に同ページ、地籍調査費については、地籍調査測量業務委託の減額が主なもので、2,039万7,000円を減額するものでございます。

次に13ページ、道路維持費については、道路維持管理用の備品購入が主なもので、215万円を増額するものでございます。

次に同ページ、住宅管理費については、公営住宅の補修・解体工事によるもので、690万円を増額するものでございます。

次に15ページ、公民館費については、中央公民館調理室の修繕が主なもので、134万7,000円を追加するものでございます。

次に17ページ、公営企業支出金については、水道事業会計補助金によるもので、3,000万円を増額するものでございます。

次に同ページ、繰出金については、特別会計への繰出金によるもので、302万4,000円を減額するものでございます。

以上が支出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、町税については、固定資産税の賦課決定によるもので、135万3,000円を増額するものであります。

次に同ページ、地方交付税については、今回補正の不足額を補うため、普通交付税941万1,000円を増額するものでございます。

次に、同ページから2ページ、国庫支出金については、低所得者保険料軽減負担金270万6,000円、個人番号カード交付事業費補助金282万4,000円の増額が主なものでございます。

次に同ページ、県支出金については、地籍調査事業補助金1,746万円の減額が主なものでございます。

次に3ページ、繰入金については、町有施設の整備に伴い405万円を繰り入れるものでございます。

次に同ページ、諸収入については、コミュニティ助成事業390万円の追加が主なものでございます。

最後に同ページ、町債については、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い補正するもので、563万7,000円を増額するものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において、それぞれ担当課長より御説明申し上げますので、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から。款の1 議会費、4ページ、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の2、総務費、4ページから6ページ、質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 企画費のコミュニティ助成事業費補助があるんですが、具体的な中身が分かれば教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、下立石集落と町の公民館連絡協議会の2件分でありまして、下立石集落のほうが、テレビや机、椅子、ブルーレイレコーダー、アンプ等を購入する経費で140万円となっております。あと、町の公民館連絡協議会のほうが、テント、テーブル、椅子等の購入で260万円となっております。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の3民生費、6ページから8ページ、質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の4衛生費、8ページから9ページ、質疑はありませんか。
8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 保健福祉課長、お尋ねします。
中種子の屠畜場の負担金の73万5,000円の減額は、前年度の決算による戻しか、
協議会そのものを解散をすることによる減額か、内訳をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） これについては、中種子屠畜場経営負担金精算返納金
となっているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 前年度の精算ということですか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 屠畜場の閉鎖による精算であります。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 町長。屠畜場閉鎖を決めて、負担金の戻しがあつて、利用実績
がほとんどここ何年もなかったことは事実として、実績が少なかったことはありま
すが、今後、種子島の家畜についての屠畜行政をどう担って運営をしていこうとい
う方向の協議はどうなっているのか、そこらあたりを、分かる範囲で、おつなぎ願
います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

昨年だったと思いますけれども、協議会の折に、事務局の中種子町のほうですけ
れども、町長のほうからも、南種子町そしてまた中種子町においてももう利用がな
いという、そういう状況から、西之表市も1名の個人の方ということだったですか
ね、そういう状況で、そしてまた中種子町の屠畜場が非常に老朽化をしておるとい
うことで、今後それを改修をして、やるというよりも、西之表市長のほうからも、
もう西之表市においても個別で対応をするというようなことでの協議があつて、屠
畜場閉鎖をするというようなことになったところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 衛生費、ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の6農林水産業費、9ページから12ページ、質疑はありま
せんか。6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 10ページ。総合農政課長に聞きますけれども、この目の農業振興

費、鹿とのセーフティライン構築活動支援事業、具体的にどういった事業なのか教えていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農業振興費の鹿とセーフラインの事業であります、内容的には鹿ネット関係の防止策ネットということになります。これについては、10アール当たり1セットということで、1セット3万7,500円のうちの3分の1助成という形で平成30年まで実施をしてきた県の事業ができないということで、この部分を令和2年度の対策ということで組み入れたところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） この鹿の食害による被害防止のためにですね、ネットの事業をできないかというお願いをしておったんですけども、そのことが今回この予算化されたのかなと思って、ありがたく思っているところです。鹿の食害に、非常に今年度も大変困っております。そういった中で、今後も、継続してですね、こういった事業を導入していただければなと思うところでございます。

そのほかに、もう一点お聞きしたいのは、WC Sの収穫機が、何か木をよけるために、ハンドル操作なのか何なのかは分かりませんが、機械を落として故障したというふうに伺っています。今回のこの補正の中には全然予算的に出てないんですが、間に合わなかったのか、今後の見通しとしてどうなのか、課長にお伺いしたいなと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 飼料用稲の収穫機ですが、平成25年度に購入したコンバインベアラという収穫機があるんですが、8月の末に、故障したところなんです。

ここのコンバインベアラについては、町内全体の畜産農家の利用組合というところありまして、大体、全体面積200ヘクタールのうちの50ヘクタール未満を対象として収穫をして活用されたものです。残り15町歩ぐらいのときにこのような事故にあったということで、その対応ということで利用組合のほうが島内の農機具メーカーのほうに相談しまして、実演機対応で今処理をしているところです。

今回の予算化の件については、ここの保険関係もあったり、まあ機械もある程度老朽化していたということで、新規購入の関係で町のほうに、今要請も来ていたところでもありますので、今回の補正で出さなかったのは、実演機の対応と、次年度に向けた対応については利用組合、あと子牛農家と併せて話を昨年からしてきておりましたので、今回の突発的な事故については、各役員の方に集まってもらって、町を含めて協議をしたような状況です。

対応としては、令和2年度、機械整備に向けて検討をしているような状況であります。

○議長（広浜喜一郎君） 農林水産業費、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 目の19、農業支援対策費のところですね、農業次世代人材投資事業という項目あるんで、具体的な中身を教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 農業支援対策費の中の農業次世代人材投資事業ですが、事業内容としては、新規就農を始める方、新規就農の認定を受けた方については1年間150万円で50歳未満の農業者を目指す方で、目標としては、5年後に自分で農業を主体とした農業経営形態を継続するというような状況であります。

今回の300万円につきましては、今年度、新規就農関係の方が増えた分について、国から100%の交付金ということで10月以降の支払い対象の部分を予算要求しているところでもあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに、農林水産業費、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の7商工費、12ページ、質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） この商工費の予算の中にですね、計上がされていないんですが、昨日も一般質問でやりましたが、地場特産品開発費の経費が全く計上されておりませんが、現状の予算の中で、開発に取り組む予算を確保されているのか、やる気がないのか、そこら辺の見解を聞かせてください。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 特産品開発費につきましては、当初予算において、特産品協会への補助を実施しているところでございます。予算については、そういった部分で特産品協会に補助をしております、行政としましても、その部分についてあらゆる面で支援はしていきたいというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） ある方から、シキミの葉っぱを乾燥させて線香の材料に使えないかという話を聞いたんですが、私は特産品を開発する上では非常にいいことだなと思ってまして、こういう新規開発をですね、やっぱり町も独自でどんどん、どんどん打ち出していかないと、先に進みませんから、その商工会の特産事業部会に

補助を出しただけでは、全く具体化してこないと思うんですよ。先に進まない。独自にどんどん予算化してですね、やっぱり新規開発に打ち込んでいかないと、活性化は全く見えてこないというふうに思っているんです。

町長、そこら辺はどういうふうに考えておりますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

この特産品につきましては、先ほど予算的には特産品協会のほうに出している部分、その部分ということでございますけれども、昨日も少し申し上げましたが、私どもは私どもなりに、いろんなアイデアも持っておりまして、地元のインギー地鶏もそうですし安納芋もそうですし、そういったものを活用した、本当に、返礼に使えるようなそういうものは、私どもは、できると思っております。そういうアイデアも、そういう特産の材料を原料として供給できれば、非常にそこにつながっていくかなという話もあって、そういうものも話をしておりますけれども、なかなか原料の部分で私どもが思うような方向に行きにくいというか、行かない部分があります。

全国では、いろんな御当地の名産品を作ったり、一手に受けて、いろんなものを開発をして、同じものでも、そこにあつたものでやっているところはあります。

それも全部調べておりますが、本町においては、そういうものも何か仕掛けとしてできかなということ、そこには町のほうもしっかり支援をするという話はされますけれども、どうも協会とかそういうところにお話をしても、町が一緒になって、こっちに来られた方がどこのお店に入っても使えるようなとか、そういう方向になかなか進みにくいところが今あります。それは、議員からおっしゃられるようなことは非常に私どもも感じているところでございまして、何とかそういう開発の方向に向けられるような方向に進められんかという話は今、内部でしているところでございますので、ここで具体的な数字も今申し上げられませんが、どういう方向に進められるかということも具体的なことは申し上げられませんが、私といたしましては、そういう方向にぜひ進めたいという思いがあって、今協議をしたりしているところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 昨日もおっしゃったように、その2名の方がね、そういう特別対策に当たるということですので、やっぱり開発予算という枠を正式につくってですね、動きやすいように。問い合わせが来たら、この予算を使用できる、できないというようなところをやっぱりつくっていかないと、一からスタートするのはなかなか大変かなと思うので、やっぱり、ちゃんと開発予算を組んで、自由に使えるよ

うにして、1年1年検証していくというふうに動き出さないとですね、町長の思いだけでも、実行に移さないとこれ先に進みませんから、私はぜひ新たな開発予算の枠をつくるべきだと思いますので、強く要望しておきます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） ぜひ、そういう方向に進められるように努力をしたいと思えます。

ただ、いろんな組織が本町の中にもあります。そしてまた今、コロナの対策もしておりますが、いろいろ内部でも詰めもして、そしてまた、できたら外部のそういう団体、いろんな方々からも御意見を頂ければいいんですが、町と一緒に、こういうことで進めればどうかとか、そういう話はなかなか届いてまいりません。非常に残念なことだなという思いもしております。

私は、こちらのほうから今はそういうことも一緒にできないのかどうか、それもちょっと話をして、町にも一緒に来ていただければいつでも会って話はするというのも、今日連絡も取れということも言っておりますけれども、姿勢が何か、待ちの姿勢というか、いろいろ進めてみても、何か行政が全部やってくれるみたいなどころがありますので、ここはどうしても町が一体となって私は変えていく方向が一番求められてくるものじゃないかなというふうに思っておりますので、そこも含めて今後、幅広く、協議をしながら何とかやってみたいというふうに思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 予算でありますとか考え方につきましては今、町長からありましたとおりですけども、議員からありましたそのシキミの関係ですけれども、シキミ、サカキについては、枝ものということで、現在ふるさと納税のほうに商品として載せようということで、しきみ生産組合等とも協議をしながら今進めているところでありまして、先ほどあったその線香の部分についても、製造方法でありますとか機械の関係とかそういうところを今調査している段階でありますので、そういう話が進んだ折には予算化もしていかなければいけないかなというふうに考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 商工費、ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の8 土木費、12ページから13ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の9 消防費、13ページから14ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の10教育費、14ページから16ページ、質疑はありませんか。

6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） 町長の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

15ページの目の3公民館費ですが、今回、中央公民館調理室のこのシロアリ駆除ということで予算化しておられますけども、何か雨漏りがひどくてですね、非常に両サイドがもう危険な状態になるようなときもあるというふうに伺っているんです。今、社会教育課のほうにも行き、担当係長からも話は伺ったんですけども、まあ、もうかなり、劣化していると。それで、建て替えというか、新たにすべきなのか、今、課内でも検討中だというようなことを伺ったんです。

やっぱり応急的に修理をして、社会体育ができるようなところまで復旧ができないものか、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） この中央公民館の調理室のシロアリ駆除の予防ということでございます。そしてまた、その天井の雨漏りも、報告は来ておりますが、現在、手前側の校舎ですので、あそこの耐震性についてはいろいろ指摘を受けているところでございます。

ですから、これを今後長く使っていくということになれば、耐震補強をしっかりとやって使うのか、それとも建て替えてしっかりとしたものを造っていくのか、いずれかの方法になると思います。これについては協議をしているところでございまして、今後の計画として、いずれのほうで持っていくのか、また財政的な調整も必要になりますので、そこは協議をしていくこととなると思います。

今回は、ここに出ておりますのは、当面の間、しばらくは今の現状のところを使わなければなりませんので、ここをしっかりと対応をしていくということでございます。

ここの中身については、もし必要があれば課長のほうから、させます。

○議長（広浜喜一郎君） 6番、柳田 博君。

○6番（柳田 博君） シロアリの駆除までの予防ということですので、内容的には聞かなくても分かるんですけども。

社会体育、いろんな子供たち、スポーツ少年団なりですね、いろいろと社会体育もしなければいけませんので、そういった中で、ここ数か月、雨がひどくて、そういうような状況だったんじゃないかなというふうに察するところですけども、仮でもできるのであれば、当面使っていけるような状態まで回復していただければなというふうに思いますが。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） 施設についての御指摘でございますけれど

も、もう御存じのとおり、社会教育施設については大変古うございます。その都度対応をしているわけですが、大きな事業については現在、国の事業がないか国にも問合せをしているところでございます。

あと、先ほど耐震の話が出ましたけれども、耐震の関係については以前の議会でも申し上げたとおり大体1億は超える見込みだということで、やはり町全体の施設を頭に入れて、全体の計画の中で話をしていかなければいけないだろうというふう到我々思っています、今回のシロアリについては、当然、調理室使えませんので今回のこの補修で対応していこうということでございますので、随時、管理についてはやっておりますので御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに、教育費で質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の13諸支出金、17ページ、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入、款の1町税から款の20町債まで、一括して質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、地方債補正、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時13分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第41号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、議案第41号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第41号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ40万9,000円を追加し、予算の総額を9億997万円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1国民健康保険税については、本賦課等によるもので、190万7,000円減額するものであります。

款の6県支出金につきましては、高額介護合算療養費分の普通交付金の増額と特別調整交付金、県繰入金の減額によるものであります。

款の10繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分と保険者支援分・職員給与費等繰入金及び出産育児一時金等繰入金の減額により316万2,000円を減額するものです。また、国民健康保険基金繰入金400万円を増額するものです。

款の11繰越金は、前年度からの繰越金確定に伴い134万3,000円増額するものです。

次に、歳出、3ページをお願いいたします。

款の1総務費については、普通旅費の減額と消耗品の増額等により、補正するものです。

款の2保険給付費は、役務費・負担金（出産育児一時金）の減額と一般被保険者高額介護合算療養費の増額に伴い補正するものです。

款の6保健事業費につきましては、会計年度任用職員の職員手当の時間外手当への組替え及び普通旅費の減額に伴うものでございます。

款の9諸支出金につきましては、税過年度還付金、特定健診等負担金返還金、特別調整交付金返還金、合わせて129万4,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第42号 令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、議案第42号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第42号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ820万1,000円を追加し、予算の総額を7億401万8,000円とするものです。

第1表、歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1保険料につきましても、今年度の本賦課を行った結果に基づき255万円を減額するものです。

款の4国庫支出金につきましても、本賦課に伴い、財政調整交付金218万2,000円を減額するものです。

款の5支払基金交付金につきましても、過年度の精算により121万4,000円増額するものでございます。

款の10繰入金につきましても、地域支援事業費の計画に基づき、それぞれの負担割合によって増額及び減額するものです。介護保険基金繰入金につきましても、歳

入歳出の差額1,148万2,000円を基金から繰り入れるものであります。

款の11繰越金については、前年度繰越金の確定に伴い21万9,000円増額するものです。

2ページをお願いいたします。

歳出、款の1総務費につきましては、会計年度任用職員の職員手当から時間外手当に組み替えるものです。

款の5地域支援事業費につきましては、一般介護予防事業費の報償費・費用弁償の減額と需用費の増額、総合相談事業費の報酬の減額と職員手当・共済費の増額であります。

款の8諸支出金の償還金につきましては、令和元年度の介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴い、国・県等へ返納金を増額するものでございます。

その他会計繰出金につきましては、前年度分職員給与費等繰入金精算に伴う一般会計への返納金となります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 濱田課長、教えてください。

歳入のこの1号被保険者保険料の減額、この理由はどういうことが反映されているんですかね。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 保険料の減額ですけれども、ここについては、ちょっと詳しくは分かりませんが、その対象の人数でありますとか所得の状況によつての確定ですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 教えてほしいんですが、歳出の償還金、3項目あるんですが、これはもう自動的に前年度決算から出てきた分で、この時期には必ず返還金が出てくるという内容のものでいいんですかね。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） この前年度分の精算ですけれども、前年度分の精算が確定した時点において、毎年度9月になるんですが、この時期に、まあ精算ですので必ず返納ということではありませんけれども、この時期に予算をお願いしているところでもあります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
（第2号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第43号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第43号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ749万2,000円を追加し、予算の総額を9,453万4,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては省略させていただきます。

それでは、事項別明細書で主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1 後期高齢者医療保険料につきましては、賦課更正によるもので、総額で561万1,000円を増額するものでございます。

款の4 繰入金でございますが、事務費等繰入金と基盤安定繰入金の増額になります。

款の5 繰越金でございますが、令和元年度決算に伴う前年度繰越金で、167万3,000円を増額するものでございます。

款の6 諸収入につきましては、後期高齢者医療制度特別対策補助金8万8,000円を増額するものでございます。

次に、歳出、2ページをお願いいたします。

款の1 総務費につきましては、消耗品と高齢者医療制度システム改修負担金、合わせて10万4,000円を追加するものでございます。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、被保険者保険料納付金及び保険基盤安定負担金738万8,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第44号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第44号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） 議案第44号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入を2,874万8,000円増額し2億8,816万3,000円、支出を3,297万円増額し3億3,665万円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第3条は、資本的収入及び支出です。収入を420万3,000円減額し2,413万7,000円、支出を1,211万1,000円増額し7,892万7,000円とするものでございます。

第4条企業債補正につきましては、長谷地区高架水槽解体事業の600万円を削除し、新たに南種子町水道事業自家発電施設実施設計業務委託で110万円を追加するものでございます。

3ページをお開きください。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、職員の人事異動に伴うもので、職員給与費1,691万7,000円の増額補正でございます。

第6条、一般会計からの補助を受ける金額は、2,933万4,000円の増額補正を行うものです。

次に、予算書7ページをお願いいたします。

予算事項別明細書について御説明いたします。

まず、収益的収入について、款の1水道事業収益、項の1営業収益については5月から7月分の水道基本料金免除の実績に基づいて60万1,000円減額補正を行い、項の2他会計補助金2,933万4,000円増額をし、水道事業収益合計2億8,816万3,000円とするものでございます。

次に、収益的支出については、款の2水道事業費用、項の1営業費用を3,197万円増額し3億1,137万8,000円とするものです。

内容につきましては、目の1原水及び浄水費を1,130万3,000円増額をし3,319万1,000円といたしております。主なものにつきましては、水源池及び浄水場の動力電気料の経費となります。

目の2配水及び給水費につきましては、404万4,000円増額をし2,290万8,000円となったところです。主なものにつきましては、漏水工事の委託料及び原材料の経費となります。

次に、8ページをお開きください。

目の4の総係費を1,662万3,000円増額補正し、合計で8,133万1,000円となります。10ページをお開きください。

資本的収入（企業債、県補助金、他会計負担金）については、420万3,000円減額し2,413万7,000円とするものです。

資本的支出につきましては、企業債償還金621万5,000円の増額が主なもので、1,211万1,000円増額し7,892万7,000円とするものです。

次に、11ページをお開きください。

たな卸資産購入限度額につきましては、量水器と材料費で、400万円と定めております。今回の補正で、量水器から材料費へ270万円の組替えを行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君）　これから質疑を行います。

質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君）　古市課長、お尋ねします。

この自家発電設備事業は、現在の自家発電設備があるのかないのか。容量的に出

力自体が不足するのか、あるいは買換えの時期に来ているのか。今回も、10号台風で貯水量が減って、節水にという町民への呼びかけもありましたが、その辺のことも、この自家発電との絡みがあるのか、安定的に供給ができないおそれがあるということでも取り組まれるということなのか、その辺を総体的に教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） お答えをいたします。

総体的でちょっと説明をさせていただきたいと思いますが、停電をしますと自動的に自家発電に切り替わると。その設備はございますが、高いところに水を供給するための、加圧ポンプなんですけど、まだ5か所ほど自家発電機がない状態でございます。ここにつきましては、年次整備を図っていかないといけないのかなど。1か所当たりの自家発電機の整備費が500万円から600万円台になるような状況でございます。

今回の台風で、確かに議員おっしゃるように停電が長うございました。自家発電によりカバーしている部分もあるんですが、停電が長引いた関係で、実際的には大きな40から80の発電機をリースをいたしまして、直結でつないでですね、対応に当たったところであります。

そういう各施設の詳細については、何かの機会があれば、資料を基に説明を今後申し上げたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 今の関連質問ですけども、5か所あって、1台が500万円か600万円、これ1,800万円ですが、5か所これで解消はされないんですが、全町内で停電時における給水停止状態が解消されるのはいつ頃を見込んでいるんですか、お聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） お答えいたします。

停電が長くなれば、今の現状ですが、そういう処置をしていると。

ちなみに、中種子町におきましては、加圧ポンプに発電機がない箇所がやっぱりございまして、リースをお願いしていて、発電機をセットして、つないでもらうというような対策を取っているようです。

本町においても、5か所ほど加圧ポンプにまだ自動発電機ですね。停電したときに、しばらくは水はやっぱりたまっていますので、長引いたときの処置ということで、その費用が、発電機は製造から設置まで高額なものになっていますので、それについては年次対応し、これからの課題としてですね、残っているという状況でござ

ざいます。

直近に断水するとか、そういうのは緊急性はないと思っていますので、予算の都合もございまして、そのように御理解ください。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 今回のこの予算措置では、じゃあ、5か所のうち何か所をカバーする予定になっているんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） 今回の補正の中で、何か所、その修理費に充てるという特別な項目はございません。全体的な、今回の補正要求でございまして、特定はしてございません。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、諮問第1号について御説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所は、鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2073番地1。氏名、浦門 望、昭和24年4月3日生まれでございます。

本件については、人権擁護委員は法務大臣が委嘱をする委員であります。これを推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

浦門 望氏は人格、識見ともに適任者と認め、同意を求めるものでございます。
御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、本案に対する議会の意見はこれを適任とすることに決定
したいと思えます。御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は適任と答申
することに決定しました。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月18日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午前11時40分

令和2年第3回南種子町議会定例会

第 3 日

令和2年9月18日

令和2年第3回南種子町議会定例会会議録

令和2年9月18日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 認定第1号 令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和元年度南種子町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第7 閉会中の継続調査申し出
- 閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	藺田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西嘉秋君	教育委員会 社会教育課長	松山砂夫君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前10時00分

○議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 認定第1号 令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 認定第2号 令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 認定第3号 令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 認定第4号 令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 認定第5号 令和元年度南種子町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、認定第1号令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第5、認定第5号令和元年度南種子町水道事業会計歳入歳出決算認定までの5件を一括上程します。

この決算認定議案5件については、議会運営委員会の決定により、あと持って決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることとしておりますので、説明と質疑は総括的に行います。

認定第1号から認定第5号まで、順番に説明を求めます。

初めに、認定第1号令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について、総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 認定第1号令和元年度南種子町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

それでは、まず、決算書の99ページをお開きください。

決算額につきましては、歳入総額で57億5,716万5,502円、歳出総額で56億9,594万9,656円、歳入歳出差引残高は6,121万5,846円の黒字になりました。

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費が1,530万1,000円でありますので、差し引いた実質収支額は4,591万4,846円の黒字決算となっております。

さらに、地方自治法並びに地方財政法の規定に基づく財政調整基金への積立てを2,500万円いたしましたので、翌年度繰越額は、2,091万4,846円となったところでございます。

決算額の前年度比につきましては、歳入総額で1億9,941万2,315円、3.3%の減、歳出総額で2億3,478万6,510円、4.0%の減となったところでございます。

それでは、お手元に配付しておりますAサイズ横3枚綴りの令和元年度一般会計決算説明資料に基づいて御説明を申し上げます。

この資料の数値につきましては、地方財政状況調査の数値を引用しているために、決算額及び決算区分が決算書と異なる部分がありますので、その点については御理解をお願いいたします。

それでは、1ページの歳入について御説明いたします。

まず、地方税については7億9,695万7,000円で、全体の13.8%を占めており、前年度比で17万6,000円の減となっております。

徴収率で町全体で94.6%、前年度より0.4ポイントの減となっております。

次に、地方交付税については24億2,491万円で、全体の41.1%と高い割合を占めており、前年度比で6,214万5,000円、2.6%の増となっております。

普通交付税の増につきましては、社会福祉事務所設置に伴う基準財政需要額の増によるものでございます。

特別交付税の減につきましては、西野小校舎建設に伴う備品購入費や災害復旧事業などを上げておりましたが、他自治体に比べて特別な需要額が少なかったことなどが主な原因と考えております。

次に、国庫支出金については7億3,515万3,000円で、前年度比で2億2,900万6,000円、45.2%の増となっており、主に生活保護費負担金、学校施設環境改善交付金、冷房設備対応臨時特例交付金によるものとなっております。

次に、県支出金については3億5,226万5,000円で、前年度比で5,303万2,000円、13.1%の減となっており、主に種子島周辺漁業対策事業交付金、地域振興事業補助金によるものとなっております。

次に、寄附金については4,410万9,000円で、前年度比で8億3,190万5,000円、95%の減となっており、ふるさと応援寄附金の大幅な減によるものでございます。

次に、繰入金については2億4,462万9,000円で、前年比で2億4,411万円の増となっており、財政調整基金から繰り入れによるものでございます。

次に、諸収入については1億3,903万2,000円で、前年度比で1,370万9,000円、9%の減となっており、主に畜産担い手育成総合整備事業のよるものとなっております。

公債費については7億383万7,000円、構成比で12.4%、前年度比で1,960万6,000円、2.7%の減となっております。これは、平成17・18年度に許可された健康公園整備事業など過疎対策事業債の償還終了によるものでございます。

次に、投資的経費につきましては、総額で11億206万6,000円となっており、全体の19.3%を占めております。

このうち、普通建設事業費につきましては、10億5,954万9,000円で、西野小校舎建設事業、小・中学校空調設備事業、社会資本整備総合交付金を活用した各事業などであります。

次に、物件費をはじめとするその他の経費については、総額で23億3,736万8,000円となっており、全体の41%を占めております。

このうち、物件費については9億6,975万円、構成比で17%、前年度比で5億6,075万2,000円、36.6%の減となっており、ふるさと応援寄附金の大幅な減に伴う返礼業務手数料の減によるものでございます。

補助費等については、9億4,134万9,000円、構成比で16.5%となっており、一部事務組合に対する負担金、水道事業会計、各種団体等への補助金が主なものでございます。

積立金については、509万円、前年度比で1億411万4,000円、95.3%の減となっております。

操出金については、3億8,022万6,000円、構成比で6.7%となっており、各特別会計への操出し分でございます。前年度比で7,599万9,000円となっておりますが、水道事業会計の公営企業会計への移行に伴い、従来の操出金の区分から補助費等へ移行したことによるものでございます。

次に各財政指数の状況について、御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

財政力指数は、3か年平均で0.26となっております。

経常収支比率については、前年度より1.6ポイントの増で94.9%となっております。

次に、地方債の令和元年度末現在高については、前年度より479万8,000円、0.1%の増となっており、総額で63億1,946万9,000円となっております。

次に、積立金の令和元年度末現在高については、前年度より2億2,543万円、9.9%の減となっており、総額で20億4,641万3,000円となっております。このうち財政調整基金が9億1,328万3,000円、減債基金が4億2,400万1,000円となっております。

次に、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字か赤字かを判断する指標のことでありまして、令和元年度は黒字決算でありますので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率については、一般会計等が負担する元利償還金と公営企業債の償還に充てたと認められる操出金、組合等が起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金・補助金などの標準財政規模に対する比率のことでありまして、

3か年平均で12.2%となっているところでございます。

最後に、将来負担比率については、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことでありまして、36.3%となっているところでございます。

令和元年度については、これら4つの指標とも早期財政健全化基準及び財政再生基準内であり、健全な財政運営がなされていると判断されているところでございますが、今後も各指数の分析をしながら、引き続き健全な財政運営に努めていきたいと考えております。

以上、決算の概要についての説明であります。細部にわたりましては、この後に設置されます決算審査特別委員会の審査において、各課から詳細な説明がありますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第2号令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 認定第2号令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算書の117ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で9億3,667万9,682円、歳出総額で9億2,933万5,882円、歳入歳出差引額734万3,800円となりました。余剰金のうち、600万円を国民健康基金へ積立をいたしましたので、翌年度への繰越額は134万3,800円となったところでございます。

決算額の前年比較につきましては、歳入総額で4,708万876円、歳出総額では4,722万9,493円の増で、主な理由としては直営診療施設公立種子島病院への操出金4,749万2,000円によるものとなっております。

保健事業につきましては、被保険者の健康増進を図るため、国民健康保険事業計画を基本に特定健診、特定保健指導の実施、医療費適正化対策、人間ドック助成等、また、各種健康教室の実施や糖尿病重症化予防に関する事業を行ったところでございます。

令和元年度の特定健診特定保健指導の実施率については、鹿児島県の目標値である60%に近づけるため、関係機関と連携して未受診者対策に取り組みましたが、特定健診実施率は、昨年度よりも約4%の減、特定保健指導実施率は約6.7%の減となる見込みとなっております。

国保税の収納状況につきましては、現年度分で96.17%、前年度より0.79%増加、滞納繰越については、14.24%で前年度より4.46%増となっております。

以上で概要について説明を終わりますが、細部につきましては、決算特別委員会の中で報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第3号令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 認定第3号令和元年度南種子町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

決算書の138ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で6億8,161万5,033円、歳出総額で6億8,109万5,493円、歳入歳出差引51万9,540円となり、その全額を翌年度へ繰り越したところでございます。

決算額の前年度比較につきましては、歳入総額で2,440万8,122円、歳出総額で2,478万6,792円、それぞれ増額となっています。概要といたしましては、平成30年度を初年度とした第7期介護保険事業計画に基づき事業を進めてまいりました。

令和2年3月末現在の要介護・要支援認定者数は304人となっております。うち、要支援・要介護1の者が96人で認定者全体の31.5%を占めております。

なお、認定者のサービス利用実績は、全体件数7,619件であり、内訳として、訪問・通所系サービス2,360件31.0%、居宅介護支援1,855件24.3%、福祉用具貸与1,310件17.2%、地域密着型サービス1,067件14.0%、施設サービス480件6.3%、短期入所サービス446件5.9%などが主なものとなっております。

また、保険給付費は5億8,283万1,972円、前年度比2,811万8,032円4.82%の増額となっております。

保険料の徴収実績でございますが、現年度分99.23%、滞納繰越分14.32%、全体で96.74%となったところでございます。

以上で概要の説明を終わります。細部につきましては、決算特別委員会において報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第4号令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 認定第4号令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

それでは、決算書の146ページをお願いいたします。

決算額でございますが、歳入総額で8,514万9,939円、歳出総額8,337万6,331円歳入歳出差引177万3,608円となりまして、その全額を翌年度へ繰り越したところであります。

概要につきまして、御説明いたしますが、歳入は、現年度分で後期高齢者保険料

の特別徴収保険料、収入済額が2,797万9,500円、収納率は100%で、普通徴収保険料現年度分では、収入済額1,693万円で収納率は97.75%、滞納繰越分につきましては、収入済額で19万900円で収納率が87.85%でございました。

一般会計からの繰入金は、事務費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を含め3,551万5,636円となっております。

歳出につきましては、総務費369万4,711円、後期高齢者医療広域連合納付金7,685万138円が主なものでございます。

以上で概要の説明を終わりますが、細部につきましては、決算特別委員会の中で報告したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、認定第5号令和元年度南種子町水道事業会計歳入歳出決算認定について、水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） それでは認定第5号令和元年度南種子町水道事業会計歳入歳出決算認定について、御説明いたします。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけてまして議会の認定に付するものです。

南種子町水道事業決算及び事業報告、1ページをお開きください。

収益的収入及び支出の第1款、事業収益の決算額は2億9,635万8,839円、支出の第1款、事業費の決算額は3億2,103万5,835円となりました。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。第2款、資本的収入の決算額は、9,152万6,775円、支出の第2款資本的支出の決算額は、1億5,857万5,495円となり、不足する額につきましては、下段に記載してありますとおり、当該年度損益勘定留保資金で補填しております。

3ページを御覧ください。

令和2年3月31日現在の損益計算書です。下から3行目、当年度純損失は2,928万279円となり、当年度未処理欠損金としております。

6ページをお開きください。

貸借対照表です。一番下の資産及び7ページ下段の負債資本の合計は、23億6,577万6,002円となっております。

8ページをお開きください。

水道事業報告書で総括を記載しています。この内容に沿って主なものを御説明します。初めに業務量についてです。

年度末給水人口は5,506人、給水戸数は3,404戸です。4段目、総配水量は65万5,513立方メートル。7段目、有収水量は62万4,300立方メートルで、有収率は

95.24%となっています。

9ページは建設改良工事の概要です。

施設改良費で、生活基盤施設耐震化等事業南種子町水道事業長谷地区増補改良1件とその他工事3件となっております。建設改良費のうち工事請負実施額は合計で9,068万6,000円となりました。

事業収入に関する事項、事業費に関する事項については、お目通しをお願いします。

10ページをお開きください。

未収金ですが、水道料金については、過年度分次期末収額が444万9,142円、令和元年度分次期繰越額が1,440万705円となっております。

未払金ですが、生活基盤施設耐震化等事業に伴う工事費で、建設改良費6,296万4,000円が主なもので、合計で7,373万6,185円となっております。

11ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書です。下段の資金期末現在高は3,805万832円となりました。

16ページをお開きください。

企業債明細書です。新規借入はナンバー31の4,410万円で、南種子町水道事業長谷地区増補改良に伴い借り入れたものです。

当年度償還高の合計は5,939万1,103円で、未償還残高は11億1,599万800円となっております。

以上で決算概要の説明を終わりますが、詳細内容につきましては、この後設置されます決算審査特別委員会の決算審査におきまして、資料を添えて御説明申し上げますので認定方よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたって、各会計ごとに行います。

初めに一般会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、水道事業会計歳入歳出決算について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続審査としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第5号までの決算認定議案5件については、6名の委員で構成する令和元年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

令和元年度決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、濱田一徳君、福島照男君、廣濱正治君、名越多喜子さん、柳田博君、大崎照男君を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、令和元年度決算審査特別委員会の委員は、濱田一徳君、福島照男君、廣濱正治君、名越多喜子さん、柳田博君、大崎照男君を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中にただいま選出されました特別委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時30分

再開 午前10時48分
————— . ——— . —————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定した旨、報告がありましたのでお知らせします。
令和元年度決算審査特別委員会の委員長に柳田 博君、副委員長に濱田一徳君、
以上お知らせします。

日程第6 発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪
化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、発議第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴
う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを
議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員長、小園實重君。

[小園實重議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（小園實重君） 発議第4号について提案をいたします。

発議第4号は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に
対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についてであります。

別紙意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚
生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しご
と創生担当大臣に提出するものであります。

提出者は、南種子町議会議会運営委員会であります。説明については委員長の責
において行っているところであります。

趣旨については、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的・経済的な影響
は甚大なものがあり、住民の日常生活の苦難と不安が続いている中で、今後の町財
政は地方税、地方交付税の大幅な減少等により、かつてない厳しい状況になること
が予想されます。

このような状況において、町の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に
提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を国に
強く求めていくことが不可欠であります。

全国町村議会議長会では、このことについてあらゆる機会に要請活動を行ってい
ることとしていますが、さらに全国の町村議会が一丸となって、強く要望すること
の重要性に鑑みて、鹿児島県町村議会議長会でも意見書提出の取組を積極的に推進
することから、その要請を受け、南種子町議会でも、この意見書提出の取組を行う
ものであります。

具体的な要請事項は、次の5項目であります。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確
保充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮

減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、税制の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特別措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同方、よろしく願いをいたします。

終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第7 閉会中の継続調査申し出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、

閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年第3回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午前10時57分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗

南種子町議会議員 濱 田 一 徳